

第3期高知県地域福祉支援計画

～「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指して～



左にあるマークは、高知型福祉のロゴマークを県民の皆さんから公募したものです。

【作者の思い】

「虹は高知県の形をモチーフに、高知県で暮らす人々が、互いに支え合える安心感をイメージしています。」

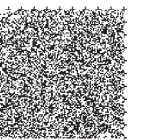
また、中央のハート形の手を広げたものは、「幅広いニーズに応えていく姿勢を表しています。」



もっとこの計画を知りたい!

クリック!

令和2年4月
高知県



ごあいさつ

本県では、平成22年2月に、「日本一の健康長寿県構想」を策定するとともに、地域福祉の取り組みを推進するため、「高知県地域福祉支援計画」を策定し、これまで本県が抱える様々な課題の解決に向けて取り組んだ結果、あったかふれあいセンターを中心とした地域の支え合いの仕組みづくりが進むなど、一定の成果が現れてきております。

しかしながら、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴い地域の支え合いの力が弱まるといった課題や、複雑な問題を抱えているひきこもりの方への支援などについては、総合的な対策をより充実していくことが求められています。



このため、これまでの取り組みを一層深化させ、さらに発展させることを基本としながら、数値目標をより明確化することに意を用いて、令和2年3月に第4期日本一の健康長寿県構想を策定し、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化などに取り組むなど、より骨太に、かつ挑戦的に様々な対策を講じていくこととしたところです。

あわせて今般、市町村の地域福祉の支援に関する事項として、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を一体的に定めた「第3期高知県地域福祉支援計画」を策定しました。

この計画では、地域共生社会の実現に向け、あったかふれあいセンターの整備を通じた取り組みを発展、継続しつつ、制度のすき間を埋める包括的な体制整備の支援をはじめ、高知版地域包括ケアシステムや高知版ネウボラの取り組みなど、それぞれのライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制を構築していくこととしております。

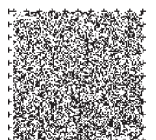
今後も、市町村や地域が主体となった地域福祉活動の取り組みが一層効果的に実践できるよう連携・協調してまいります。

こうした取り組みを通じて、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる『高知型福祉』の実現を目指してまいりますので、県民の皆様方におかれましては、「第4期日本一の健康長寿県構想」はもちろんのこと、構想と一体的に推進する「第3期高知県地域福祉支援計画」に基づく取り組みにも、これまで以上にご理解、ご参画いただきますよう、心からお願い申し上げます。

最後に、第3期計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました高知県社会福祉審議会の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

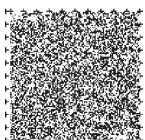
令和2年4月

高知県知事 濱田 省司

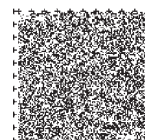


目次

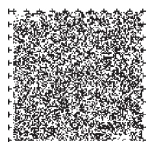
| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 第3期計画の基本事項と策定の背景 | 1 |
| I 計画の基本事項 | 2 |
| 1. 法令等の根拠 | 2 |
| 2. 計画期間 | 3 |
| 3. 計画の性格と位置づけ | 3 |
| 4. 計画の目的及び趣旨 | 5 |
| 5. 計画の基本項目及び目標 | 7 |
| 6. 計画の推進体制 | 8 |
| II 計画の策定背景 | 9 |
| 1. 高知県の現状と課題 | 9 |
| (1) 人口減少・少子高齢化の進行 | 9 |
| (2) 高齢化に伴う諸課題 | 11 |
| (3) 貧困や虐待などへの対応 | 13 |
| (4) 制度サービスが行き届きにくい地域への対応 | 20 |
| (5) 中山間地域の過疎化の現状と暮らしの確保 | 24 |
| (6) 災害時要配慮者対策 | 26 |
| (7) 地域の支え合いの力の弱まり | 28 |
| 2. 地域福祉への新たな期待 | 29 |
| (1) 地域共生社会の実現に向けた基盤づくりと地域力強化の推進 | 29 |
| (2) その他地域福祉にかかる国の主な制度改正への対応 | 31 |
| 3. 第2期計画に基づく取り組みの主な成果 | 32 |
| (1) 第2期計画に基づく取り組みの主な成果 | 32 |
| (2) 取り組みの成果を踏まえた第3期計画のバージョンアップ | 34 |



| | |
|--|----|
| 第2章 計画の内容 | 35 |
| I 地域福祉の支援の方向性（目指すべき姿） | 36 |
| 1. 地域の実情に応じた地域福祉の推進..... | 36 |
| (1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化..... | 36 |
| (2) 高知版地域包括ケアシステムの構築..... | 36 |
| (3) 総合的な認知症施策の推進..... | 36 |
| (4) 高知版ネウボラの推進..... | 36 |
| (5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）..... | 37 |
| (6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進..... | 37 |
| 2. 地域福祉を推進する基盤の確保..... | 37 |
| (7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動..... | 37 |
| (8) 福祉を支える担い手の確保・育成..... | 37 |
| (9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保..... | 37 |
| (10) 地域福祉アクションプランの推進..... | 37 |
| II 具体的な方策 | 38 |
| 1. 地域の実情に応じた地域福祉の推進..... | 38 |
| (1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化..... | 38 |
| (2) 高知版地域包括ケアシステムの構築..... | 42 |
| (3) 総合的な認知症施策の推進..... | 44 |
| (4) 高知版ネウボラの推進..... | 47 |
| (5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）..... | 51 |
| 1) 市町村における包括的な支援体制の構築..... | 51 |
| ①相談支援（相談窓口の機能と体制の強化）..... | 51 |
| ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）..... | 55 |
| ③地域づくりに向けた支援..... | 56 |
| 2) 困難を抱える人等への支援..... | 63 |
| ①生活困窮者への支援..... | 63 |
| ②虐待防止..... | 67 |



| | |
|---|-----------|
| <高齢者虐待に関すること> | 67 |
| <障害者虐待に関すること> | 68 |
| <児童虐待に関すること> | 69 |
| ③自殺予防対策の推進 | 71 |
| ④ひきこもりの人への支援の充実 | 73 |
| ⑤発達障害のある人への支援 | 76 |
| ⑥医療的ケア児等への支援 | 78 |
| 3) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援 | 79 |
| 4) 居住に課題を抱える人への横断的な支援 | 80 |
| 5) 社会福祉法人等における社会貢献活動の推進 | 82 |
| 6) 民生委員・児童委員活動の充実 | 86 |
| 7) 地域の福祉活動への住民参加の促進 | 88 |
| (6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進 | 91 |
| 1) 自主防災の組織づくりと活動の促進 | 91 |
| 2) 災害時要配慮者支援対策の加速化 | 92 |
| 3) 災害ボランティアセンターの活動支援 | 97 |
| 2. 地域福祉を推進する基盤の確保 | 98 |
| (7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動 | 98 |
| (8) 福祉を支える担い手の確保・育成 | 101 |
| (9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保 | 104 |
| 1) 適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり | 104 |
| 2) 権利擁護の取り組みの推進 | 106 |
| 3) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 | 109 |
| 4) 障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備 | 111 |
| (10) 地域福祉アクションプランの推進 | 114 |
| 1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進 | 114 |
| 2) 地域福祉アクションプランの基本事項 | 115 |
| 3) 地域福祉アクションプランの推進に当たっての大切な視点 | 118 |





第3期高知県地域福祉支援計画

～「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指して～

第1章

第3期計画の基本事項と策定の背景

| | |
|------------|----|
| I 計画の基本事項 | P2 |
| II 計画の策定背景 | P9 |

第1章 第3期計画の基本事項と策定の背景

I 計画の基本事項

1. 法令等の根拠

社会福祉法第108条に基づく法定計画

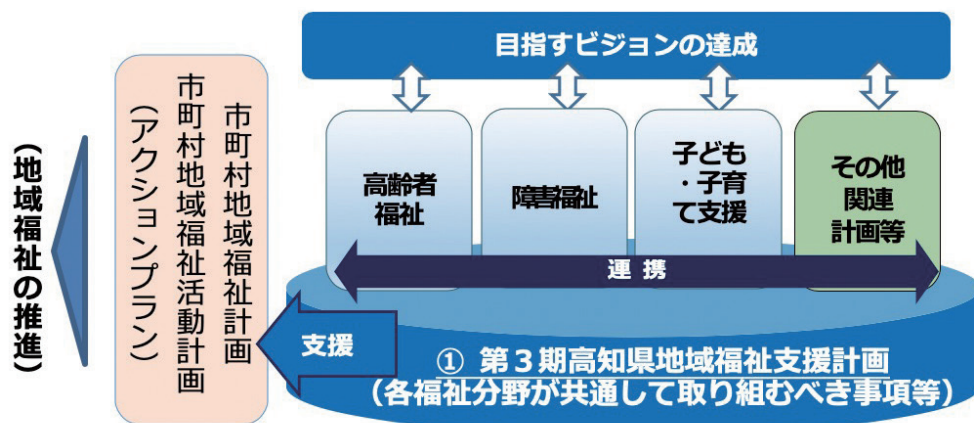
【参考：社会福祉法※抜粋】

(都道府県地域福祉支援計画)

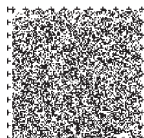
第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

<参考：地域福祉支援計画と他計画との関係（イメージ）>



②高知県地域福祉活動支援計画※県社協策定



2. 計画期間

第3期計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

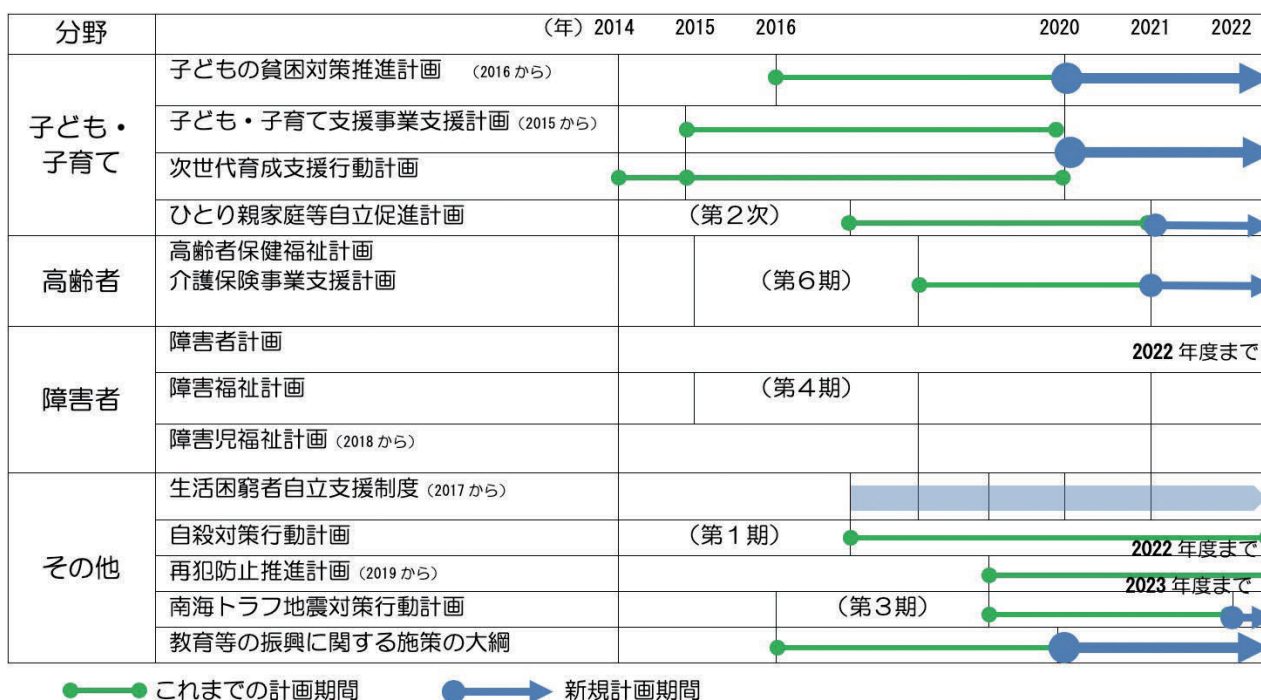
3. 計画の性格と位置づけ

この計画は、本県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、先述のとおり、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画です。

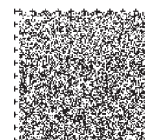
計画の策定にあたっては、広域的な見地から、市町村における包括的な支援体制の整備のほか、地域福祉の支援に関する事項を一体的に定め、各福祉分野の個別専門の法定計画及び「日本一の健康長寿県構想¹」など関係する計画等との整合性をとることによって、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保しています。

また、この計画は、分野を超えた地域生活課題を守備範囲として地域共生社会の実現を目指すものであることから、住民や関係者が主体的に策定・推進する地域福祉活動支援計画と一体的に策定しています。

<参考：この計画と関連する福祉分野の計画（主なもの）>



¹ 日本一の健康長寿県構想:県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる県づくりを目指して、保健、医療、福祉の各分野の課題を分析し、平成22年2月に取りまとめた構想。



<参考：日本一の健康長寿県づくり>

○第4期日本一の健康長寿県構想(令和2年度から令和5年度まで)の取り組みの柱

I 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

- (1) 健康づくりと疾病予防
- (2) 疾病の早期発見・早期治療

II 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

- (1) 高知版地域包括ケアシステムの構築
- (2) 医療・介護・福祉インフラの確保
- (3) 障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり
- (4) 医療・介護・福祉人材の確保

● 「地域包括ケアシステム」とは

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される体制のことです。

● 「高知版地域包括ケアシステム」とは

地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターの整備や、中山間地域の訪問看護・訪問介護など在宅サービス確保への支援、ドクターヘリの円滑な運行など、中山間地域が多いという高知県の実情を踏まえた地域包括ケアシステムのことです。

III 子どもたちを守り育てる環境づくり

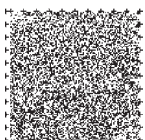
- (1) 高知版ネウボラの推進
- (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援

● 「ネウボラ」とは

フィンランド語で「アドバイスの場所」という意味です。「(ネウボ (neuvo) = アドバイス」、「ラ (la) = 場所)」フィンランドのネウボラは、担当保健師が中心となって子どもやその家族を支援するための地域拠点です。

● 「高知版ネウボラ」とは

妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関のネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ仕組みのことです。



4. 計画の目的及び趣旨

本県は、全国に15年先行して平成2年から、人口が出生児よりも死亡者の数が多い自然減の状態となるなど、人口減少と少子高齢化が進んでいます。特に、その傾向が顕著な中山間地域では地域の支え合いの力が弱まるなどの課題を抱えています。

こうしたことから、本県では、平成22年に保健・医療・福祉の各分野の課題の解決に向け、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、福祉分野においては、本県の実情に即した「高知型福祉」の実現を目指して、小規模多機能支援の拠点となる「あったかふれあいセンター」の整備をはじめ、地域で支援を必要とする人などへの支援体制づくりや福祉を支える担い手の育成などに取り組んでまいりました。

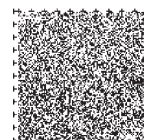
あわせて、こうした地域福祉の取り組みを推進するため、基本指針となる「高知県地域福祉支援計画」を平成23年に策定するとともに、市町村及び市町村社会福祉協議会の「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」（以下「地域福祉アクションプラン²」という。）の策定と取り組みについて支援してきたところです。

（第3期計画の策定の考え方）

これまでの取り組みにより、各地域で医療、介護、福祉のサービス提供体制が一定整ってきたことから、第3期計画では、それぞれのサービス資源の拡充を推進するとともに、それらをネットワークでつなぐことにより、日常生活での健康づくりや介護予防³、入退院、在宅生活までを切れ目なく支援する「高知版地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

² 地域福祉アクションプラン：市町村が社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。

³ 介護予防：介護保険制度において、介護保険サービスの充実と合わせ、可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援する考え方。

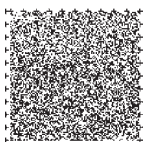


また、妊娠期から子育て期までを切れ目なく総合的に支援する「高知版ネウボラ」の取り組みを県内全域に広げ、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応、子育て家庭の不安解消、働きながら子育てできる環境づくりを進めます。

あわせて、認知症やひきこもりの人に対する総合的な対策の構築、災害時の要配慮者⁴対策の着実な推進を図ることなど、社会的課題に適切に対応できるよう、地域の実情に応じた地域福祉の推進を図ります。

こうした取り組みを確実に進めていくため、第3期計画は、高知県社会福祉協議会が策定する高知県地域福祉活動支援計画と一体的に整備するとともに、市町村や地域が主体となり取り組む地域福祉アクションプランとも連携・協力しながら、地域福祉活動が一層実践される基盤づくりを進めます。

さらに、社会福祉法や障害者総合支援法、児童虐待防止法の改正、認知症施策推進大綱の策定など、第2期計画策定以降の国の動きなども踏まえ改定することとしました。



⁴ 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者とされている。
(災害対策基本法第8条第2項第15号の規定による)

5. 計画の基本項目及び目標

本県の特性や地域の実情にあった福祉を実現するための方向性として、根幹部分は第2期計画を継承し、取り組みをより強固にしたうえで、市町村における包括的な支援体制の整備を支援するため、本計画では、地域福祉推進の基本項目として10本柱を立て、それぞれの取り組みを推進します。

<第2期計画 H28～R1>

| |
|------------------------------------|
| I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進 |
| 1) 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化 |
| 2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり |
| 3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり |
| 4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進 |
| II. 地域福祉を推進する基盤の確保 |
| 5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動 |
| 6) 福祉を支える担い手の確保・育成 |
| 7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保 |
| 8) 地域福祉アクションプランの推進 |

- 地域で支え合う医療、介護、福祉のサービス提供体制の確立とネットワークの強化
- 子どもたちを守り育てる環境づくり
- 制度の狭間への対応

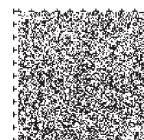
<第3期計画 R2～R5>

| | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進 | 第3期計画策定のポイント |
| 1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化 | |
| 2) 高知版地域包括ケアシステムの構築 | |
| 3) 総合的な認知症施策の推進 | |
| 4) 高知版ニューボラの推進 | 総合的な対策の構築 |
| 5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて） | 市町村の包括的な体制整備を後押し |
| 6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進 | 高知県地域福祉活動支援計画と一体的に整備して取り組みを後押し |
| II. 地域福祉を推進する基盤の確保 | |
| 7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動 | |
| 8) 福祉を支える担い手の確保・育成 | |
| 9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保 | |
| 10) 地域福祉アクションプランの推進 | |

本計画では、これらの取り組みを推進することにより、

目標：「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」

を目指します。

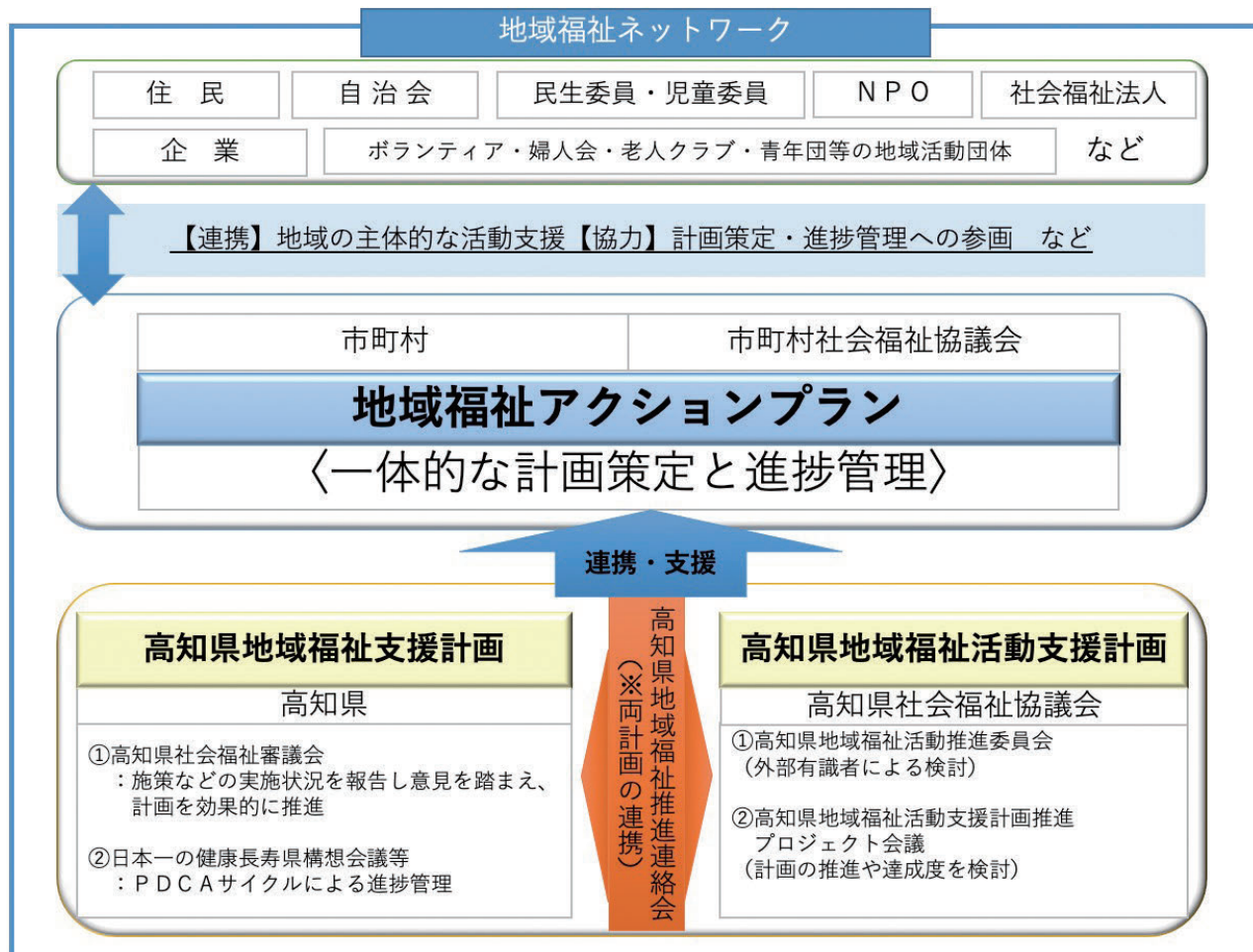


6. 計画の推進体制

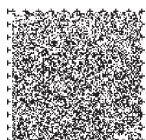
この計画を推進するため、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村の地域福祉の取り組み状況をはじめ、市町村や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員⁵などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

- 高知県社会福祉審議会に施策などの実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図るとともに、日本一の健康長寿県構想推進会議等において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。
- 関係機関が「高知県地域福祉活動支援計画」及び「市町村地域福祉アクションプラン」により、相互に連携・協力しながら地域福祉活動を進めます。
- 施策効果の分析・評価を行うため、取り組みごとに数値目標を定めます。

<計画の進捗・管理・評価体制>



⁵ 民生委員・児童委員：民生委員＝それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねる。
児童委員＝地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。



II 計画の策定背景

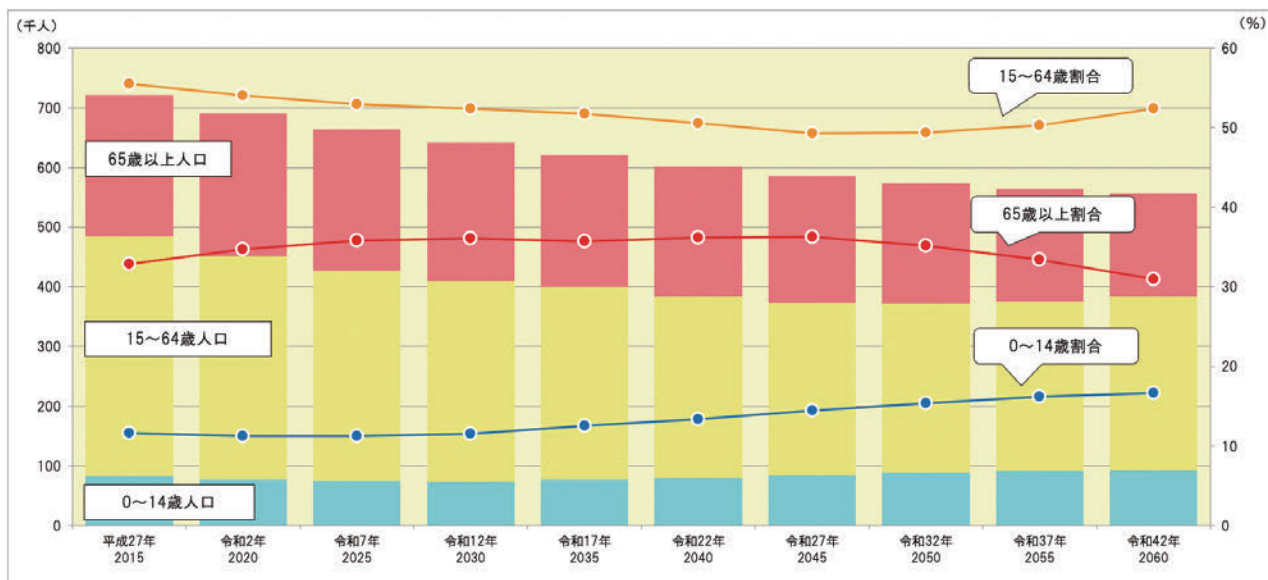
1. 高知県の現状と課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

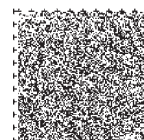
1) 人口の減少

本県では、人口が減少しています。このため、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講ずることにより、55.7万人の実現を目指しています。

<高知県の人口の見通し>



「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに作成

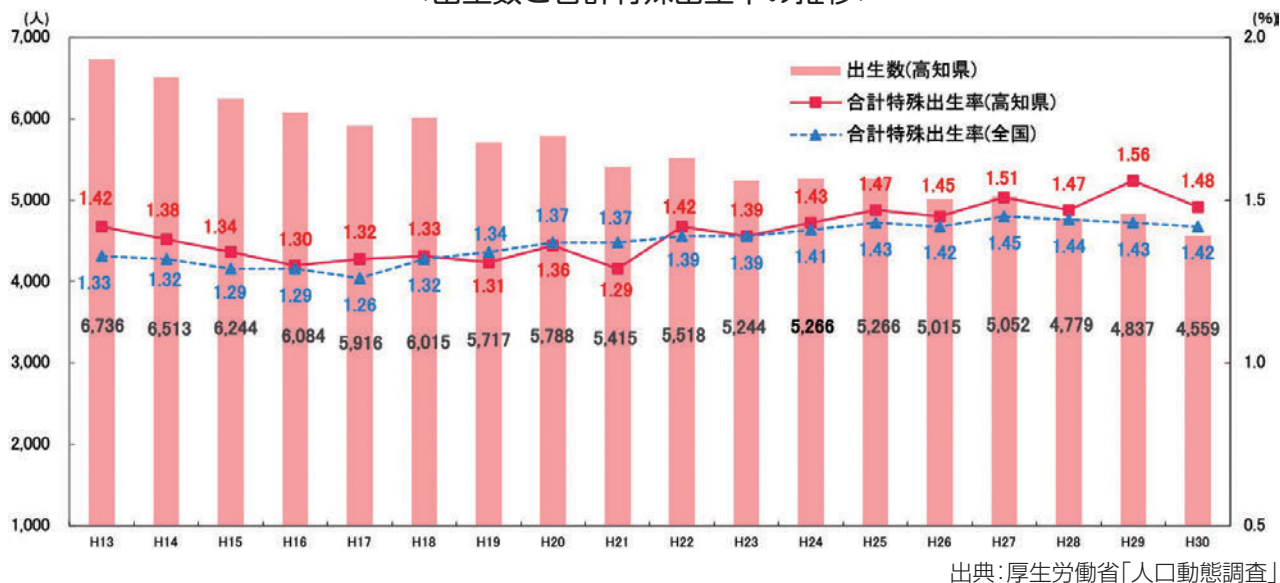


2) 出生数の推移

本県の出生数は減少しており、人口構成から見ても当面の間は出生数の減少は避けられない状況となっています。

一方、合計特殊出生率は、平成21年に1.29と過去最低を記録した後、全体としては回復基調にあり、この間の伸び率は全国を上回る状況となっています。

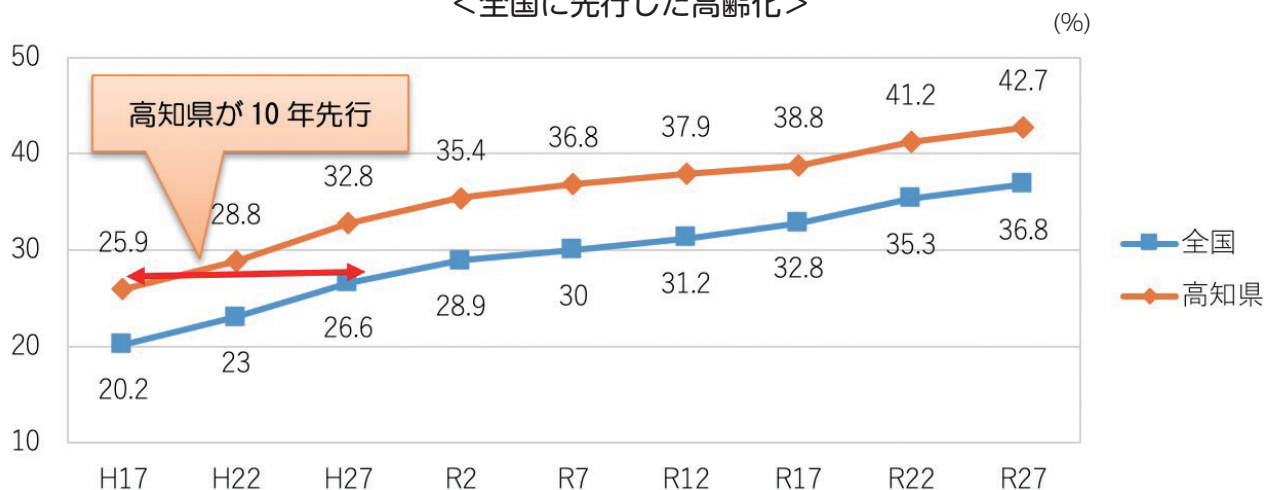
＜出生数と合計特殊出生率の推移＞



3) 全国に先行した高齢化

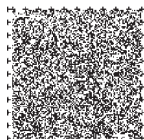
本県では、全国に10年先行して高齢化が進んでいます。

＜全国に先行した高齢化＞



出典：H17～H27 国勢調査結果「高知県、総務省」

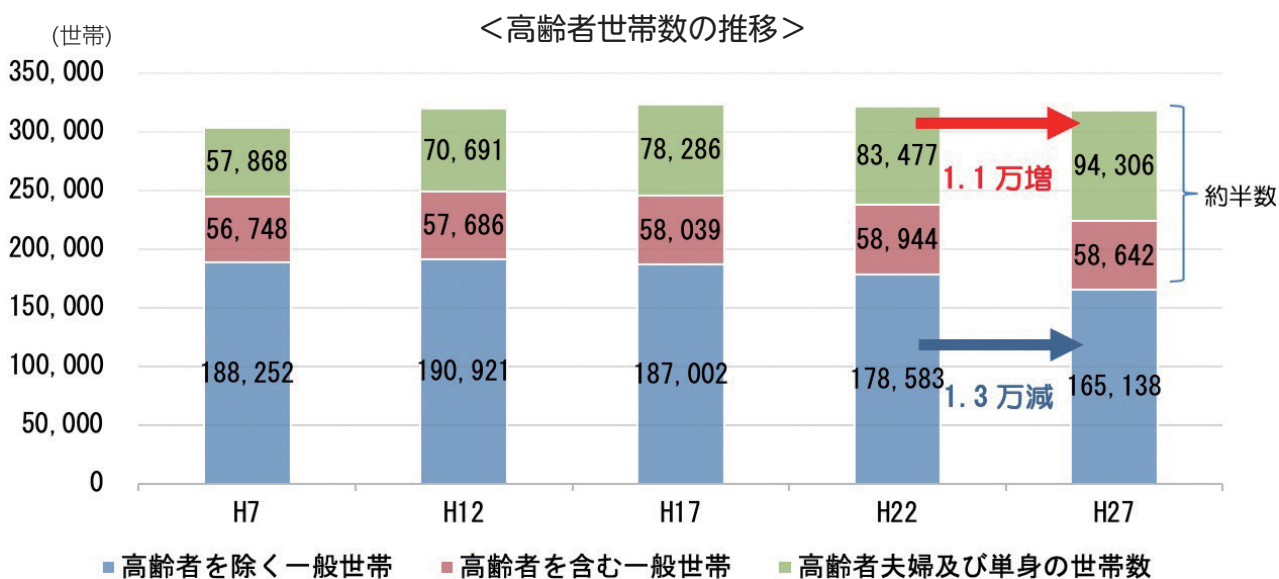
R2以降 日本の都道府県別将来推計人口H30年推計「国立社会保障・人口問題研究所」



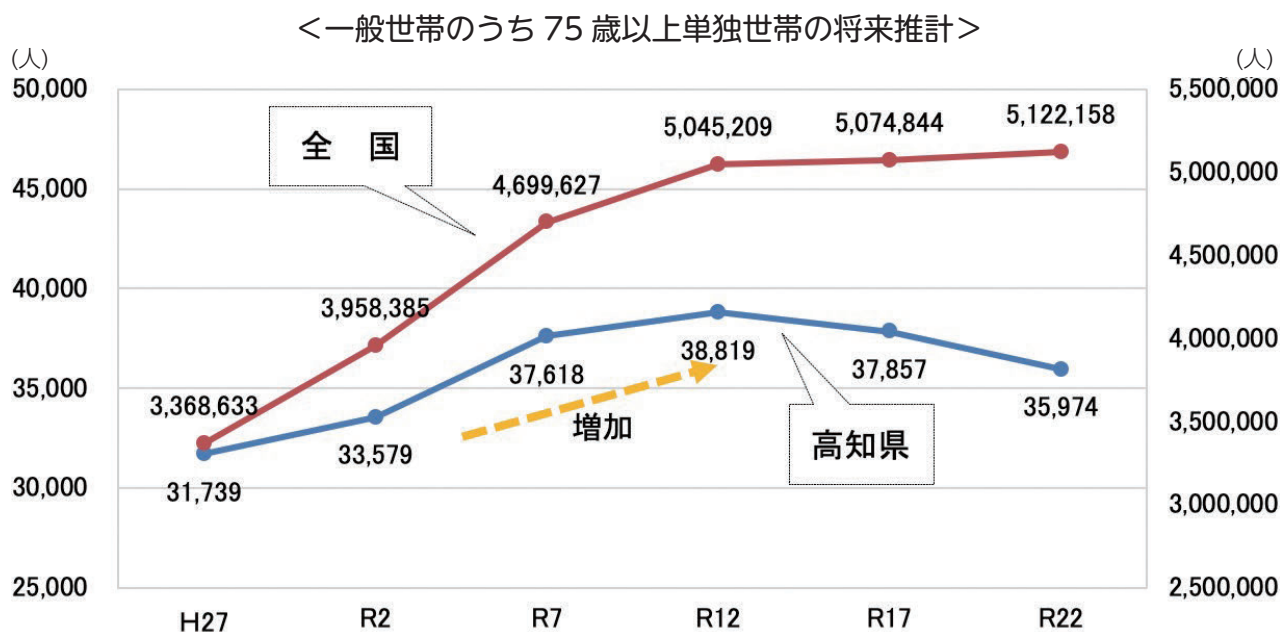
(2) 高齢化に伴う諸課題

1) 高齢者のみの世帯数の増加

平成22年と平成27年の世帯数を比較すると、高齢者を除く一般世帯が約1.3万世帯減少する一方、高齢者夫婦世帯⁶及び高齢者単身世帯は約1.1万世帯増加し、高齢者がいる世帯は全世界帯数（約31.8万世帯）の約半数を占めています。特に、高齢者のみの単身世帯は年々増加しており、今後10年間程度は、75歳以上の一人暮らしの増加が見込まれています。

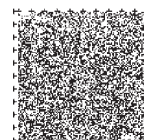


出典：総務省「国勢調査」



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）

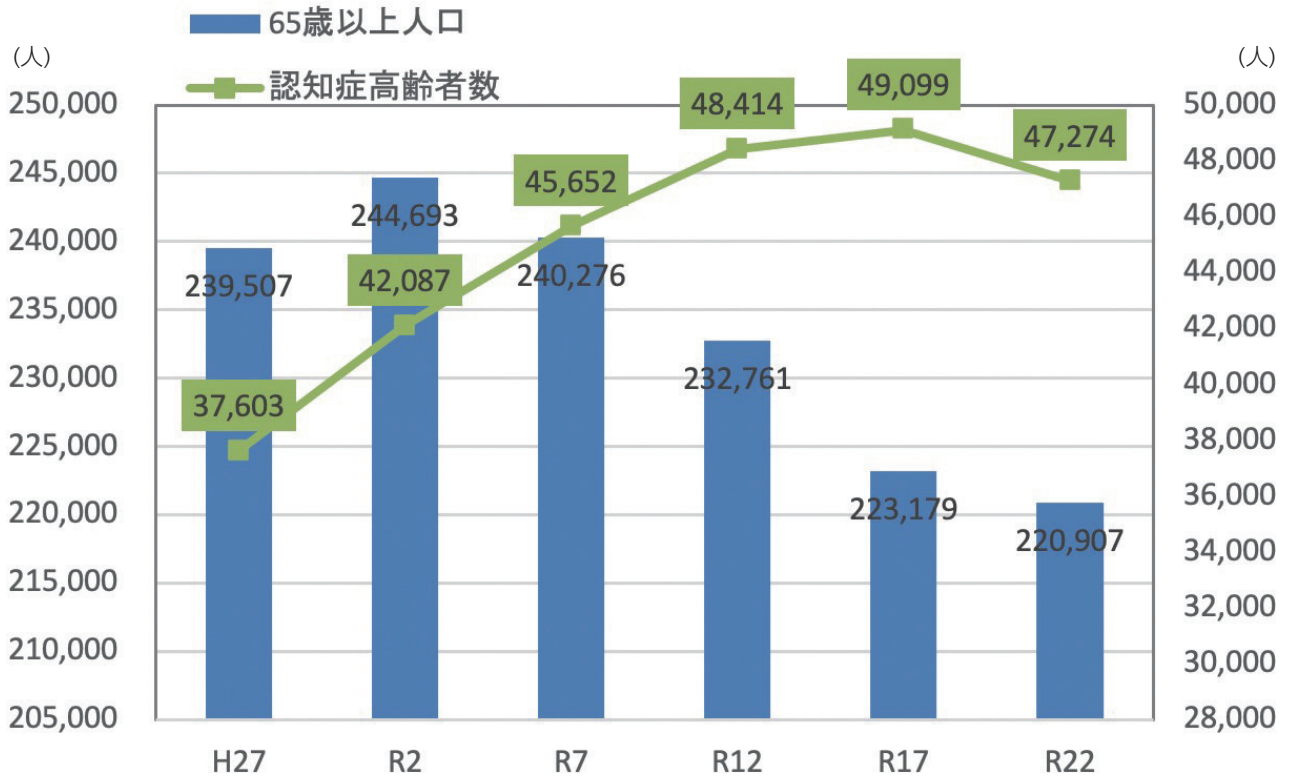
⁶ 高齢者夫婦世帯：夫が65歳以上、妻が65歳以上の夫婦のみの世帯。



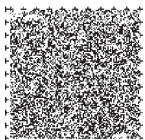
2) 認知症高齢者の増加

認知症高齢者は今後も増加を続け、令和7年には65歳以上人口のうち5人に1人が認知症になり、令和17年にピークとなることが見込まれています。

<認知症高齢者数の状況（推計）>



「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
 (平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)を基に推計



(3) 貧困や虐待などへの対応

1) 生活の困窮の状況

本県における平成29年現在の保護率は全国平均（16.8% [パ-ミル]）の約1.6倍、小・中学校において就学援助を受けている児童生徒は4人に1人に達しており、厳しい現状です。生活保護の相談者の多くは、経済的困窮などの生活の困りごとを抱えていることから、保護の要件を満たさないなどの理由で保護受給に至らない人についても支援が必要と考えられます。

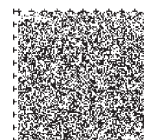
<生活保護世帯数等の推移>

| | H10年度 | H15年度 | H20年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 被保護世帯数 | 9,067 | 11,474 | 13,016 | 15,665 | 15,553 | 15,427 | 15,287 | 15,040 | 14,889 |
| うち母子世帯数 | 546 | 743 | 803 | 918 | 882 | 833 | 771 | 638 | 600 |
| 被保護世帯数に占める割合 | 6.0% | 6.5% | 6.2% | 5.9% | 5.7% | 5.4% | 5.0% | 4.2% | 4.0% |
| 保護率 | 15.1‰ | 19.0‰ | 22.2‰ | 28.4‰ | 28.2‰ | 28.0‰ | 27.8‰ | 27.3‰ | 26.9‰ |
| 被保護世帯の子どもの人数(0~19歳) | 1,570 | 2,097 | 2,267 | 2,688 | 2,548 | 2,423 | 2,273 | 2,060 | 1,855 |
| 全世帯の子どもに占める割合 | 0.9% | 1.4% | 1.7% | 2.2% | 2.1% | 2.0% | 2.0% | 1.8% | 1.7% |
| 全世帯の子どもの人数(0~19歳) | 166,290 | 150,288 | 134,123 | 122,813 | 120,493 | 118,403 | 115,902 | 113,659 | 111,441 |

<平成28年度要保護及び準要保護児童生徒数・平成29年度就学援助実施状況>

| | 要保護及び準要保護児童生徒数 | | | 公立小中学校児童生徒数 | 就学援助率 | | |
|-----|----------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| | 要保護児童生徒数 | 準要保護児童生徒数 | 計 | | 要保護児童生徒 | 準要保護児童生徒 | 計 |
| 高知県 | 人 1,118 | 人 11,245 | 人 12,363 | 人 48,259 | % 2.32 | % 23.30 | % 25.62 |
| 全国 | 129,319 | 1,302,699 | 1,432,018 | 9,524,553 | 1.36 | 13.68 | 15.04 |

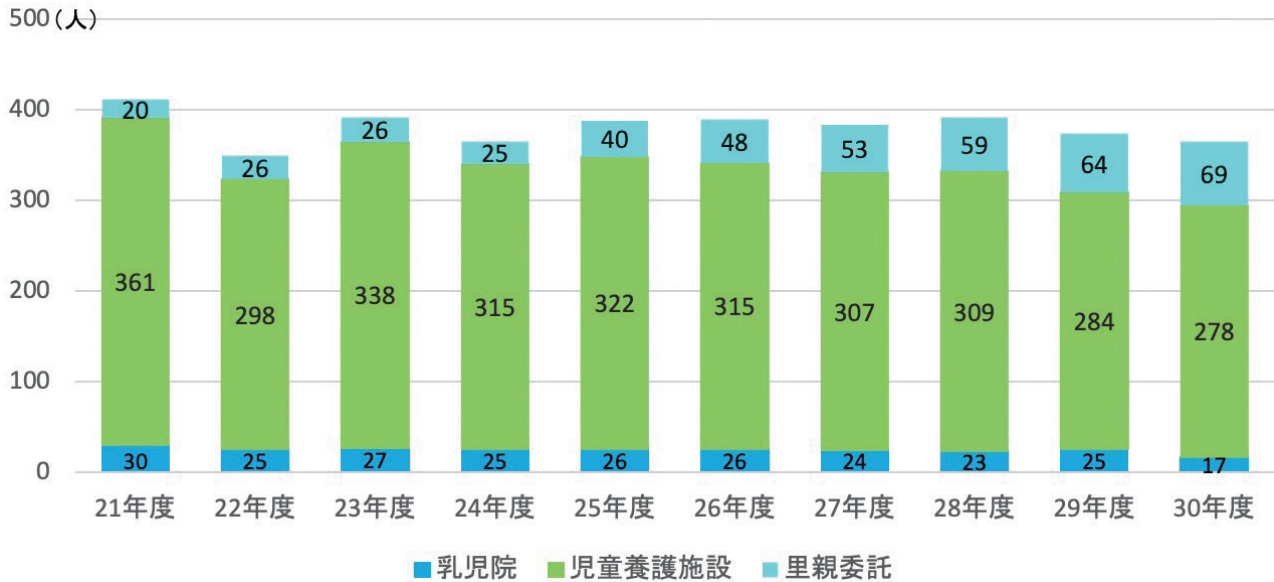
出典：文部科学省 就学援助実施状況等調査結果(平成29年度調査)



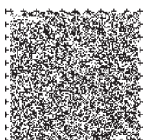
2) 社会的養育を必要とする子どもたちの状況

保護者による適切な養育が受けられない子どもたちについては、児童養護施設等で社会的養育を行っており、本県では400人近くの子どもの生活をしています。

＜児童養護施設等入所児童及び里親委託児童数の推移＞



出典：福祉行政報告例

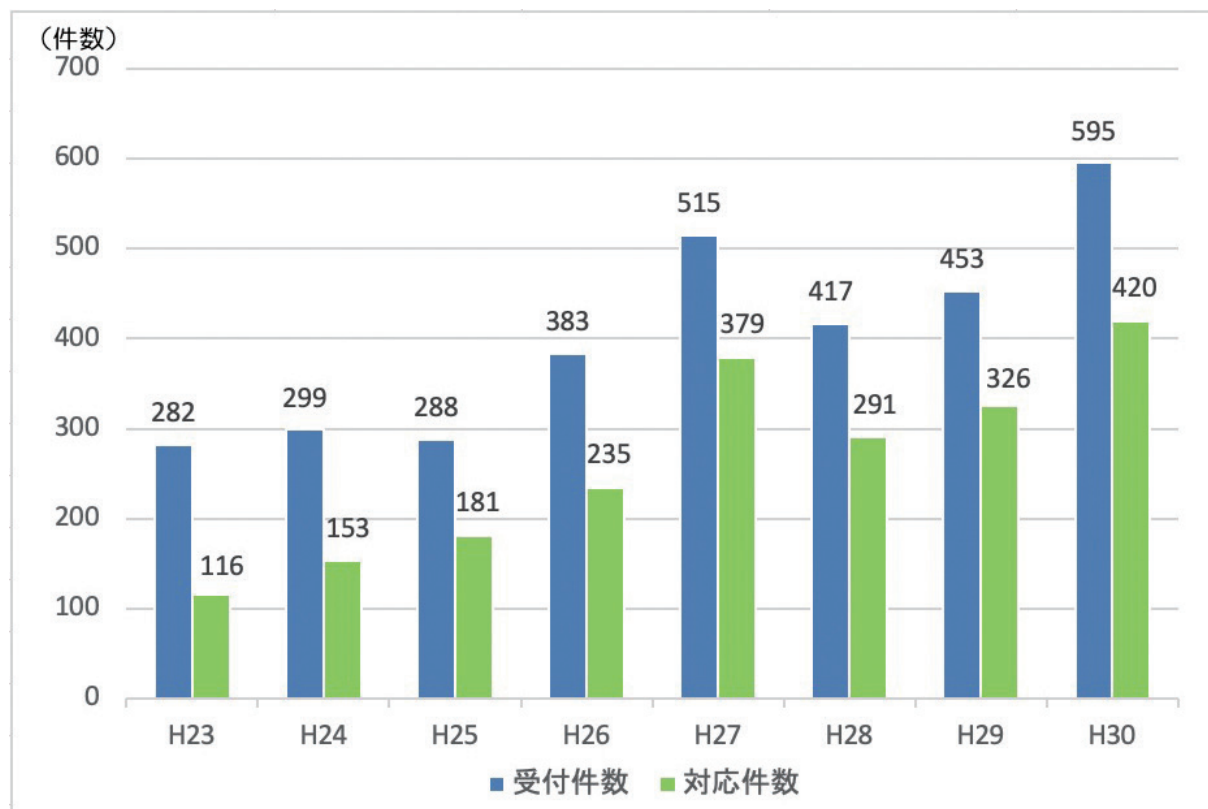


3) 虐待事案の状況

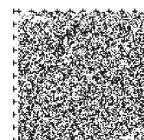
① 児童虐待の状況

本県の児童相談所⁷が受け付けた虐待の通告・相談件数のうち児童虐待と認定し対応した件数は、統計を取り始めて以来平成30年度に過去最多となり、依然として深刻な状況にあります。

＜児童虐待相談受付件数と相談対応件数の推移＞



⁷ 児童相談所：児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じることを目的とする第一線の機関。

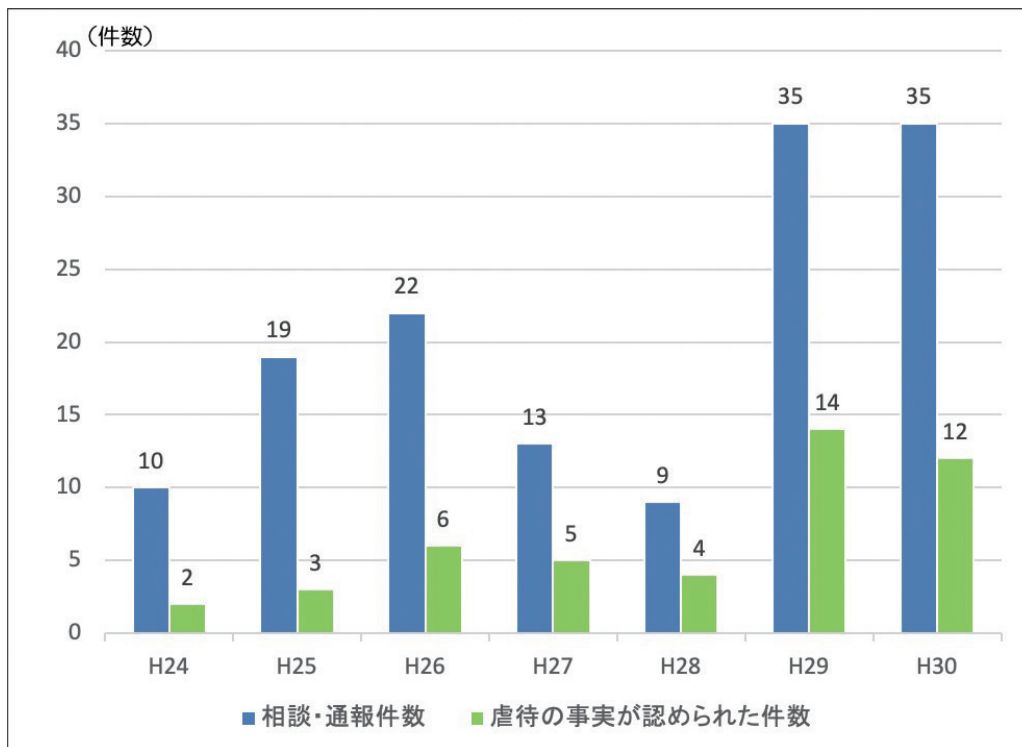


②高齢者虐待の状況

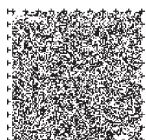
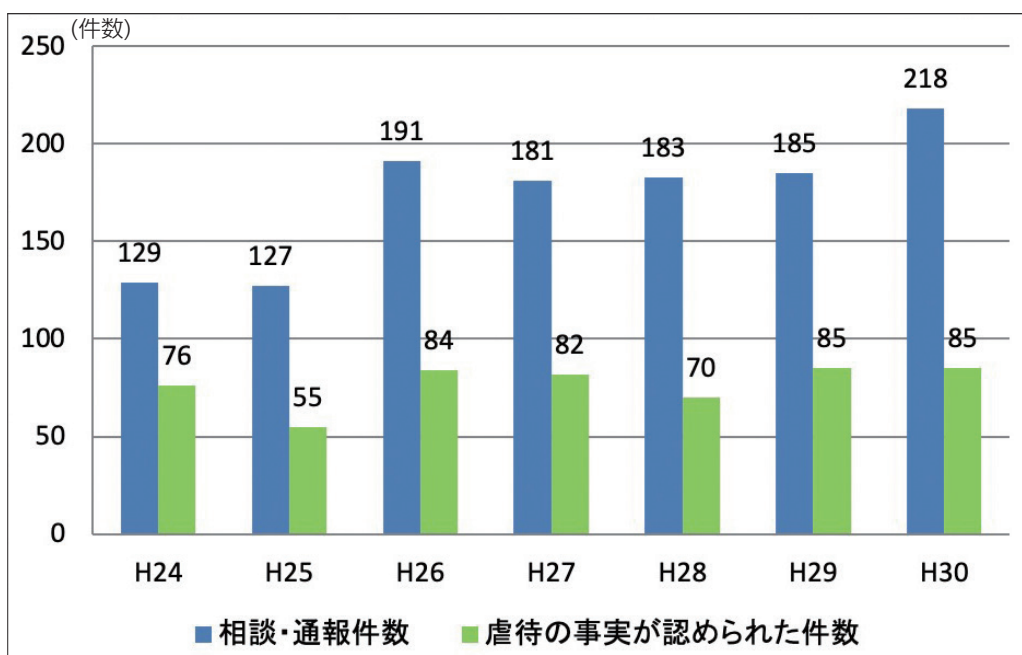
養介護施設従事者等及び養護者による虐待ともに相談・通報件数が増加傾向にあります。

<相談・通報件数と虐待の事実が認められた件数の推移>

【養介護施設従事者等による虐待】



【養護者による虐待】

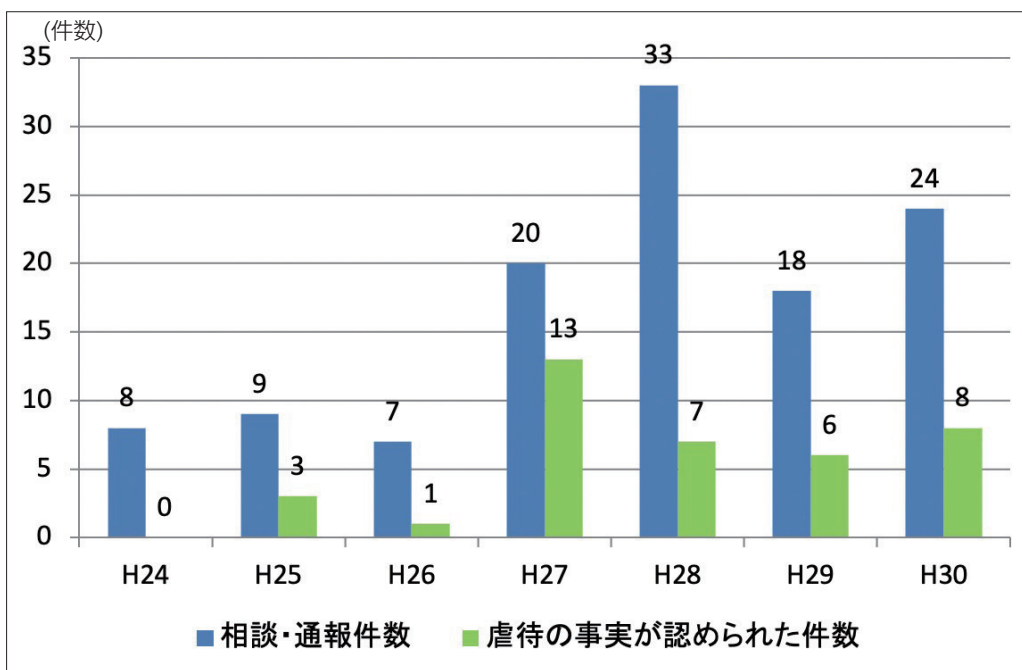


③障害者虐待の状況

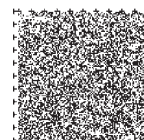
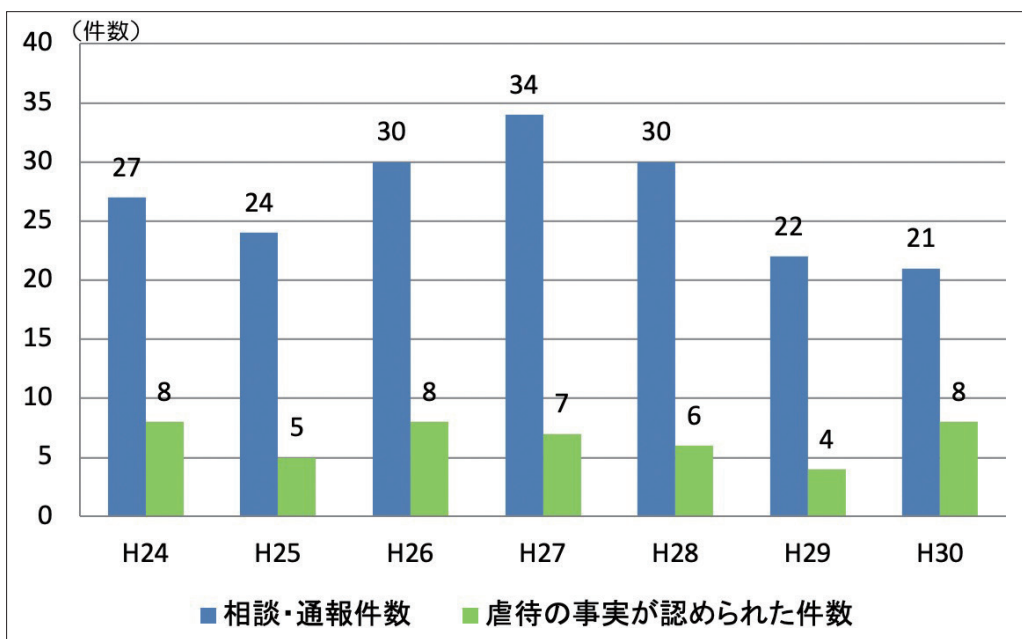
養護者による虐待は、相談・通報件数ともに横ばい傾向にありますが、障害者福祉施設従事者等による虐待は平成27年度以降相談・通報件数が増加しています。

<相談・通報件数と虐待の事実が認められた件数の推移>

【障害者福祉施設従事者等による虐待】

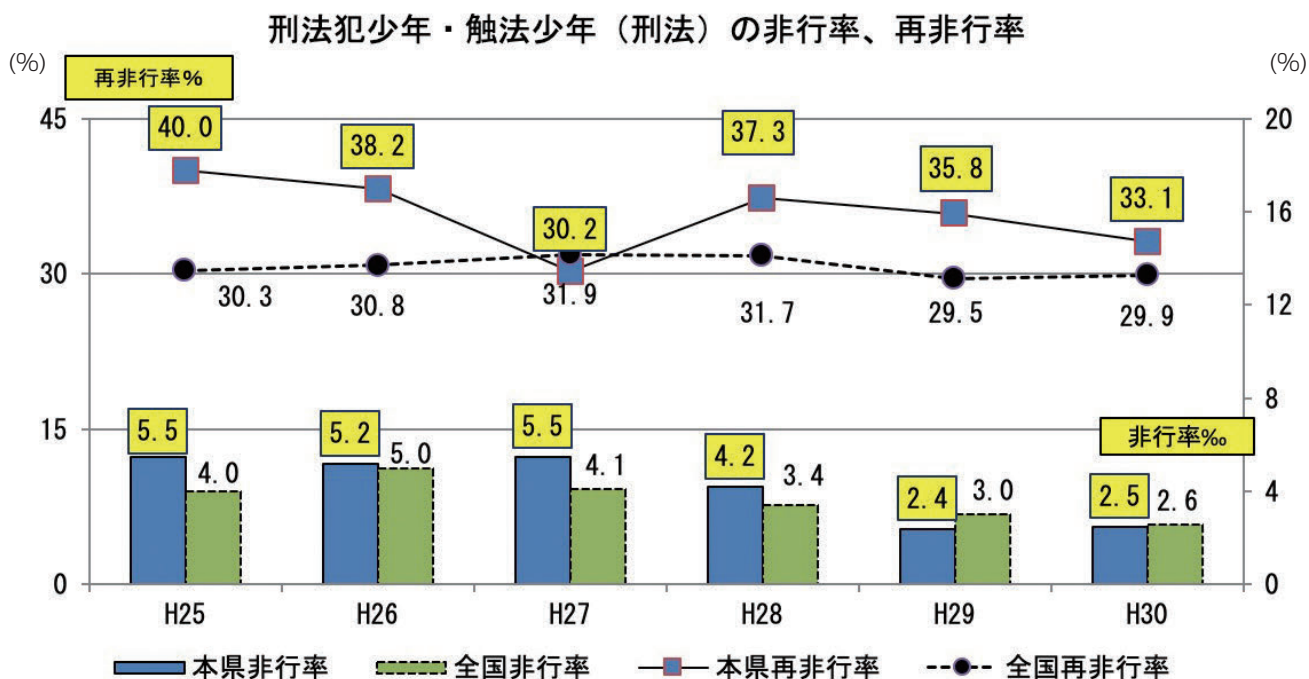


【養護者による虐待】



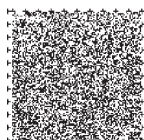
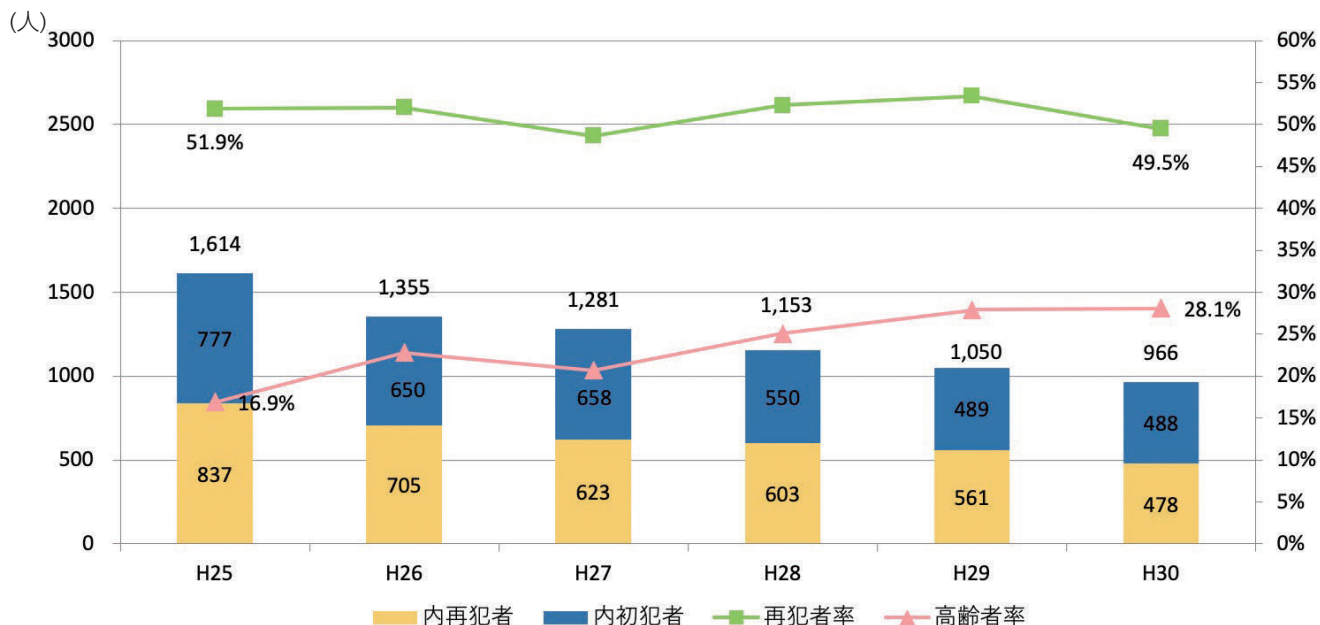
4) 少年非行の状況

平成30年における少年千人当たりの刑法犯少年の割合（非行率）は2.5%であり、平成29年以降、全国を下回る水準で推移しています。再非行率は33.1%であり、少年非行の状況を示す指数が改善されつつあるなか、全国平均を上回るなどの課題が残っています。



5) 刑法犯検挙者と再犯者等の状況

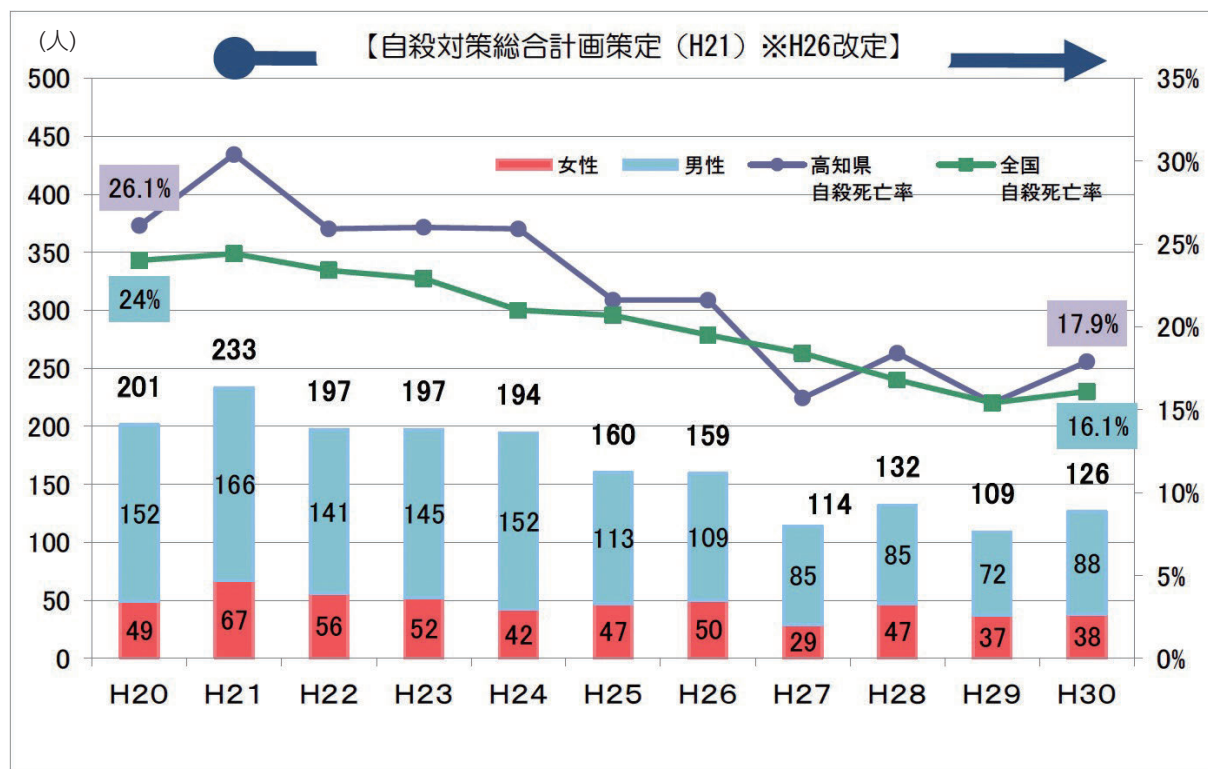
検挙人数は減少傾向にあるものの、平成30年における再犯者率は49.5%となっており、また、刑法犯検挙者966人のうち高齢者数は271人（28.1%）です。



6) 自殺者数の状況

自殺者数は、平成22年から200人を下回り減少傾向にあります。人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国平均より高い状況が続いています。

＜自殺者数の推移＞



(参考：自殺者の原因・動機別の状況)

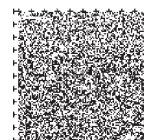
○自殺の原因・動機別では、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活」

7) ひきこもりの状況

内閣府が平成27年度に実施した「若者の生活に関する調査」及び平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」の結果を合わせると、広義のひきこもり群⁸は全国で約115万人と推計されています。この結果を高知県の人口に単純に当てはめて計算すると、高知県におけるひきこもりの人は約6,000人と推計されます。

一方、県内の市町村における実態把握の状況は、26市町村が「把握している」「ある程度実態を把握している」と回答しており、把握しているひきこもり状態にある人の合計は435人となっています。

⁸ 広義のひきこもり群：趣味の用事のときだけ外出する、近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家から出ないまたは自室からほとんど出ない人で、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態にある人(身体的病気のある人、専業主婦、妊婦・出産もしくは介護のために家にいる人及び自営業者等を除く。)

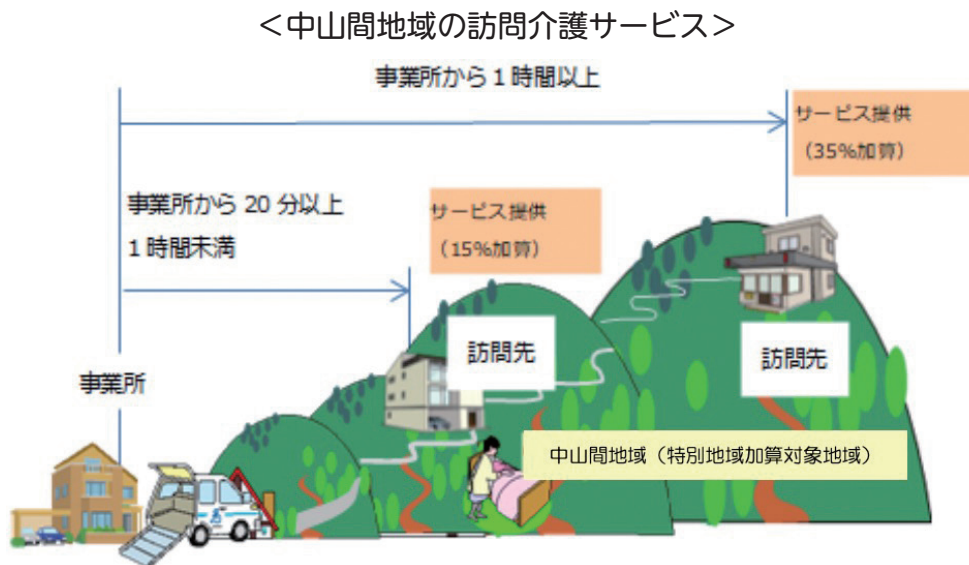


(4) 制度サービスが行き届きにくい地域への対応

1) 介護サービス

都市部と中山間地域では、利用者数に大きな差があります。このため、民間の参入が進まないなどの理由により、必要なサービス提供ができていないなどの課題があります。

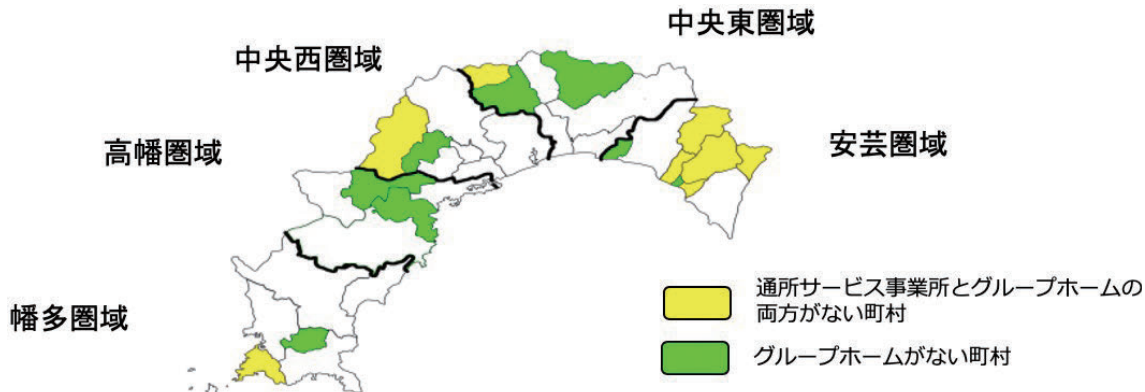
県では、事業所から遠隔地の地域等の利用者に対する訪問介護や通所介護等のサービス提供に対し、介護報酬の上乗せ補助を実施することにより事業所を支援しています。



2) 障害福祉サービス

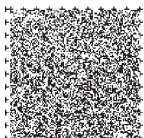
自宅やグループホーム等で生活する障害のある人が増加するに伴い、訪問系サービスの利用の増加が見込まれます。高知市及びその周辺部を中心に通所サービスやグループホーム等の整備が進んできましたが、事業所の参入が進みにくい中山間地域においては、居宅サービスを提供した事業者を支援するとともに、介護保険施設・事業所に「共生型サービス⁹」を含めた障害福祉サービスの参入促進などに取り組みます。

＜障害保健福祉圏域ごとのサービスの整備状況＞



(令和元年12月1日現在)

⁹ 共生型サービス:介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする特例を設けたもの。



3) 保育サービス

本県は、共働き世帯の割合が高く、働きながら子育てできる環境づくりが必要です。

子ども・子育て支援新制度（※令和2年度から、第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく取り組みがスタート）において、市町村が定めた子ども・子育て支援事業計画に沿って、幼児期の学校教育・保育の充実や、地域における子ども・子育て支援（延長保育や一時預かり、病児保育などの保育サービス）に取り組んでいます。

①子育て世帯の状況

平成27年の6歳未満の子どものいる世帯は、全体の7.2%で、平成22年に比べて9.2%減少しています。

また、平成27年の6歳未満の子どものいる世帯の中での核家族の割合は、87.0%と高く、核家族化が進行しています。

<高知県の子どものいる世帯数>

単位：世帯%

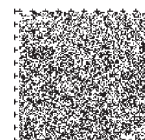
| | 平成17年 | | 平成22年 | | H17→22 伸び率 | 平成27年 | | H17→22 伸び率 |
|-------------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------------|---------|----------------|---------------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | | 実数 | 構成比 | |
| 一般世帯数 | 323,327 | 100% | 321,004 | 100% | △0.7% | 318,086 | 100% | △0.9% |
| 6歳未満の子どもの いる世帯 | 28,739 | 8.9% (100%) | 25,374 | 7.9% (100%) | △11.7% | 23,049 | 7.2% (100%) | △9.2% |
| 核家族世帯 | 23,937 | 7.4% (83.3%) | 21,497 | 6.7% (84.7%) | △10.2% | 20,057 | 6.3% (87%) | △6.7% |
| その他の世帯 | 4,802 | 1.5% (16.7%) | 3,877 | 1.2% (15.3%) | △19.3% | 2,992 | 0.9% (13%) | △22.8% |

<高知県の共働き世帯の割合>

| | 夫婦のいる一般世帯数 | うち共働き世帯数 | |
|-----|------------|------------|-------|
| | | 世帯数 | 割合 |
| 高知県 | 159,614 | 77,079 | 48.3% |
| 全国 | 28,733,178 | 13,080,450 | 45.5% |

| | 夫婦のいる一般世帯のうち 6歳未満の子どものいる世帯数 | うち共働き世帯数 | |
|-----|--------------------------------|-----------|-------|
| | | 世帯数 | 割合 |
| 高知県 | 20,172 | 12,613 | 62.5% |
| 全国 | 4,221,057 | 2,046,386 | 48.5% |

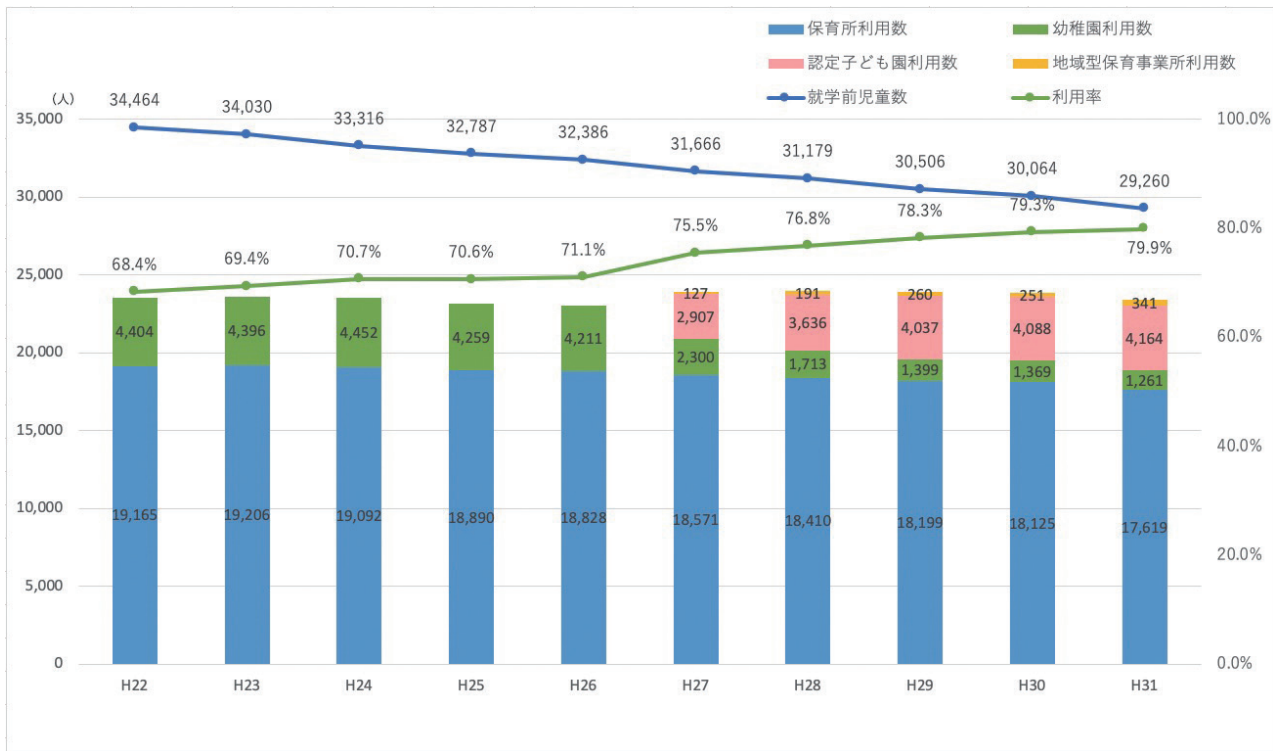
資料：総務省統計局「平成27年度 国勢調査」



② 小学校就学前の児童数と施設等の利用児童数

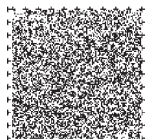
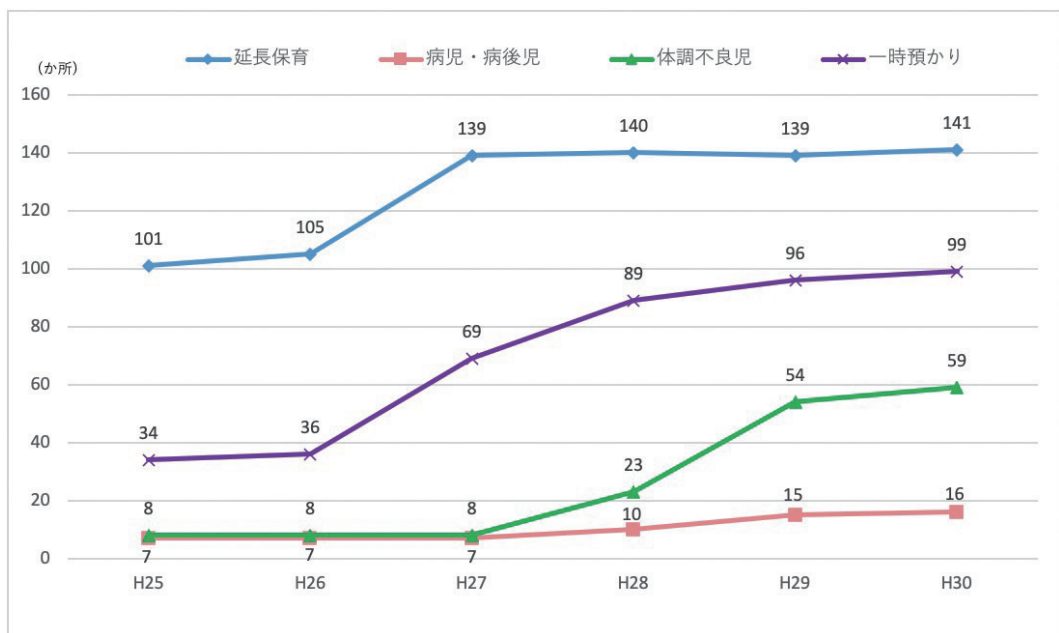
少子化に伴い小学校就学前の子どもの数が減少する一方で、保育所や幼稚園等の施設を利用する子どもの割合は高まっています。

<保育・教育施設の利用状況>



③ 11時間を超える延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業の実施施設数

一時預かり等の子育て支援サービスの実施施設数は少しずつ増加しているものの、病児・病後児保育などは、中山間地域においてもニーズはあるものの、実際の利用者の規模が小さいために市町村単独での実施が難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。



<参考>

■子育て世代包括支援センター（母子保健型）¹⁰の設置数

妊娠・出産・子育ての総合相談窓口である市町村の子育て世代包括支援センターは、妊産婦や子育て家庭の育児不安への対応や虐待の予防など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っており、平成27年度から設置が始まり、現在では全市を含む19市町村に設置されています。

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|--------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 設置市町村数 | 1市 | 5市町 | 13市町村 | 18市町村 | 19市町村 |
| センター数 | 1 | 5 | 13 | 18 | 20 |

■地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター¹¹）の設置数

核家族化の進行や地域の支え合いの力が弱まるなか、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点（国基準を満たさない拠点を含む）は、24市町村1広域連合48箇所に設置されています。

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|----------------|----------------|
| 市町村 | 21市町村 | 21市町村 | 21市町村 | 21市町村 | 21市町村 | 21市町村 | 22市町村 | 23市町村 | 23市町村 1広域連合 | 24市町村 1広域連合 | 24市町村 1広域連合 |
| 箇所数 | 38 | 37 | 39 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 48 | 52 | 48 |

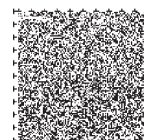
4) 小規模多機能支援拠点

中山間地域を数多く抱える本県においては、採算性の面などから、こうした介護や障害福祉、さらには子育て世帯の多様なニーズに応える子育て支援などのサービス提供事業所等が参入しにくいことなどもあり、サービスを必要とする人に十分なサービスが提供されにくいといった課題があります。

こうした課題に対応するため、「あったかふれあいセンター」などを活用した本県独自の取り組みを進めていますが、今後とも、誰もが住み慣れた地域で健やかに心豊かに安心して暮らせる地域づくりを進めていくためには、取り組みのさらなる強化が必要です。

¹⁰ 子育て世代包括支援センター(母子保健型):妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援をしていくために、保健師等母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育てすべての相談に対応する総合的な支援拠点。平成29年4月、母子保健法の施行により、市町村設置を努力義務化。(法律名称「母子健康包括支援センター」)

¹¹ 地域子育て支援センター:乳幼児及びその保護者が、相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。



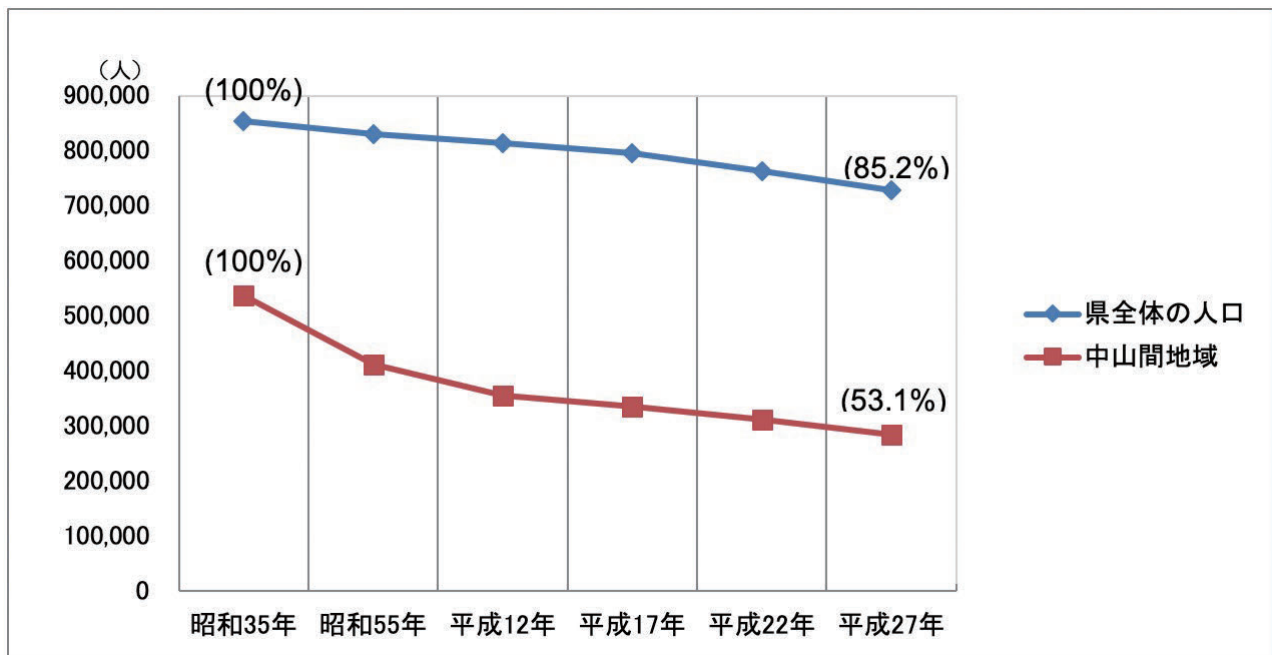
(5) 中山間地域の過疎化の現状と暮らしの確保

本県では、山間地など地理的条件が厳しく、諸条件が不利な地域を対象にした地域振興に関する5つの法律（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）により指定された地域を中山間地域と定義しており、県土に占める面積割合は約93%です。全ての市町村が中山間地域を含む市町村ですが、高知市では旧鏡村と旧土佐山村が対象地域であるなど、いくつかの市町村で対象地域は市町村全域ではなく、一部の地域となっています。

1) 人口減少率

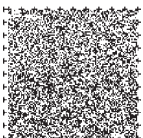
昭和35年を100%として平成27年の人口を比較すると、県全体の減少率が約15%であるのに対して、中山間地域は約47%と大きく減少しています。

<人口減少率>



2) 高い高齢化率（令和元年8月1日高知県推計人口調査）

高齢化率は、県全体では35.1%ですが、中山間地域にある市町村では高齢化率が高い傾向にあり（大豊町58.5%、仁淀川町56.2%、室戸市51.1%、土佐清水市50.7%、東洋町50.3%、三原村49.2%など）今後もその傾向が続く見込みです。



3) 小規模集落の増加

人口減少と高齢化が進み集落が減少していますが、世帯規模別では9世帯以下の小規模集落が増加しています。

＜集落数の推移＞

| | 平成22年 | | 平成27年 | | 平成22～27年の増減 | |
|-----------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-----------------|
| | 集落数 (集落) | 構成比 (%) | 集落数 (集落) | 構成比 (%) | 集落数 (集落) | 構成比の差 (ポイント) |
| 9世帯以下 | 246 | 10.4 | 288 | 12.2 | 42 | 1.8 |
| 10～19世帯 | 405 | 17.1 | 406 | 17.2 | 1 | 0.1 |
| 20～49世帯 | 785 | 33.2 | 763 | 32.3 | △22 | △0.9 |
| 50～99世帯 | 487 | 20.6 | 490 | 20.8 | 3 | 0.2 |
| 100～299世帯 | 359 | 15.2 | 331 | 14.0 | △28 | △1.2 |
| 300世帯以上 | 84 | 3.6 | 82 | 3.5 | △2 | △0.1 |
| 合計 | 2,366 | 100.0 | 2,360 | 100.0 | — | — |

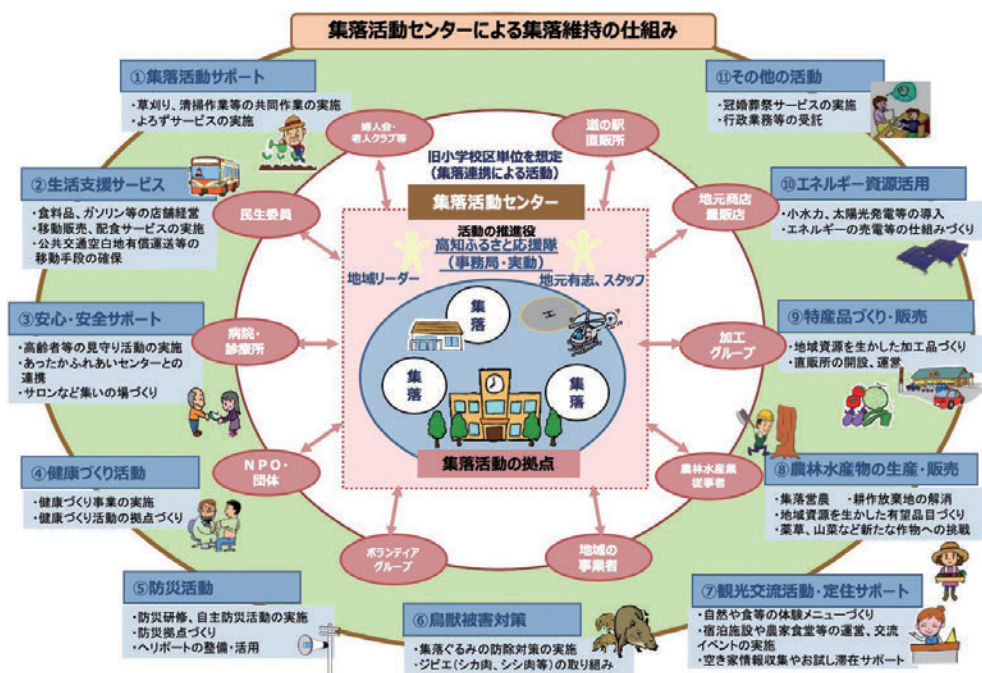
※旧高知市を除く

出典：平成28年度高知県集落調査(集落データ調査)高知県の集落
-平成27年度国勢調査結果からみた集落等の状況 高知県

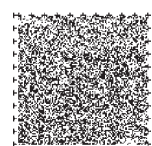
※四捨五入により、構成比の合計が
100.0にならない場合がある。

以上のような現状から、中山間地域では、地域社会の機能が低下しており、生活を維持するうえでの様々な課題を抱えています。県では、集落活動センター¹²による集落維持の仕組みを構築して、地域住民と共に、高齢者の見守り活動や健康づくりなどに取り組んでいます。センターは、これまでに10市17町5村、59箇所を整備されています。

＜参考：集落活動センター＞



¹² 集落活動センター：地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みのこと。

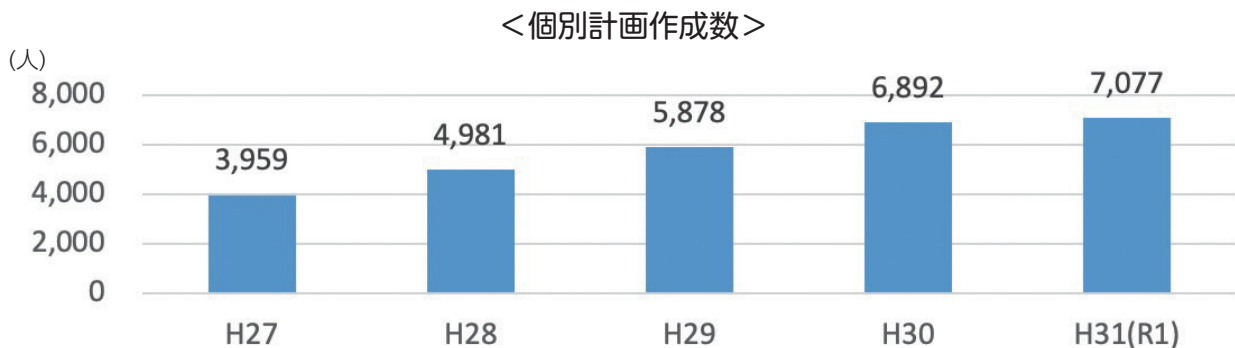


(6) 災害時要配慮者対策

過去の大規模災害では、高齢者や障害のある人など配慮が必要な多くの方々犠牲となりました。南海トラフ地震や豪雨災害に備えるためには、要配慮者に対する対策が急務であり、県では、迅速な避難のための個別計画¹³の作成支援や福祉避難所確保の取り組みなどを進めているところです。

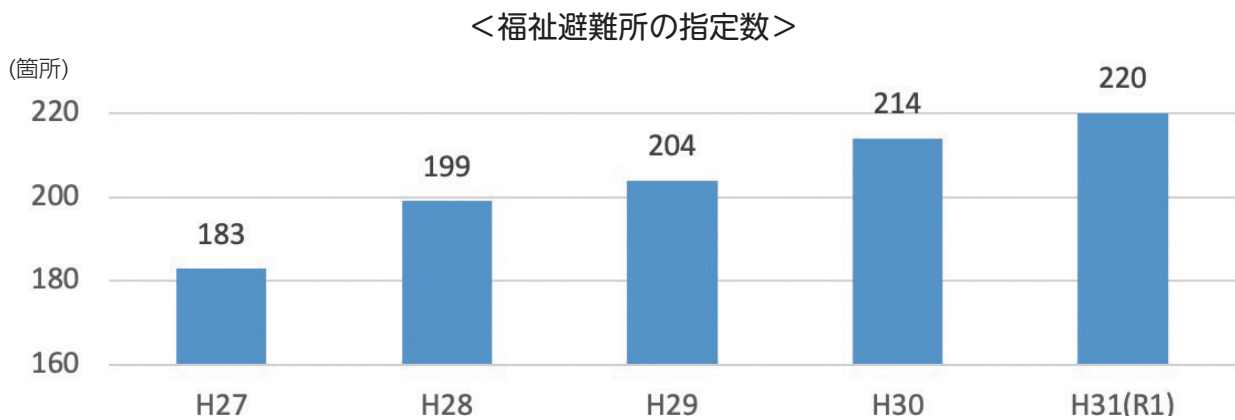
1) 個別計画の作成

南海トラフ地震対策では、平成26年度末までに、県内全ての市町村が避難行動要支援者¹⁴名簿(※1)を作成済みであり、59,780人が登録されています(令和元年9月末時点)。そのうち、個別計画(※2)の作成が完了した人は7,077人(11.8%)に留まっています。



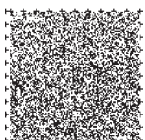
2) 福祉避難所の指定

要配慮者など一般の避難所では生活に支障がある人を対象として「福祉避難所」の指定促進に取り組んできました。福祉避難所の指定状況については、34市町村220施設が指定(令和元年9月末時点)されており着実に増加しています。しかし、避難行動要支援者の総数に比べると、福祉避難所の指定(受入数)は十分とは言えないことから、一般避難所においても福祉的支援が行える受入体制の構築などに取り組む必要があります。



¹³ 個別計画: 避難行動要支援者名簿情報に基づき、個々の避難行動要支援者と具体的な打ち合わせをおこないながら、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援を行う者や避難支援の方法、避難する場所等について策定する計画。

¹⁴ 避難行動要支援者: 「要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの」とされている。(災害対策基本法第49条の10第1項の規定による)



(※1) 避難行動要支援者名簿：

「地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」とされているものです。(災害対策基本法第49条の10第1項)

名簿には、「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由」等を記載又は記録するものとされています。(災害対策基本法第49条の10第2項)

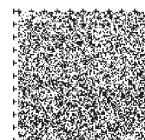
なお、避難行動要支援者の範囲については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府)」により、以下のとおり例示されています。

○生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

(※2) 個別計画：

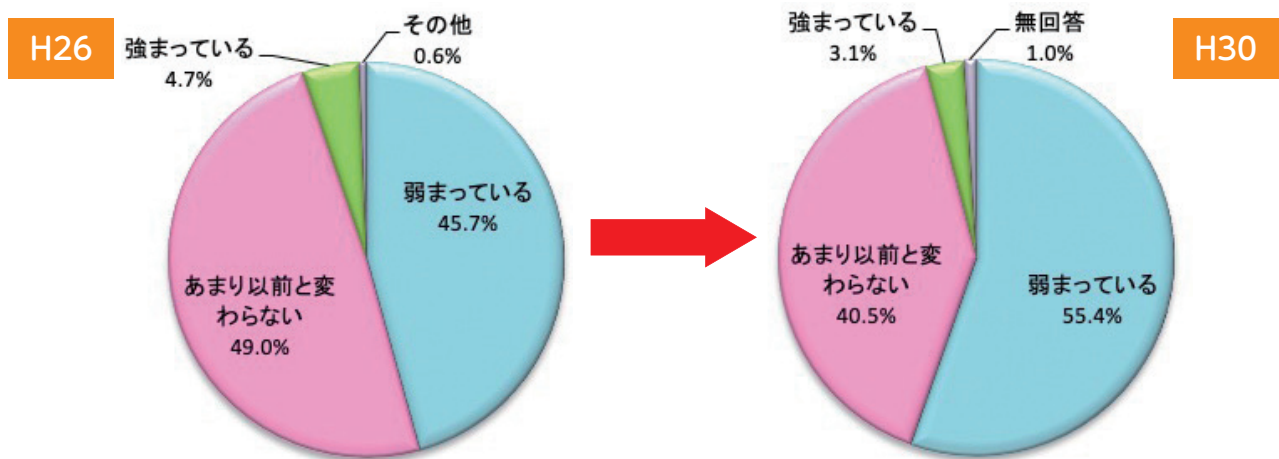
避難行動要支援者個々について、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援を行う人や避難支援の方法、避難する場所等について作成する計画であり、主に地域の避難支援関係者が、避難行動要支援者とともに協議をしながら作成するものです。県は、平成26年3月に、「災害時要配慮者の避難支援の手引き」を作成し、この取り組みを通じて日ごろからお互いに顔の見える関係づくりを進めることにより、みんなで支え合う安心安全な地域づくりを目指しています。



(7) 地域の支え合いの力の弱まり

平成30年度の県民世論調査の結果では、平成26年度の調査結果に比べて、「地域の支え合いの力が以前と比べて弱まっている」と感じている人は、9.7ポイント増えて55.4%と半数を超えています。

<地域の支え合いの力>



出典：県民世論調査(平成30年度調査)

(参考：人と人とのつながりの状況※全国調査結果)

世帯タイプ別に会話の状況を見ると、単独世帯において毎日会話をする人の割合が低いことがわかります。その中でも、単独世帯の高齢男性の会話頻度が低く、2週間に1回以下の人の割合が14.8%となっています。また、単独世帯の高齢男性は「日頃のちょっとした手助け」でも「頼れる人がいない」が30.1%と突出しています。

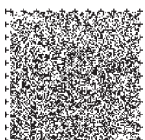
<会話の頻度>

| 世帯タイプ | 合計(人) | 会話頻度(%) | | | |
|-----------|-------|---------|---------|---------|----------|
| | | 毎日 | 2~3日に1回 | 4~7日に1回 | 2週間に1回以下 |
| 単独(高齢男性) | 364 | 49.5 | 25.0 | 10.7 | 14.8 |
| 単独(高齢女性) | 717 | 61.1 | 26.1 | 7.4 | 5.4 |
| 単独(非高齢男性) | 672 | 76.0 | 11.9 | 3.7 | 8.3 |
| 単独(非高齢女性) | 481 | 84.0 | 8.7 | 2.9 | 4.4 |

<「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人(世帯タイプ別)>

| 世帯タイプ | 合計(人) | いない | 頼らない | いる | 「いる」と回答した人の頼れる相手(%)※複数回答、抜粋 | | |
|-----------|-------|------|------|------|-----------------------------|-------|------|
| | | | | | 家族・親戚 | 友人・知人 | 近所の人 |
| 単独(高齢男性) | 332 | 30.1 | 15.4 | 54.5 | 44.8 | 27.8 | 16.4 |
| 単独(高齢女性) | 646 | 9.1 | 11.1 | 79.7 | 70.4 | 34.8 | 29.1 |
| 単独(非高齢男性) | 649 | 22.7 | 19.1 | 58.2 | 44.6 | 42.9 | 7.0 |
| 単独(非高齢女性) | 467 | 10.1 | 6.6 | 83.3 | 62.6 | 60.6 | 9.2 |

出典：2017年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査(国立社会保障・人口問題研究所)



2. 地域福祉への新たな期待

(1) 地域共生社会の実現に向けた基盤づくりと地域力強化の推進

1) 福祉サービスの現状について

公的な福祉サービスの仕組みは、高齢になれば介護サービス、障害があれば障害福祉サービス、子どもや子育て世帯には子育て支援サービスといったように、対象者ごとに、相談窓口やサービスが分かれています。

これにより、属性別や対象者のリスク別の専門的な支援が提供されてきましたが、今日のように、核家族化や単独高齢者が増え続ける社会では、誰にも相談できないまま、地域から孤立して、問題を深刻化させるケースも少なくありません。

また、ひきこもりの人への支援のように支援対象となる当事者本人に直接アプローチができない場合、本人が福祉サービスを拒絶する若しくは福祉サービスにつながったとしても支援内容に適応せず支援機関等が対応できない場合があります。

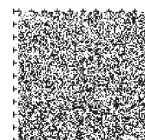
県内自治体が受けた相談内容をもみても、こうした制度サービスにつながらない、いわゆる”制度の狭間に陥りやすい状態”にある事例が一定存在しています。具体的には、「高齢の親と生活する引きこもり状態にある子に支援が必要と感じても、支援する制度に該当しなければ見守るしかない」、「医療か福祉かサービスの対象がはっきりしないケースでは担当部署が不明確になりがち」などの現状があります。

2) 子育て世代への支援について

核家族化や地域の支え合いの力が弱まるなか、共働き世帯の多い本県では、子育てに不安や悩みを抱える子育て家庭の孤立の防止、働きながら子育てできる環境づくりに向けた子育て支援サービスの充実、発達障害など支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ体制づくりなどが重要です。

そのため、県では身近な地域における子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの設置、延長保育や病児・病後児保育等の子育て支援サービスの充実、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応等に向け、母子保健と児童福祉のネットワークの連携・強化に取り組んでいます。

今後、誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てすることができる環境づくりを整えるためにも、総合的な施策をさらに推進する必要があります。



3) 地域共生社会の実現に向けて

現在、国が推進している「地域共生社会」とは、地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスとともに、身近な地域住民が一体となって助け合いながら、適切な支援につながるためのネットワークが張り巡らされた社会のことであり、以上のような制度分野を超えて、より包括的に課題の解決を図ろうとするものです。

本県では、これまでに小規模多機能支援拠点（既存の福祉制度の枠組みを超えて、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが1か所で必要なサービスを受けられる拠点「あったかふれあいセンターなど」）の整備を通じて、いわゆる共生型の支援にも取り組んできました。

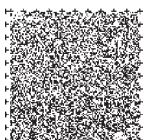
また、福祉の分野では、近年、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度¹⁵など、一人ひとりの抱える様々なニーズに対して、必要な支援を包括的に提供するための施策が推進され、保健・医療・介護・福祉の多職種連携や地域づくりも進んできたところです。

このほか、社会保障制度の基盤となっていた共同体機能の脆弱化と地域社会の担い手不足に対しては、集落活動センターの整備など、福祉の領域を超えた、他の産業や住民自治などのさまざまな地域資源とつながることにより、多様な社会参加と地域の持続の実現に取り組んできたところです。

本県では、こうした取り組みを発展・継続しつつ、市町村の体制整備などを支援しています。

今後の地域共生社会の実現にあたっては、①基盤づくりにおいて、「本人や地域が抱える具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」を対人支援の両輪として組み合わせしていくこと、②地域力強化では、従前のような、「支える」、「支えられる」という一方向ではなく、「支え合う」関係性を循環させていくことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、地域共生社会の実現に向けた今後の県の役割として、①市町村における包括的な支援体制の構築に向けた取り組みの支援、②市町村圏域を越える広域での人材育成やネットワークづくり、③広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応を位置づけ、専門機関等における支援の強化などを図っていきます。



(2) その他地域福祉にかかる国の主な制度改正への対応

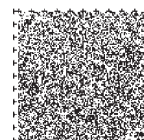
平成30年4月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正内容が施行され、障害のある人への就労定着支援サービスの新設や、障害児福祉計画を策定し、障害児へのサービス提供体制の整備について、計画的に取り組むこととされています。

また、令和元年6月に、「認知症施策推進大綱」が閣議決定され、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に創っていくことが必要とされています。

さらに、同年6月に、「児童福祉法」及び「児童虐待防止法」が改正(令和2年4月一部施行予定)され、児童虐待防止対策の強化を図るため児童の権利擁護¹⁵、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化が必要とされています。

¹⁵ 生活困窮者自立支援制度：平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。

¹⁶ 権利擁護：人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など「弱い立場」にある人々の人権侵害(財産侵害や虐待など)が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり援助者が代理として権利やニーズ表明(代弁)を行うこと。



3. 第2期計画に基づく取り組みの主な成果

(1) 第2期計画に基づく取り組みの主な成果

※以下の○は課題、⇒は対策を意味します

1. 地域の実情に応じた 地域福祉の推進

1) 小規模多機能支援拠点の機能強化

| | H27時点 | R1時点 |
|----------------------------|-----------|-----------|
| あったかふれあいセンターの整備 () 内は市町村数 | 42拠点 (29) | 50拠点 (31) |

○旧市町村単位では、12市町村に未整備

⇒集落活動センターとのサービス提供の連携促進 (インフォーマルサービス¹⁷拠点の充実)

2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり

| | H27時点 | R1時点 |
|-------------------------|-------|--------|
| ・生活支援コーディネーターの設置 | 11保険者 | 全ての保険者 |
| ・地域ケア会議の開催 ※実施保険者数 | 29保険者 | 全ての保険者 |
| ・地域包括支援センター職員研修 ※参加保険者数 | 11保険者 | 全ての保険者 |

○入院から退院、在宅までの切れ目のない支援が必要

⇒医療・介護・福祉のサービス資源をネットワークでつなぐ高知版地域包括ケアシステムの構築

3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり

| | H27時点 | R1時点 |
|--------------------|-------|-------|
| ・自立支援計画 (プラン) の策定数 | 46件 | 87件 |
| ・任意事業の実施主体自治体数 | 6/12 | 11/12 |

○保護率が全国平均より高い傾向、全児童生徒数に占める就学援助率が高い

○子ども家庭総合支援拠点の取り組みが2市町で始まった

⇒地域共生社会の実現に向けた地域力の強化と包括的な相談支援体制の構築

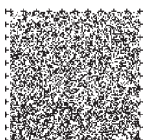
⇒子育て世代包括支援センターの全市町村設置

4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

| | H27時点 | R1時点 |
|-------------------------------------|-------|-------|
| ・自主防災組織率の向上 | 92.7% | 96.5% |
| ・名簿情報に個別計画を地域主体で策定し、更新していく市町村の体制づくり | — | 32市町村 |

○自主防災組織の組織率100パーセント未達成の市町村:15市町村

⇒市町村単位に自主防災組織連絡協議会を設立、防災士の養成



¹⁷ インフォーマルサービス:近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助サービス。フォーマルサービス(国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉・介護サービス)の対義語として使用される。

2. 地域福祉を推進する基盤の確保

5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

| | H27時点 | R1時点 |
|--------------|-------|------|
| 集落活動センターの開設数 | 26箇所 | 59箇所 |

- 新たなセンターの立ち上げには、一定の時間を要す
⇒あったかふれあいセンターとの連携促進、福祉・産業・防災等の総合的な取り組み支援

6) 福祉を支える担い手の確保・育成

| | H27時点※H26 | R1時点 |
|--------------------|-----------|-------|
| 介護職場の離職率低下（離職者数の減） | 15.6% | 14.6% |
| 福祉人材センターにおける就職者数 | 176人 | 361人 |

- 離職率は低下傾向にあるものの、今後も、介護人材が不足すると推計
⇒ノーリフティングケア¹⁸の普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度による、働きやすい職場環境づくりを推進

7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

| | H27時点 | R1時点 |
|---------------------------|--------|---------|
| 市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制の整備 | 8市町村社協 | 14市町村社協 |

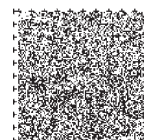
- 成年後見制度の需要が今後さらに増大（介護保険サービスの利用増加など）
⇒後見人確保（市民後見人の養成、法人後見の受任体制の整備）

8) 地域福祉アクションプランの推進

| | H27時点 | R1時点 |
|------------------------|---------|---------|
| 地域福祉計画進行管理のための会の開催状況 | 16市町村 | 26市町村 |
| 地域福祉活動計画進行管理のための会の開催状況 | 16市町村社協 | 26市町村社協 |

- 全ての市町村において地域福祉アクションプランが策定されたものの、PDCAサイクルを通じた進捗管理が十分とは言えない
⇒新設される高知県地域福祉活動支援計画推進プロジェクト会議などの活用

¹⁸ ノーリフティングケア：介護する側・される側双方において安全で安心な、持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケア。



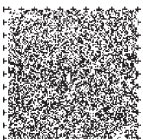
(2) 取り組みの成果を踏まえた第3期計画のバージョンアップ

第2期計画において、本県が抱える様々な課題の解決に向けた対策を講じてきた結果、あつたかふれあいセンターの整備や生活支援コーディネーター¹⁹の設置などによる地域の支え合いの仕組みづくりが進むなど、一定の成果が現れてきています。

以上のように、制度が行き届きにくい地域への対応は一定進捗してきましたが、今後も高齢者のみの世帯や認知症高齢者は増加する見込みです。また、地域の支え合いの弱まりにはいまだ課題が残っています。

制度サービスについては、各制度の取り組みが充実し連携体制が構築されるなど専門力は向上してきましたが、ひきこもりの人への支援のように既存の制度では対応が難しい事例が存在しています。

第3期計画では、以上のような現計画の取り組み結果を踏まえた各項目のバージョンアップと対策の見直しなどを行い、第2期計画の8項目に認知症対策、高知版ネウボラの推進を追加して、10項目により地域福祉を推進します。



¹⁹ 生活支援コーディネーター:介護保険制度において、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。



第3期高知県地域福祉支援計画

～「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指して～

第2章 計画の内容

- I 地域福祉の支援の方向性（目指すべき姿）……………P36
- II 具体的な方策……………P38

第2章

計画の内容

I 地域福祉の支援の方向性（目指すべき姿）

第3期では、次の10項目により取り組みを進めます。

1. 地域の実情に応じた地域福祉の推進

(1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化

- ・小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンター）の整備を進めるとともに、介護予防などの拡充機能を強化します。
- ・あったかふれあいセンターの職員について、地域福祉のマネジメント力と支援力の強化につながるスキルアップを図ります。
- ・集落活動センターとのサービス提供の連携を促進します。

(2) 高知版地域包括ケアシステムの構築

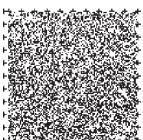
- ・県内各地域の医療、介護、福祉のサービス資源をネットワークとしてつなぎ、日常生活から入退院、在宅まで切れ目なく支援する高知版地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(3) 総合的な認知症施策の推進

- ・認知症に対する普及啓発・予防・早期発見を推進します。
- ・認知症の早期診断や早期支援体制の充実を図ります。
- ・地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。

(4) 高知版ネウボラの推進

- ・妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的に支援する高知版ネウボラの取り組みを進めます。
- ・発達障害のある子どもたちが早期に適切な支援を受けられる体制をつくります。



(5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）

- ・地域で様々な課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、福祉サービスや必要な支援を受けることができる仕組みをつくります。
- ・市町村における包括的な相談支援体制の構築などを支援します。
- ・民生委員・児童委員の負担感の軽減につながる取り組みを通し、なり手対策や活動の充実を図ります。
- ・地域住民の福祉活動の参加促進とボランティア活動の普及に取り組みます。

(6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

- ・防災・減災対策である自主防災の組織づくりと活動を通じて、地域の連携力を高めることで、地域の福祉活動の活性化を図ります。

2. 地域福祉を推進する基盤の確保**(7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動**

- ・集落活動センターを中心とした集落の維持・再生の拠点と仕組みづくり、生活支援、地域の産業おこしを進めます。
- ・あったかふれあいセンターとの連携促進、福祉・産業・防災等の総合的な取り組みを支援します。

(8) 福祉を支える担い手の確保・育成

- ・ノーリフティングケアの普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度による、働きやすい職場環境づくりを推進します。

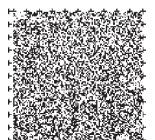
(9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

- ・福祉サービスを利用する人が、利用しやすく分かりやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者・障害のある人などの尊厳確保のため、権利擁護に取り組みます。
- ・後見人確保のため、市民後見人の養成や法人後見の受任体制の整備を支援します。

(10) 地域福祉アクションプランの推進

- ・高知県地域福祉活動支援計画とともに、市町村の推進体制の整備・充実、PDCAサイクル²⁰による見直しを通じた地域福祉アクションプランの推進を支援します。

²⁰ PDCAサイクル：計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付ける。



II 具体的な方策

1. 地域の実情に応じた地域福祉の推進

(1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化

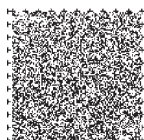
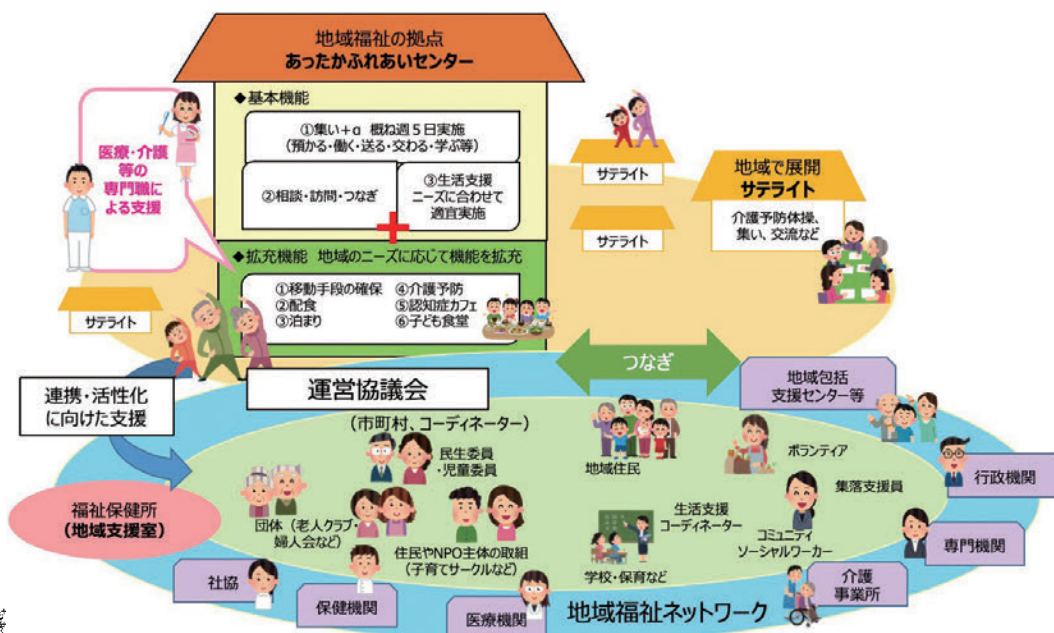
- 小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンター)の整備を進めるとともに、介護予防などの拡充機能を強化します。
- あったかふれあいセンターの職員について、地域福祉のマネジメント力と支援力の強化につながるスキルアップを図ります。
- 集落活動センターとのサービス提供の連携を促進します。

本県は、全国に先行した人口の減少や高齢化に伴い、地域の支え合いの力も弱まってきており、新たな社会的課題も増えています。また、全国一律の基準で提供される福祉制度サービスは、地域に多様なニーズがありながらも、それぞれの利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくい状況となっています。

あったかふれあいセンターは、こうした制度サービスのすき間を埋め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながら必要なサービスが提供でき、ふれ合うことのできる小規模多機能支援拠点として平成21年度から整備を進めています。

これまでの間、センターは、整備箇所数の増加、介護予防などの拠点機能の拡充やサテライトによる地域での展開など、地域福祉の拠点としての広がりを見せています。

<センターの機能と地域とのつながり>



【現状】

○拠点整備と利用状況

- ・あったかふれあいセンターは平成21年度から整備を推進して以降、拠点が50箇所、拠点を中心としたサテライトが239箇所に設置されています。(図1)
- ・集いの場の利用は年間約21万人(※延べ人数)、訪問支援の利用約4万人、生活支援の利用約3万人となっています。(図2、図3)
- ・センターが提供する集いの場などを通じて、①ニーズの把握や掘り起こし、②世代間の交流などによる高齢者の生きがいづくり、③介護予防、高齢者・障害のある人の社会参加、地域での子育て支援や子どもの見守りにもつながっています。(図4)

図1 拠点数の推移

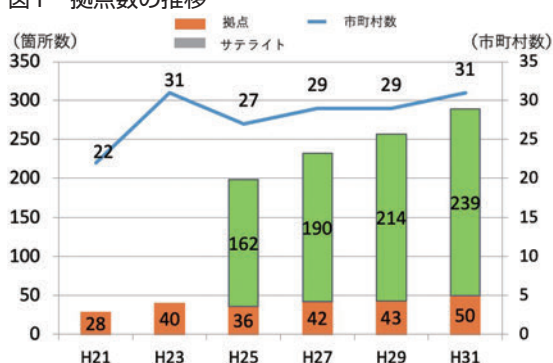


図2 利用者数の推移(延べ人数)

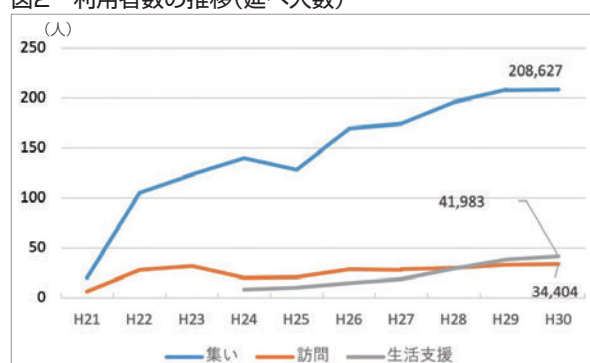


図3 H30年度【集い・訪問・生活支援】利用者実人数

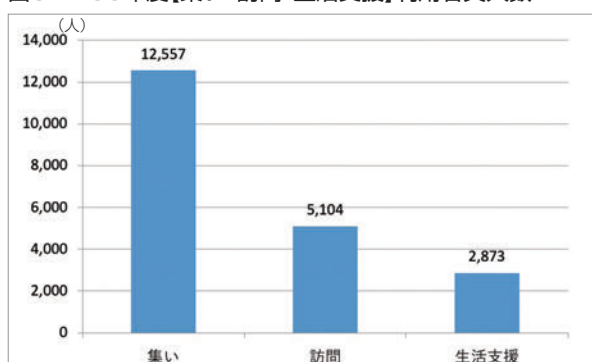
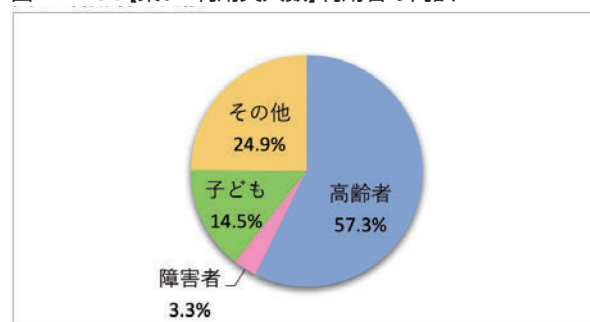


図4 H30【集い:利用実人数】利用者の内訳



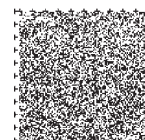
○福祉サービスの提供機能の充実と高度化

- ・介護予防につながる体操の実施(専門職等と連携し、定時定量的にプログラムを提供): 30箇所
- ・センターがある地域内で認知症カフェ²¹を実施: 30箇所

○地域の支え合いの仕組みづくりとネットワークの強化

- ・センターでは、全ての拠点到住民や関係機関の参画による官民協同の運営協議会を設置し、地域課題やニーズの把握と対応を通じたサービス提供、地域づくりを行っています。
- ・集落活動センターとの連携により、見守りを兼ねた配食サービスや移動支援の取り組みを進めています。

²¹ 認知症カフェ:認知症の人とその家族、地域住民、専門職がカフェ等の形態で集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場を開催する取り組み。

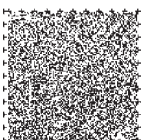


【課題】

- センターの設置に濃淡があり、インフォーマルサービスの拠点の充実が必要です。
- 高知版地域包括ケアシステムを支える人材、多様な人材の育成・活用が必要です。
- 介護との連携(リハ職関与による介護予防等)による取り組みは増加したものの、医療との連携(健康相談等)による取り組みは一部で始まった段階です。
- 認知症の人が増加していることから、認知症カフェ未設置地域においては、認知症に対する理解や本人・家族の孤立を防ぐ取り組みが必要です。
- 共働き世帯数が増加していることから、支援(子育て支援センター、子ども食堂²²等)が不足している地域での子育て支援機能を充実する必要があります。
- 集落活動センターとの連携による見守りを兼ねた配食サービスなどの取り組みを広げることも必要です。

県の具体的施策

- ・あったかふれあいセンターの整備を促進します。
 - ▶旧市町村単位に未整備の地区についての整備の検討を推進
- ・センター職員等の人材育成の強化及び専門的な資格を有する人材の活用を図ります。
 - ▶高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて、支援を必要とする高齢者を見つける力やできるだけ要支援・要介護状態にならないための取り組みを強化
 - ▶地域共生社会の実現に向けて、生活支援サービスや支え合いの仕組みづくりと地域支援の強化(スタッフ)、地域福祉のマネジメント力の強化(コーディネーター)
- ・専門職等と連携した介護予防の取り組み(いきいき百歳体操、フレイル²³予防など)を推進し介護予防に取り組む拠点数の増加とともに医師や薬剤師、看護師等、医療職による健康相談と通院支援サービスの一層の拡充および横展開を図ります。
- ・拡充機能(認知症カフェや子育て支援)について、市町村による地域ニーズの把握を促し、資源が不足している地域に対してセンターの活用によるサービス充実を促します。
- ・放課後や長期休暇中の居場所づくり、高齢者や障害のある人との交流、学習支援など、センターの機能を活用した子育て支援を進めます。
- ・集落活動センターとの連携により、見守りを兼ねた配食サービスや移動支援の取り組みを充実します。
- ・センター活動の事例集を作成して、市町村・住民に情報提供し、福祉サービスの提供機能を充実します。



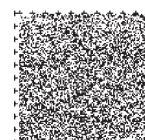
²² 子ども食堂:民間のボランティア等が運営者となり、地域の子どもや大人たちが気軽に食事をとりながら交流できる場所。

²³ フレイル:高齢者が加齢によって心身ともに弱ってきた状態のこと。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|-------------------------|-------------|-------------|---------|
| 拠点及びサテライト | 289 箇所 | 340 箇所 | 地域福祉政策課 |
| 介護予防に取り組む拠点 | 30/50 拠点 | 60/60 拠点 | 地域福祉政策課 |
| 介護予防に資する住民主体の集いの場の参加率 | (※) 5.3% | 10.0% | 地域福祉政策課 |
| 介護予防に資する住民主体の集いの場の実利用者数 | 7,193 人 | 13,540 人 | 地域福祉政策課 |

(※)高知市、香南市、梶原町を除く高齢者の総数(135,401人:令和元年9月県人口推計)に占める集いの実利用者数の割合



(2) 高知版地域包括ケアシステムの構築

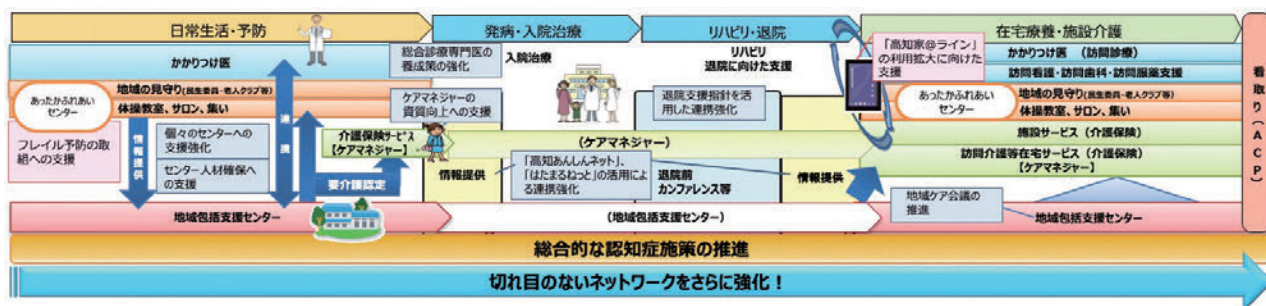
- 県内各地域の医療、介護、福祉のサービス資源をネットワークとしてつなぎ、日常生活から入退院、在宅までを切れ目なく支援する高知版地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【取り組みの主なポイント】

- 地域のネットワーク・システムづくりを推進
- 住民主体の介護予防、フレイル予防を推進

※フレイルとは、高齢者が加齢によって心身ともに弱ってきた状態のことです

<高知版地域包括ケアシステムの構築>

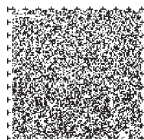


【現状】

- 「地域地域で安心して住み続けられる県づくり」の実現に向けて、高齢者一人ひとりの状況に応じて医療、介護、福祉のサービスを切れ目なくネットワークでつなぐ「高知版地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、平成30年度より各福祉保健所に地域包括ケア推進監等を配置し、推進体制を強化しています。また、医療・介護・福祉の関係者が連携・調整を行う「地域包括ケア推進協議体²⁴」をブロックごとに設置しています。
- また、地域包括ケアシステムの構築にかかる在宅療養の推進について、重度の要介護状態になってもできるだけ在宅サービスが受けられるように、訪問診療や訪問看護、訪問歯科、在宅服薬支援など在宅療養体制の充実を推進しています。
- 「支援が必要な高齢者を関係機関につなぐ」「個々の状態に応じた支援につなぐ」、サービス間の接続部を担う人材（ゲートキーパー）の機能強化を図っています。
- 地域包括支援センター²⁵は、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、さまざまな社会資源を活用できるよう、包括的及び継続的に支援を行う機関で、地域包括ケアを実現するための中心的役割を担っています。

²⁴ 協議体：介護保険制度において、市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

²⁵ 地域包括支援センター：介護保険法第115条の46に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、市町村が設置するもの。



- 県内では、高知市をはじめ、各地域で住民が主体となり、「いきいき百歳体操」などの介護予防や健康づくりの取り組みが行われています。

【課題】

- 「高知版地域包括ケアシステム」の構築に向けて、入院から退院、在宅までの切れ目のない支援が必要です。
- できる限り本人の希望に応じて地域地域で住み続けられるようにしていくために、民生委員・児童委員、あったかふれあいセンター職員等が、支援を必要とする高齢者等を早期に発見し必要な支援やサービスにつなげることが必要です。
- ネットワークの核となる地域包括支援センターの役割はますます重要となっており、より一層の機能強化が必要です。
- 住民主体の通いの場など地域住民が通えるより身近な場の確保は、今後もさらに必要ですが、活動の中心となる地域リーダーが高齢化するなど、次世代の担い手養成が進んでおらず、継続が難しくなっている地域があります。
- 高齢化に伴い、身体的、精神・心理的、社会的な脆弱性といった多様な課題や不安を抱えやすくなるフレイル状態になりやすい傾向にあることから、介護予防とともにフレイル予防推進の取り組みも必要です。

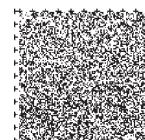
県の具体的施策

- ・「地域包括ケア推進協議体」等を活用した顔の見える関係づくりを支援します。
- ・民生委員・児童委員やあったかふれあいセンター職員などのゲートキーパーのさらなる対応力向上のための取り組みを支援します。
- ・地域包括ケア推進監等による個々の地域包括支援センターへの支援を強化します。
- ・介護予防機能の強化に向け、リハビリテーション専門職等の派遣を推進し、地域の実情に応じた介護予防の取り組みを推進します。
- ・フレイル予防について、県民への啓発を図るとともに、市町村におけるフレイル予防の取り組みを支援します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|---------------------------|-----------------|------------------|--------|
| 地域包括ケア推進協議体の設置(全14ブロック) | 11ブロック | 14ブロック (R3年度) | 高齢者福祉課 |
| 市町村における健診以外での後期高齢者質問票等の活用 | 1箇所 | 全市町村 | 高齢者福祉課 |
| 介護予防に資する通いの場への参加率(※)の増加 | 6.5% (H30年度) | 10% | 高齢者福祉課 |

(※)参加率:通いの場への参加者実人数/高齢者人口



(3) 総合的な認知症施策の推進

- 認知症に対する普及啓発・予防・早期発見を推進します。
- 認知症の早期診断や早期支援体制の充実を図ります。
- 地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。

【取り組みの主なポイント】

- 県民への認知症に対する理解の促進と予防の推進
- 早期発見のためのゲートキーパー機能の強化、早期診断と早期支援体制の充実
- 地域で安心して生活できる支援体制の充実(認知症カフェの設置など)
- 認知症高齢者が行方不明にならないなどの対策強化
- 「高知県認知症施策推進計画(仮称)」の策定

【現状】

- 高齢化の進行によって認知症高齢者が増加する中、県では、医療と介護の連携による認知症高齢者等への支援を充実・強化しています。
 - ＜参考：医療と介護の連携状況＞
 - ・こうちオレンジドクター²⁶登録者数：281人 ※令和2年1月末現在
 - ・認知症疾患医療センター²⁷の設置・運営数：基幹型1箇所、地域型4箇所
- また、認知症高齢者等の介護者への支援や相談体制の確保にも取り組んでいます。
 - ＜参考：相談体制＞
 - ・認知症コールセンター²⁸(相談件数)：272件 ※令和2年1月末現在
 - ・認知症カフェの設置数：24市町村97箇所 ※令和元年12月末現在
- しかしながら、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)を基に県内の認知症高齢者を推計すると、令和17年度には約4万9千人まで増加し、65歳以上人口のうち5人に1人が認知症になるなど、さらなる対策の強化が必要となっています。
- 一方、若年性認知症²⁹は働き盛り世代で発症するため、本人・ご家族の経済的・心理的負担が大きいことから、本人・ご家族を含め、早期の支援につながる仕組みの構築が必要となっています。
- 県及び市町村では、認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター³⁰」を養成し、地域での見守り支援体制づくりにつなげています。

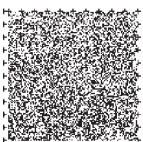
²⁶ こうちオレンジドクター：物忘れ、認知症に関する県民からの相談への対応その他必要な支援を行う。

²⁷ 認知症疾患医療センター：認知症のすみやかな鑑別診断や、行動・心理状態と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う医療機関。

²⁸ 認知症コールセンター：認知症の方の介護や家族の精神的な悩みなど、認知症に関する様々な相談に介護の経験者(認知症の人と家族の会世話人)がお答えする、認知症の専門相談窓口。

²⁹ 若年性認知症：65歳未満で発症する認知症の総称。

³⁰ 認知症サポーター：認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人。



<参考：見守り支援につながる応援者の養成>

県内の認知症サポーター人数 60,690人 ※令和元年12月末現在

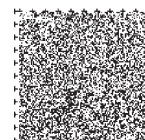
【課題】

- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、県民に認知症に対する理解をさらに深めてもらうことが必要です。
- 認知症の早期発見、早期診断、早期対応のため、かかりつけ医や民生委員・児童委員などのゲートキーパー機能の強化が必要です。
- 認知症の人とその家族を地域で支えるためには、住民同士の見守りや支え合いなどの体制づくりが必要です。
- また、認知症の人が行方不明にならない、また、行方不明になっても早期発見できる対策が必要です。
- 認知症は誰もがなりうる身近なもので、地域地域で認知症の人が認知症とともに住み続けられる地域の実現を目指し、認知症の関連施策を総合的に推進していく必要があります。

県の具体的施策

- ・認知症に関する知識の普及啓発を促進します。
- ・あったかふれあいセンター等の通いの場への参加促進等により、予防を促進します。
- ・認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターのさらなる養成を行うとともにゲートキーパー機能の向上（専門機関へのつなぎ、日々の暮らしのなかでの見守り等）を図ります。
- ・認知症ケアのための医療関係者のさらなる対応力向上のための施策を実施します。
- ・かかりつけ医の認知症対応力向上研修後のフォローアップ研修を実施します。
- ・認知症初期集中支援チーム³¹の専門性強化に向け、市町村からの要請に基づき専門職を派遣し、研修や助言を行う等の支援をします。
- ・認知症疾患医療センターの体制を強化します。
- ・かかりつけ医と専門医、またケアに関わる他職種及び家族も含めた情報共有の場「認知症ケアカフェ」を実施します。
- ・認知症カフェの整備を促進します。
- ・先進事例を共有するセミナー等の開催により市町村が設置する認知症地域支援推進員の活動充実を支援します。
- ・若年性認知症自立支援ネットワーク会議において、困難ケースの検討を行い、若年性認知症支援コーディネーターを通じて必要な支援につなげます。
- ・高知県警察本部との連携を強化し、認知症高齢者の行方不明者の早期発見に向けた対策を進めます。
- ・「高知県認知症施策推進計画（仮称）」を策定し、総合的な認知症施策を推進します。

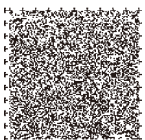
³¹ 認知症初期集中支援チーム：医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。



数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R 5年度 | 担当課 |
|------------------------|-----------------|-------------|--------|
| 認知症サポーター養成数 | 61,980人 | 80,000人 | 高齢者福祉課 |
| 認知症カフェ | 24市町村 (12月末) | 全市町村 | 高齢者福祉課 |
| 認知症サポート医 | 103人 | 150人 | 高齢者福祉課 |
| かかりつけ医認知症対応力向上研修受講率(※) | 29.2% | 50% | 高齢者福祉課 |

(※)研修受講率:研修受講者数/診療科のうち小児科麻酔科等を除く診療科の医師の人数



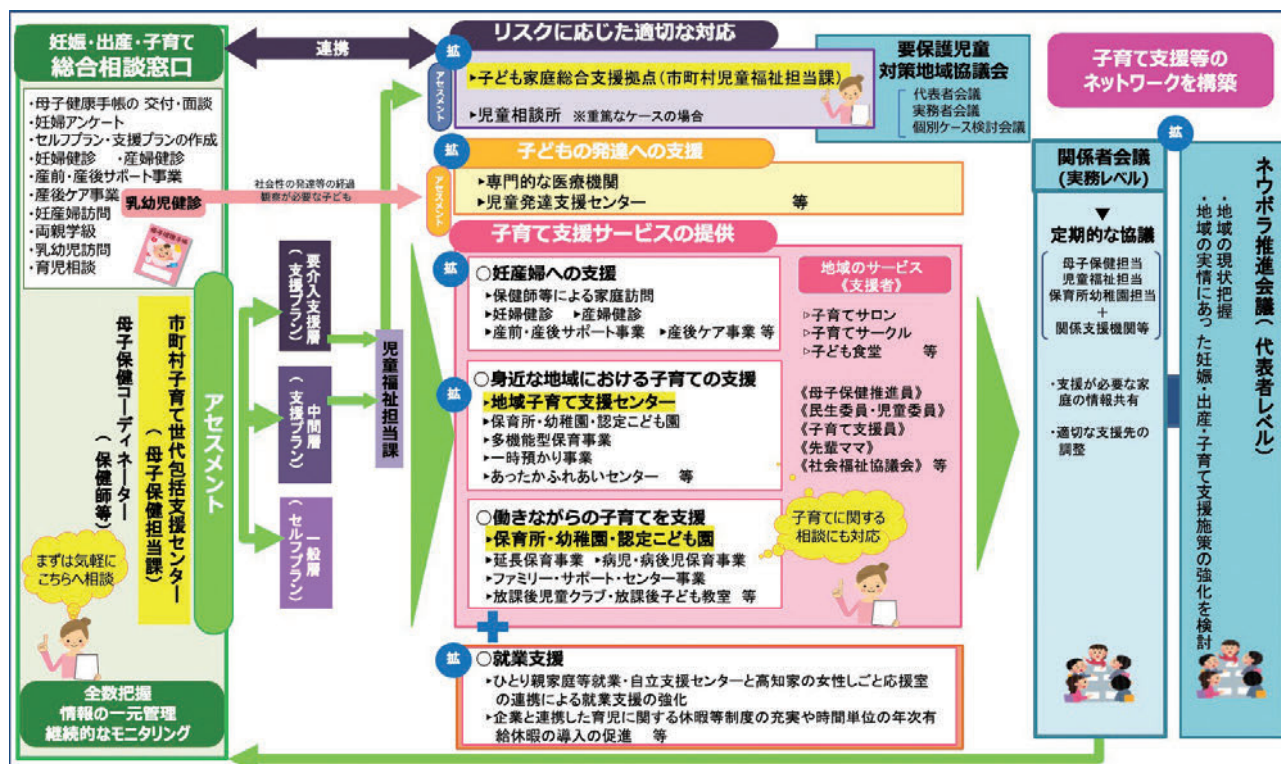
(4) 高知版ネウボラの推進

○妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的に支援する高知版ネウボラを推進します。

【取組の主なポイント】

- 子育て家庭のリスクに応じた適切な対応に向け、母子保健と児童福祉の連携を強化
- 子育て家庭の不安の解消に向け、妊産婦への支援、身近な地域において子育て支援サービスの充実を促進
- 働きながら子育てできる環境づくりに向け、病児・病後児保育等の子育て支援サービスの充実を促進

＜高知版ネウボラの全体像＞

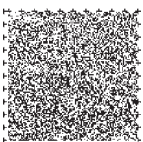


【現状】

- 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となる市町村子育て世代包括支援センターは、市町村の母子保健担当部署に設置されており、保健師等の母子保健コーディネーターを配置して相談対応を行っています。
- 子育て支援の場の拡充とサービスの充実を図るため、地域子育て支援センターにおいて親子の交流や相談支援、保育所等で園庭開放や子育て相談を実施しています。
- 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図るため、一時預かり事業や延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター³²事業等を実施しています。
- 四万十市のファミリー・サポート・センターでは、病児・病後児預かりの事業を開始しており、運営・設置に向けた支援や様々な広報媒体等を活用した周知により、県内への普及を目指しています。
- 地域における児童家庭相談支援体制を強化するため、市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進しています。
- 子どもの発達への支援体制の充実に向け、専門的な療育支援を行う障害児通所支援事業所の拡大等を進めています。
- 子ども食堂の立ち上げ及び活動の充実に向け、子どもの居場所づくり推進コーディネーターを配置して、子ども食堂の立ち上げや活動の充実に向けた支援をしています。
- 放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実に向け、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進しています。
- 市町村における高知版ネウボラ体制の充実に向け、重点市町におけるネウボラ推進会議などの開催を支援しています。

【課題】

- 母子健康手帳交付時の全妊婦へのアセスメントの強化と妊娠から出産・育児までの包括的な支援体制が必要です。
- 未就園児(0～2歳)の家庭に対する、母子保健と児童福祉・子育て部門が連携した切れ目のない支援体制の充実が必要です。
- すべての子どもやその家族及び妊産婦等が身近な市町村において相談支援が受けられるよう、市町村の子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置が必要です。
- 発達障害のフォローが必要な子どもを適切な支援につなぐためのアセスメント力の向上や体制整備が必要です。
- 子育て家庭の孤立の防止と多様なニーズに対応するため、より身近な地域に利用しやすい交流の場の提供と日常的な見守りが必要です。

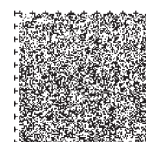


³² ファミリー・サポート・センター:「子育ての援助を受けたい人(依頼会員)」と「子育ての手助けをしたい人(提供会員)」が会員となって、地域において助け合う会員制の組織

- 子ども食堂が、子どもや保護者の居場所となり、地域で子どもたちを見守る場としての機能を果たすためには、未開設地域での開設や定期的な開催が必要です。
- 働きながら子育てできる環境づくりに向けた、保育所等及び放課後児童クラブ、延長保育、病児保育等の子育て支援サービスの充実が必要です。
- 高知版ニューボラ体制を充実するためには、ネットワークの連携・強化が必要です。

県の具体的施策

- ・子育て世代包括支援センターの機能拡充に向け、市町村の母子保健コーディネーターや保健師等のさらなる対応力の強化を図るため、引き続きスキルアップ研修会の開催やアセスメントツールのバージョンアップ等を実施します。
- ・リスクに応じた適切な支援ができるように、地域における保健と福祉の連携・見守り体制の確立や市町村の子ども家庭総合支援拠点（国基準に準ずるものを含む）の全市町村への設置と機能強化を図ります。
- ・子どもの発達への支援体制の充実に向け、健診後のアセスメント体制の強化、専門的な療育支援機関の拡充、医療が必要な子どもがスムーズに受診できる体制の整備を進めていきます。
- ・より身近な地域において、地域資源を活用した子育ての場の確保や地域子育て支援センターの機能強化を図るため、研修会の開催やアドバイザーの派遣等を行います。
- ・働きながら子育てできるよう、保育所等や放課後児童クラブ、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業などの子育て支援サービスの充実を図ります。
- ・子ども食堂の県内全域での開設に向け、あったかふれあいセンターや高齢者福祉施設等を活用した取り組みを進めます。
- ・ニューボラ推進会議や関係者会議による定期的な協議など高知版ニューボラ体制を全市町への拡大に向け取り組みを推進します。

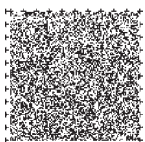


数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R 5年度 | 担当課 |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数 (国基準に準ずるものを含む) | 2市町 | 全市町村 (R 4年度) | 児童家庭課 |
| 健診後のアセスメントの場への専門職(心理職・言語聴覚士等)の関与 | 18市町村 | 全市町村 | 障害福祉課 |
| 児童発達支援センターの設置数 | 6箇所 | 12箇所 | 障害福祉課 |
| 発達障害の診療を行う医師の増加 | 25名程度 | 35名程度 | 障害福祉課 |
| 子ども食堂の設置箇所数 | 76箇所 (12月末) | 120箇所 | 児童家庭課 |
| 初妊婦の利用がある地域子育て支援センターの割合 | — | 100% | 児童家庭課 |
| 園庭開放又は子育て相談の実施率(※) | 82.5% | 100% | 幼保支援課 |
| 多機能型保育支援事業の実施箇所数 | 13箇所 | 40箇所 | 幼保支援課 |
| 一時預かり事業の実施箇所数 | 24市町村 102箇所 | 26市町村 110箇所 | 幼保支援課 |
| 延長保育事業の実施箇所数 | 13市町村 137箇所 | 14市町村 140箇所 | 幼保支援課 |
| 病児保育事業の実施箇所数 | 9市町村 22箇所 | 10市町村 24箇所 | 幼保支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数(両方 会員含む) | 797人 (R元年度末) | 900人 | 県民生活・男女 共同参画課 |
| 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学 校) | 96.3% | 100% | 生涯学習課 |
| 高知版ネウボラに取り組む市町村数 | — | 全市町村 | 児童家庭課 |

(※)実施率:園庭開放又は子育て相談を実施している保育所等/保育所等

(保育所等:保育所、幼稚園、認定こども園、へき地保育所及び地域型保育事業所のうち高知市と大川村の公立園(R元年度:297園))



(5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）

- 地域で様々な課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、福祉サービスや必要な支援を受けることができる仕組みづくりを進めます。
- 市町村における包括的な支援体制の構築などを支援します。

1) 市町村における包括的な支援体制の構築

【取り組みの主なポイント】

- 地域共生社会の実現に向けた地域力の強化と包括的な支援体制の構築を促進
 - * つぎの3つの支援を一体的に実施
 - <相談支援（相談窓口の機能と体制の強化）>
 - 相談対応や関係機関による連携・支援をより包括的にする
 - <参加支援（社会とのつながりや参加の支援）>
 - 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら就労や居住支援などを提供する
 - <地域づくりに向けた支援>
 - 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

①相談支援（相談窓口の機能と体制の強化）

【現状】

ア 相談窓口

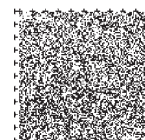
- 市町村では、高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児、児童、ひきこもり状態にある人やその家族、住民の方々などからの、保健や医療、介護、福祉サービスをはじめ、日常生活での困り事などに対し、分野ごとの相談窓口が対応しています。
- 地域には、地域包括支援センター、相談支援事業所³³、子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターなどの相談・支援機関が設置されています。また、県内全域で自立相談支援事業を実施（一部町村では広域実施）し、生活困窮者が身近な窓口で相談できる体制を構築しています。
- 県域においても、高齢者・障害のある人などに関する相談窓口（委託先：高知県社会福祉協議会）や児童相談所、ひきこもり地域支援センター³⁴、心の教育センターなどのほか、「認知症コールセンター」や「いのちの電話³⁵」、配偶者暴力相談支援センター³⁶などの相談・支援機関が設置され、専門性の高い領域における相談・支援にあたっています。

³³ 相談支援事業所：障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障害のある人の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行う事業所。

³⁴ ひきこもり地域支援センター：ひきこもりの人とその家族からの相談に応じ、適切な関係機関へつなぐなど「地域の第1次相談窓口」としての機能を担うとともに、関係機関からなる連絡会の開催による連携強化、ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信を行うため、精神保健福祉センター内に設置している機関。

³⁵ いのちの電話：孤独の中にあって、時には精神的な危機に直面し、助けと励ましを求めている一人ひとりと主に「電話」という手段で対話することを目的とする援助活動。

³⁶ 配偶者暴力相談支援センター：配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力に関する相談や関係機関の紹介、一時保護・自立支援、被害者の心身の健康を回復させるための医学的・心理学的な指導及び、保護命令制度や保護する施設等の様々な情報提供や援助を行う機関。



- あつたかふれあいセンターは、介護や高齢者といった分野や属性によらず、地域の困りごとや相談ごとを早期に発見し、必要な支援につないでいます。
- このほか、県では、民生委員・児童委員が行う相談対応を支援するため、傾聴技法などの研修の実施や、傾聴ボランティアの養成などを行っています。

イ 連携・支援体制

- こうした各機関等における対応のほか、高齢者福祉の分野では「地域ケア会議³⁷」による個別課題の抽出・解決策を検討できるような体制の構築、障害者福祉の分野では「地域自立支援協議会³⁸」や相談支援事業所などを中心としたネットワークづくり、児童福祉の分野では「要保護児童対策地域協議会」などを中心とした地域での見守りネットワークの推進、子育て分野では、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターなどを中心に、妊娠期から子育て期の相談やネットワーク機能の充実を図っています。また、生活困窮者自立支援制度における「支援調整会議」の設置など、分野ごとに関係機関で構成する支援体制の整備を図っています。

【課題】

<高齢者福祉に関すること>

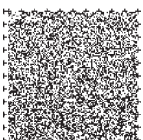
- 地域包括支援センターでは、保健や医療、介護などの多職種、多機関との十分な連携を図るとともに、多様なニーズに対応していくため、職員の専門性を高めることが必要です。
- 高齢化に伴う認知症高齢者の急増と重度化に対応する人材養成が求められています。

<障害のある人に関すること>

- 市町村と相談支援事業所が連携した相談支援体制の充実が必要です。
- 複数の相談支援専門員を配置することが困難な相談支援事業所が多いため、相談支援専門員養成研修の継続的な実施やスキルアップなどによる人材育成が必要です。
- 障害者の重度化や高齢化、在宅で生活する障害者の「親亡き後」を見据え、地域全体で生活を支えるサービス提供体制を整備するため、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）となる地域生活支援拠点等の整備が必要です。【整備済み：中芸広域連合、嶺北圏域】

³⁷ 地域ケア会議：介護保険制度において、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員（ケアマネジャー）のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的として、市町村が設置する会議。個別ケースの課題分析等を通じて共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながる。

³⁸ 地域自立支援協議会：地域における障害のある人への支援体制に関する課題について関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことを目的として、市町村が設置する機関。



<障害のある子どもに関すること>

- 医療的ケアの必要な在宅の重度障害児の保護者負担を軽減し地域で支えるため、医療的ケア児等コーディネーター³⁹を養成し、必要なサービスを総合的に調整し、関係機関につなぐことが必要です。
- 発達障害など、発達の気になる子どもがノーケアとならないよう、早期発見、早期支援を確実に実施するため、子育て支援に関わる保育士等や障害児支援の専門職に対する研修の充実とともに、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援を行うため、保健・福祉・医療・教育の関係機関の情報の共有や適切な引き継ぎが必要です。

<妊娠・出産・子育てに関すること>

- 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となる市町村の子育て世代包括支援センターのさらなる広報・周知が必要です。
- また、妊娠早期からの切れ目のない支援を行うためには、母子健康手帳交付時の全妊婦へのアセスメントの強化と、妊娠から出産・育児までの包括的な支援体制が必要です。
- 身近な地域での子育て支援を充実するためには、地域において子育てを支援する場の拡充と人材育成が必要です。
- ひとり親家庭が安心して生活し働きながら子育てができるよう、相談窓口となる市町村とひとり親家庭等就業・自立支援センター等の支援機関が連携した相談支援体制が必要です。

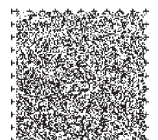
<児童福祉に関すること>

- すべての子どもやその家族及び妊産婦等が身近な市町村において相談支援が受けられるよう、子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置が必要です。

<生活困窮者の自立支援に関すること>

- 生活困窮者は、単に経済的な困窮に陥っているだけでなく、複合的に課題を抱えている場合があり、一つの側面からだけでは対応できないケースや、世帯の中で様々な課題が潜在している場合があります。(地域とのつながりが薄れ「社会的孤立」状態となっている場合、8050問題のように現時点では経済的に困窮していないが、将来、親が亡くなった後に困窮が危惧されるような場合など)
 ※ 8050問題とは、自立が困難な状態(無職やひきこもり状態など)にある中高年の子(50代)と高齢の親(80代)が同居する家族が孤立して生じる様々な困難です。
- 関係機関との連携強化や支援員の技術力向上、支援体制の充実が必要です。

³⁹ 医療的ケア児等コーディネーター:医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(多職種連携)を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソン。



<自殺を考えるような悩みなどを抱える人に関すること>

- 様々な要因が複合的に関連しているため、相談窓口の充実が必要です。
- 自殺未遂者の再企図防止のため、支援者に確実につなぐ仕組みが必要です。
- 最終的にうつ状態となる人が多いため、うつ病への対策が引き続き必要です。

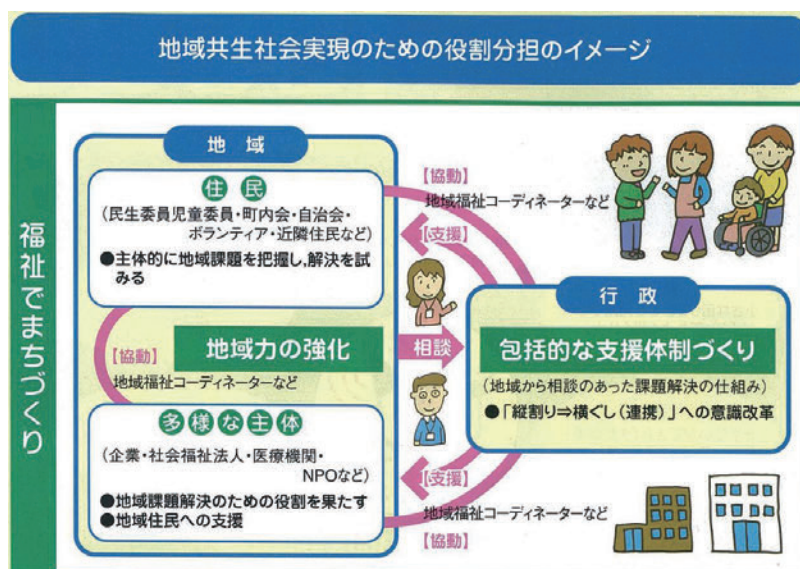
<ひきこもり状態にある人に関すること>

- 県内のひきこもり状態にある人の実態把握が十分ではありません。
- 市町村等における相談支援体制が十分ではありません。

<包括的な相談支援体制の構築にあたって>

- 個人や世帯が抱える問題の複雑化・多様化が顕在化するなか、相談窓口や支援機関には、これまでの公的制度の枠組みでは対応できない生活課題への対応や、8050問題などの課題を全体的に捉える包括的な体制整備がますます重要になっています。同時に、公的支援だけでなく地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援の体制づくりを、地域のさまざまな主体が連携しながら進めていくことが求められています。
- さらに、住民の身近な圏域においては、地域住民や民生委員・児童委員、「あったかふれあいセンター」や見守りネットワークなどのインフォーマルサービス（※制度サービスを利用しない地域住民などが行う援助活動などのこと）と、行政、地域包括支援センター、福祉サービス事業所、医療機関等の各分野の専門機関とが、地域の様々な課題に対して重層的な支援体制（地域福祉ネットワーク）を構築することがますます重要となっています。
- 社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すこと」と規定しており、県内の市町村でも、地域共生社会の実現に向けて、包括的な相談体制の構築などが進んでいます（例：高知市では、地域の相談を包括的に受け止める相談窓口の設置が進んでいます）

<参考イメージ図>



出典：「高知市地域福祉活動推進計画(2019年度～2024年度)<高知市・高知市社会福祉協議会>」

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

【現状】

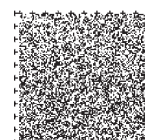
- 複雑化・多様化した課題を抱え、社会から孤立する個人や世帯を制度の狭間に陥ることのないよう支援していくためには、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要です。
- また、個人や世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための接点を確保するためには、相談支援と参加支援が一体的に機能し、多様な社会参加に向けた支援をすることが求められています。
- 県では、これまでも、中山間地域など既存の福祉サービスが行き届きにくい地域にも対応できるように、小規模ながらも1箇所が必要なサービスを提供できる小規模多機能支援拠点として、あったかふれあいセンターの整備や機能強化の推進などにより、市町村における相談支援と連携した参加支援に資する取り組みを支援してきたところです。

（県の支援例）

- ・あったかふれあいセンターの「集い」や「訪問」等の機能強化（関連：小規模多機能支援拠点の整備と機能強化）
- ・生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援（関連：生活困窮者への支援）
- ・ひきこもりの人の居場所確保への支援及び社会参加の促進（関連：ひきこもりの人への支援の充実）
- ・民生委員・児童委員の見守りネットワークの重層化（関連：民生委員・児童委員活動の充実）

【課題】

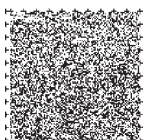
- 地域においては、誰もが集える「居場所」や社会参加の場づくりが広がってきているものの、社会から孤立する個人や世帯の状態に合わせたきめ細かな支援がより一層求められています。
- 市町村においては、既存の制度による支援との連携もとりながら、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ者との間を取り持つ等により、新たな参加支援を生み出すコーディネート機能が必要です。



③地域づくりに向けた支援

【現状】

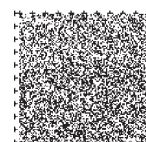
- 地域の住民同士の支え合いの力が弱まるなか、市町村において、お互いを気にかけて支え合う関係性を持続するため、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保への支援が求められています。
- 住民同士の関係性が多様に広がることで、「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出すことにもつながります。
- 県では、これまでも、地域の実情に応じた住民同士の支え合いの仕組みや基盤の確保など、市町村における地域づくりに向け支援をしてきたところです。
 - ・ あったかふれあいセンター職員の地域福祉のマネジメント力の強化等（関連：小規模多機能支援拠点の整備と機能強化）
 - ・ 子ども食堂の立ち上げ及び活動の充実に向けた支援（関連：高知版ネウボラの推進）
 - ・ 県社協が実施するボランティア活動への支援を通じた人材育成（関連：地域住民の福祉活動への参加促進）
 - ・ 生活支援体制整備事業を通じた住民の社会参加の推進（関連：地域住民の福祉活動への参加促進）
 - ・ 集落活動センターなどの集落の維持・再生に向けた拠点づくり（関連：中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動）
 - ・ 地域の防災活動を担うリーダーの育成（関連：防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進）
 - ・ 農福連携⁴⁰事業の推進（関連：障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備）
- 市町村では、これまでも各種福祉施策について住民と顔の見える関係を構築し、市町村ならではの取り組みを実施しています。



⁴⁰ 農福連携：農業と福祉が連携し、働きづらさや生きづらさを感じている人の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参加を促す取り組み。

【課題】

- 地域では、住民同士による見守り活動など地域の既存の活動や助け合いを把握しながら、新たな活動を生み出すための地域づくりを応援するコーディネート機能がまだまだ不足しています。
- 市町村では、地域共生社会の実現に向け、これまでの取り組みや地域福祉にかかわる人や資源を生かし、地域の実情に応じた住民サービスの提供と支援のあり方を主体的に検討することが必要です。
- 具体的には、包括的な支援体制の整備にあたっては、1)地域住民の力を借りながら、地域の課題を関係者が連携し、それぞれが役割をもって支援を行っていくことによる地域の支え合いをさらに浸透させていくこと「地域における支え合いの体制づくり」、2)課題や福祉ニーズを持つ人や世帯を含めた全ての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけること「暮らしを支える取り組み」、3)包括的な支援体制を支える人材の養成と安定的な確保を図ること「福祉サービスの充実」について推進を図ることが重要です。
- また、地域住民や社会福祉関係者、支援機関など、地域における多様な主体との協働・連携の仕組みづくりが必要であり、地域福祉を推進する中心的な役割を担う社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。
- 県は、社会福祉協議会の取り組みを支援するとともに、地域課題の発掘など施策推進における連携を深め、社会福祉の増進や地域住民等が互いに支え合う地域共生社会の実現に向け、市町村への支援が求められています。



県の具体的施策

<高齢者に関すること>

- ・地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう、引き続き研修を実施します。
- ・高知県版地域ケア会議ガイドライン（令和元年度改訂予定）の活用や希望する保険者へのリハビリ専門職を派遣する等、ケア会議の支援を行います。

<障害のある人に関すること>

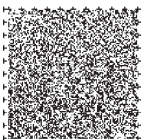
- ・相談支援事業所の相談支援専門員の養成や質的向上を図るなどにより、市町村の相談窓口と相談支援事業所が連携した障害のある人の支援体制の整備を進めます。
- ・地域生活支援拠点等が未整備の市町村に対し、整備済みの市町村の状況や対応策などの情報の提供や、圏域での整備について調整を行い、整備を促進します。

<障害のある子どもに関すること>

- ・医療的ケア児等コーディネーターが核となり、退院前からスムーズな在宅生活へ移行できるように、関係機関と連携した支援体制の整備を進めます。
- ・相談支援専門員や障害児通所支援事業所の支援員等の支援力向上のための研修実施や、事業所の連絡協議会等を活用して関係機関との情報共有などによる連携体制の充実強化を図ります。

<妊娠・出産・子育てに関すること>

- ・県のホームページや母子健康手帳別冊への掲載など、市町村の子育て世代包括支援センターの広報・周知活動を強化します。
- ・また、母子保健コーディネーターや保健師等のさらなる対応力の強化を図るため、引き続きスキルアップやアセスメントツールのバージョンアップ等を実施します。
- ・地域子育て支援センターの機能強化を図るため、アドバイザーの派遣による機能強化への助言や研修を実施します。
- ・ひとり親家庭の個々の状況に応じて適切に対応できるように、市町村担当者や、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の相談支援機関に対して、支援制度の周知や相談支援スキルの向上に向けた研修を実施します。



<児童に関すること>

- ・市町村における要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、児童相談所が中心となり積極的に支援します。
- ・すべての子どもや家庭を対象に、より適切な情報提供、相談援助等が行える体制を強化するため、専門人材によるソーシャルワーク機能を持つ子ども家庭総合支援拠点が各市町村に設置されるよう支援を行います。
- ・行政と民生委員・児童委員（主任児童委員）等が一体となった地域の見守り体制の構築を支援します。

<生活困窮者の自立支援に関すること>

- ・自立相談支援機関協議会等での意見交換等により関係機関の連携強化を図り、官民協働の取り組みを一層充実・強化させることにより、地域のネットワーク力を強化します。
- ・従事者研修等を実施し、支援員の技術力向上やノウハウの習得を図ります。
- ・県内の全ての市において、早期に就労準備支援事業及び家計改善支援事業（任意事業）に取り組むことができるよう、必要な助言と技術支援を行います。
- ・就労準備支援事業、認定就労訓練事業⁴²等の積極的な活用を図ることにより、直ちに就労することが困難な生活困窮者の就労支援を進めます。

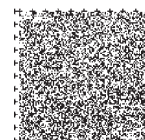
<自殺を考えるような悩みなどを抱える人に関すること>

- ・地域における自殺予防のための包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化を推進します。
- ・自殺未遂者を支援者に確実につなぐ仕組みを構築します。
- ・自殺のリスクが高い妊産婦、若年層、高齢層等への支援の充実を推進します。

<ひきこもり状態にある人に関すること>

- ・「高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」（令和元年10月設置）において、ひきこもりの人やその家族への支援策の抜本的強化を検討します。
- ・早急な対応が求められる「個別ケースの把握（市町村ごとの実態把握）」、「適切なアセスメントによる相談支援の強化」、「居場所確保の支援」、「社会参加に向けた支援の強化」等の取り組みを推進します。

⁴² 認定就労訓練事業：生活困窮者自立支援制度において、一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する中間的就労の形態として位置付けられるもので、直ちに一般就労に就くことが難しく、柔軟な勤務形態が必要な者に支援付きの就業機会を与えることで一般就労（自立）につなげる生活困窮者自立支援施策。社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する。



<包括的な支援体制の構築にあたって>

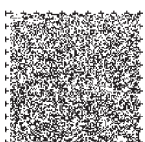
- 市町村において、「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくり」の3つの支援が一体的に実施できるよう、包括的な支援体制（庁内連携体制の強化、地域力の強化と包括的な支援体制）の構築を支援します。
- ・市町村において、複合化・複雑化した課題に的確に対応し、制度ごとの相談支援機関を円滑にコーディネートする相談支援包括化推進員（地域福祉コーディネーター⁴³など）の設置による包括的支援体制づくりが進むよう、高知県社会福祉協議会と連携し、地域支援に関わるコーディネーターの育成を進めます。
 - ・あったかふれあいセンターの職員について、地域福祉のマネジメント力と支援力の強化につながるスキルアップを図ります。
 - ・民生委員・児童委員やあったかふれあいセンター職員などの連携により、地域の課題や住民の困りごとを把握し、地域包括支援センターや市町村の相談窓口につなぐ仕組みづくりを支援します。
 - ・福祉保健所ごとの圏域における既存会議体を活用したネットワークづくりを進めます。
 - ・市町村における包括的な支援体制の構築が進むよう、市町村及び市町村社会福祉協議会の職員を対象とした、体制づくりのノウハウや先進事例を紹介するセミナー等を開催します。
 - ・県の担当課及び福祉保健所は、高知県社会福祉協議会と連携し、福祉保健所ごとの圏域において、市町村及び市町村社会福祉協議会との協議の場を持ち、先進事例の情報提供や助言等を行い、市町村間の情報交換や相互支援体制の構築に向けた検討が進むよう、市町村の取り組みを支援します。※ P58 参照「包括的な支援体制の構築に向けた仕組み」

◎地域の仕組みづくりを進める3つのポイント

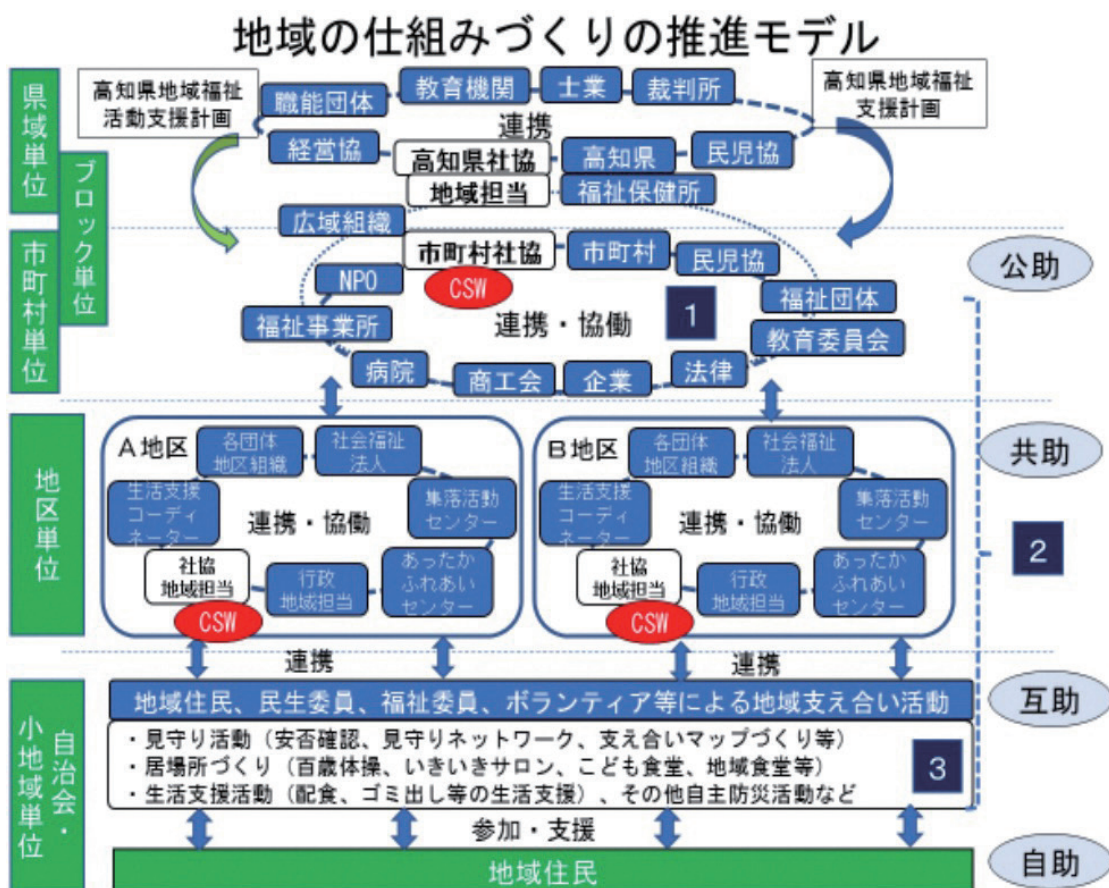
- 1 市町村圏域
多機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。
- 2 地区単位
住民に身近な圏域を重視し、重層的な圏域づくりを進める。
- 3 自治会・小地域単位
住民に身近な圏域で住民主体による地域生活課題の解決と地域づくりを一体的に進める。

住民に身近な圏域

※ブロック単位：福祉保健所管内



⁴³ 地域福祉コーディネーター：地域福祉の拠点を中心に、地域や関係機関のネットワークを構築しながら、地域ニーズや課題に対応した支え合いの仕組みづくりを推進する役割を担う。



出典:「高知県地域福祉活動支援計画(2020年度～2023年度)」

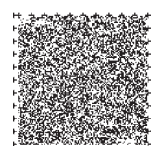
第1章

第3期計画の基本事項と策定の背景

第2章

計画の内容

参考資料

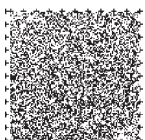


数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R 5年度 | 担当課 |
|--|------------------|-----------------------------|--------------------|
| 要保護児童対策地域協議会の実務者会議への主任児童委員等の参加(参加率) | 実務者会議 91.1% | 実務者会議 100% | 児童家庭課 |
| 子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数 (国基準に準ずるものを含む) ＜再掲＞ | 2市町 | 全市町村 (R 4年度) | 児童家庭課 |
| 生活困窮者などに対する官民協働による相談数(町村分) | 771件 (R元未見込み) | 1,241件 | 地域福祉政策課 |
| 自立支援計画(プラン)の策定数(町村分) | 87件 (R元未見込み) | 100件 | 地域福祉政策課 |
| 任意事業(※1)の実施主体数 | 8/12 (県、7市) | (R 3年度) 12/12 (県、11市) | 地域福祉政策課 |
| 自殺対策計画策定市町村数 | 27市町村 | 全市町村 | 障害保健支援課 |
| かかりつけ医等うつ病対応力向上研修受講者数 | 554人 (H30年度) | 90人/年以上 | 障害保健支援課 |
| こころのケアサポーター養成人数 | 775人 | 2,500人以上 | 障害保健支援課 |
| 県全体における自殺者数 | 126人 | 100人未満 (R 4年度(※2)) | 障害保健支援課 |
| 市町村におけるひきこもりのケース会議の実施 | 10市町村 | 全ての市町村 | 地域福祉政策課 |
| 中間的就労を経て就労した人数 | － | 100人/年 | 障害保健支援課 地域福祉政策課 |
| 包括的な支援体制を構築している市町村数 | － | 全ての市町村 | 地域福祉政策課 |

(※1)任意事業:就労準備支援事業及び家計改善支援事業の2事業

(※2)R 4年度:「高知県自殺対策行動計画」の目標設定年度



2) 困難を抱える人等への支援

①生活困窮者への支援

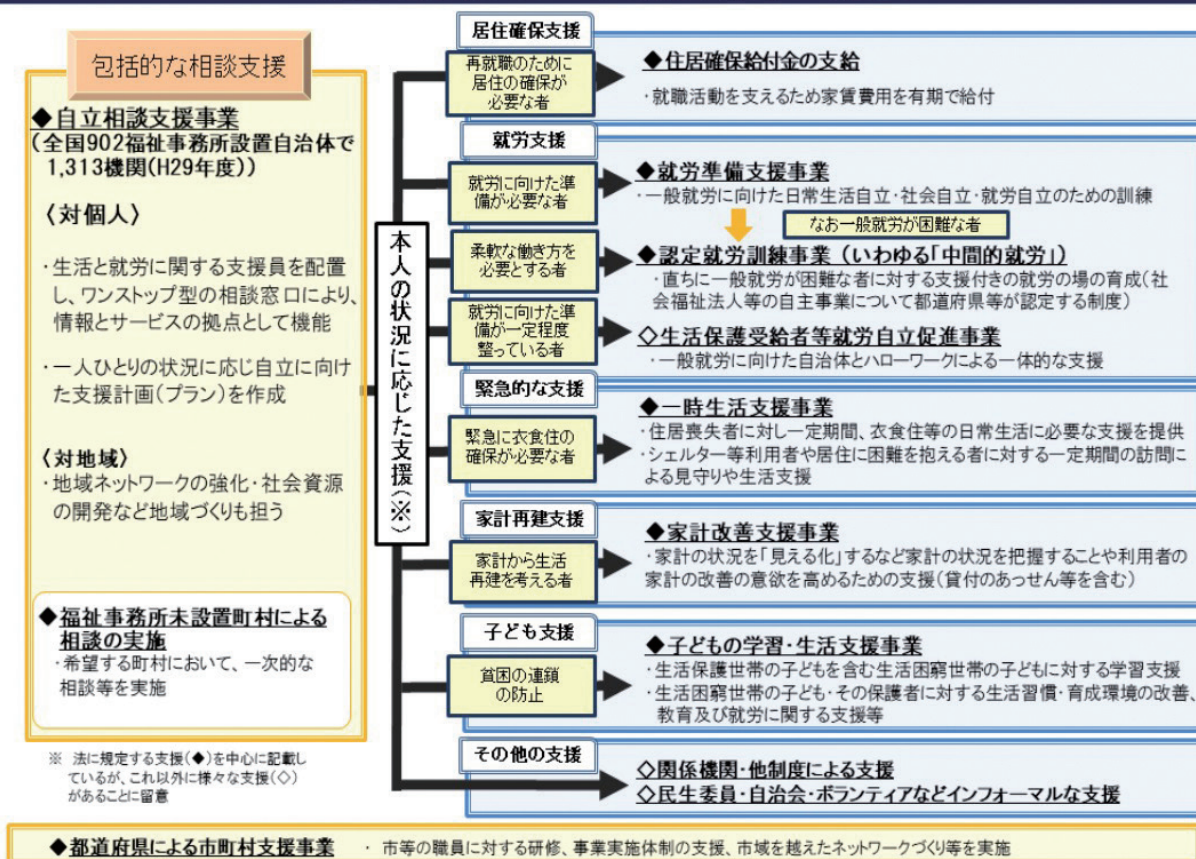
【取り組みの主なポイント】

- 生活困窮者の把握と支援実施の両面において、県、市町村をはじめ、地域の民間機関、団体、住民との連携による官民協働の相談支援体制を構築
- 支援担当者のスキルアップ、生活困窮者の就労に向けた支援を充実

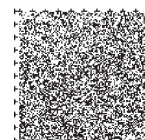
<参考：生活困窮者自立支援制度の概要>

生活保護に至る前の生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネット⁴⁴施策の一つとして平成27年にスタートした生活困窮者自立支援制度では、県及び11市が実施主体として、自立相談支援事業における官民協働の取り組みを充実・強化させることにより、地域のネットワーク力の強化から社会資源の開発まで手掛けることで、生活困窮者が安心して暮らせる地域づくりにつなげています。

生活困窮者自立支援制度の概要



⁴⁴ セーフティネット:「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。



<生活困窮者の自立支援に関すること>

【現状】

- 本県における平成31年3月の被保護者数は18,890人、保護率26.5%（保護統計数値）で、保護率は全国平均の約1.6倍と、高い傾向にあります。また、平成30年度の生活保護に関する相談者数は2,067人（福祉指導課調べ）で、その多くは生活困窮者自立相談支援事業の相談者になり得ると考えられます。
- 県教育委員会小中学校課の集計による平成30年度の要保護児童生徒数は903人、準要保護児童生徒数は11,105人で、全児童生徒数に占める就学援助率は25.97%と高く、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもの貧困の連鎖の防止が大きな課題となっています。

■県内の自立相談支援機関が受け付けた相談件数及びプラン策定件数

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|
| 相談件数 (うち町村分) | 2,467 (1,162) | 2,159 (1,033) | 2,147 (959) | 2,281 (984) |
| プラン策定件数 (うち町村分) | 217 (48) | 245 (35) | 301 (24) | 458 (86) |

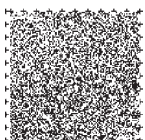
* 支援実績（平成30年度）より

- 年齢別は、65歳以上（40%）が最も多くなっています。
- 相談経路別は、本人から（41%）が最も多く、次いで関係機関・関係者（32%）となっています。
- 相談内容別は、収入・生活費など金銭に関すること（37%）が最も多く、次いで病気や健康等に関すること（14%）となっていますが、多くのケースで複合的な課題が見受けられます。

■支援体制

<町村部>

- 県が実施主体となっており、必須事業の自立相談支援事業については、県内5箇所の福祉保健所を通じて管内町村社会福祉協議会に委託し、自立相談支援機関を16箇所設置し、生活困窮者が身近な相談窓口で日常生活や社会生活、就労の自立に向けた支援を受けられる体制を構築しています。（一部町村では広域実施）
- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業（任意事業）は、高知県社会福祉協議会に委託し、県内3箇所に拠点を設け、事業を実施しています。



<市部>

- 各市が実施主体となっており、自立相談支援事業については、9市が市社会福祉協議会、1市がNPO⁴⁵法人に委託(残る1市は直営)し、自立相談支援機関を設置しています。
- 令和元年度の就労準備支援事業及び家計改善支援事業(任意事業)の実施状況は、就労準備支援事業が7市、家計改善支援事業が9市となっています。

【課題】

- 自立相談支援機関では積極的な訪問支援(アウトリーチ⁴⁶)を実施するための人的余裕がないため、自立相談支援機関への人員配置に対する支援が必要です。
- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業(任意事業)は、自立相談支援事業との一体的な実施が求められているため、未実施市への早期実施に向けた支援が必要です(国においても令和3年度までを集中実施期間とし全国での完全実施を目指すとしています。)
- 複合的な課題に対する支援員の技術力が十分ではないため、支援員のスキルアップが必要です。
- 就労支援において、中間的就労への取り組みが十分ではないため、事業者の負担軽減を図る支援が必要です。

<生活福祉資金貸付制度>

【現状】

- 生活福祉資金貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体とし、相談窓口業務を市町村社会福祉協議会に委託し実施しており、低所得者、障害者、高齢者世帯などに対して、必要な資金の貸付と相談援助を一体的に行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。
- 生活福祉資金の貸付件数については、平成19年度は74件であったものが、その後の社会情勢の影響により大幅に増加しましたが、奨学金制度の見直しなどによる教育支援資金の貸付件数の減少などにより、平成22年度の526件をピークに減少傾向にあります。
- 生活困窮者自立支援法の施行に伴う見直しにより、生活福祉資金のうち総合支援資金と緊急小口資金の貸付に当たっては、原則として自立相談支援事業の利用が貸付の要件とされています。

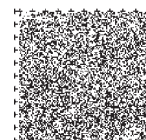
【課題】

- 生活福祉資金貸付制度⁴⁷と自立相談支援事業や家計改善支援事業等との連携により、単なる資金の貸付けにとどまらず、生活に困窮する人の自立に向けた支援が必要です。

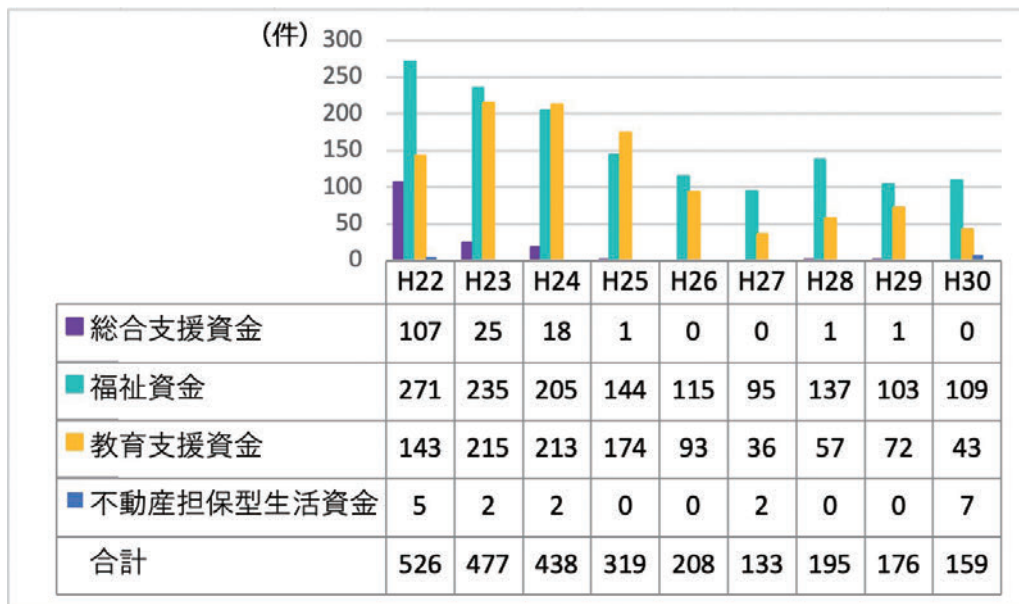
⁴⁵ NPO: Non Profit Organization の略。民間非営利組織。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

⁴⁶ アウトリーチ: 訪問支援。

⁴⁷ 生活福祉資金貸付制度: 低所得世帯や高齢者、障害のある人の経済的自立と生活の安定を目的として、社会福祉協議会において行っている貸付制度。



<生活福祉資金貸付決定状況>



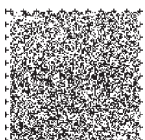
県の具体的施策

- ・ 自立相談支援機関に新たにアウトリーチ支援員を配置し、訪問支援を強化します。
- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の未実施市に対し、必要な助言と技術支援を実施します。
- ・ 従事者研修を実施し、支援員の総合的な相談援助力（アセスメント力、プランニング力、関係機関との連携力等）の向上を図ります。
- ・ 認定就労訓練事業における事業者への支援を強化（助成制度の創設）し、中間的就労の取り組みを推進します。
- ・ 生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度との連携のもと、生活福祉資金の適正な貸付けにより生活に困窮する人の自立に向けた支援を行います。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|------------------------------|-----------------|----------------------------|---------|
| 自立支援計画（プラン）の策定数（町村分） <再掲> | 87件 (R元未見込み) | 100件 | 地域福祉政策課 |
| 任意事業（※）の実施主体数 <再掲> | 8/12 (県、7市) | (R3年度) 12/12 (県、11市) | 地域福祉政策課 |

(※)任意事業：就労準備支援事業及び家計改善支援事業の2事業



②虐待防止

<高齢者虐待に関すること>

【取り組みの主なポイント】

- 高齢者虐待の防止、早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるための機能強化
 - ・高齢者虐待防止に関する広報・啓発
 - ・市町村・地域包括支援センター職員の対応力の向上
 - ・介護施設職員等の資質向上

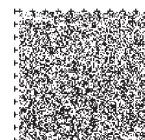
【現状】

- 高齢者虐待については、平成18年4月から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」によって、高齢者虐待に気づいた人には市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。
- 県内における高齢者虐待については、養介護施設従事者及び養護者による虐待とともに相談・通報件数が増加傾向にあります。
- 市町村は、虐待の防止や早期発見から個別支援に至る各段階において、虐待のおそれのある高齢者やその家族などへの多面的な支援を行うため、高齢者虐待防止ネットワークなど、関係機関・団体との連携、協力に取り組んでいます。
- 県は、平成29年度に高齢者・障害者権利擁護センター⁴⁸を設置(委託先:高知県社会福祉協議会)し、高齢者の総合相談を実施するとともに、市町村や地域包括支援センター職員及び養介護施設従事者を対象に、キャリアに応じた研修を実施し、職員の専門知識の習得や対応力の向上を図っています。また、困難事例など虐待対応に関する助言が必要な市町村には、弁護士及び社会福祉士による高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整などを行い、適切な対応につなげています。

【課題】

- 虐待の防止や早期発見のためには、身近な人をはじめとした地域での気づきによって、早期に適切な支援につなげていくことが重要であり、地域住民に対する通報や相談窓口の周知及び虐待に関する知識の普及が必要です。
- 虐待の相談・通報件数は増加傾向にあり、市町村や地域包括支援センター職員の対応力の向上が必要です。
- 介護施設職員等の高齢者虐待に関する知識や意識不足による虐待等も発生しており、さらなる資質向上が必要です。

⁴⁸ 高齢者・障害者権利擁護センター:高齢者や障害者とその家族が抱える健康、福祉、税金、医療、法律、生活などの各種の心配事や悩み事に対して相談に応じるとともに、市町村における虐待対応等困難事例を専門的に支援することにより、高齢者や障害者の福祉の増進を図り、権利擁護の取り組みを推進する機関。



県の具体的施策

- ・虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じ、通報や相談窓口の周知とともに高齢者虐待について普及啓発を図ります。
- ・市町村や地域包括支援センターの職員、介護施設職員等を対象とした研修会を開催します。
- ・高齢者の困難事例に対し専門的な助言を行う高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

<障害者虐待に関すること>

【取り組みの主なポイント】

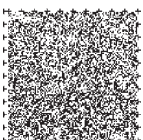
- 虐待の発生を防止するための環境整備、障害者の権利擁護に関する意識の向上
- 家庭内で虐待を行った養護者等に対して、適切な支援、指導等による虐待の再発防止

【現状】

- 障害者虐待については、平成24年10月から施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づき、障害者虐待に気付いた人には市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。
- 県内における養護者による虐待は、相談・通報件数とも横ばい傾向にありますが、障害者福祉施設従事者等による虐待は、平成27年度以降相談・通報件数が増加傾向にあります。
- 市町村は、虐待の防止や通報の受理及び事実確認、虐待を行った養護者に対する支援等を行うため、市町村障害者虐待防止センターを設置し、関係機関・団体との連携、協力に取り組んでいます。
- 県は、平成29年度に高齢者・障害者権利擁護センターを設置(委託先:高知県社会福祉協議会)し、障害者の権利擁護に関する相談、障害者福祉施設従事者や市町村担当者を対象に、キャリアに応じた研修を実施し、職員の専門知識の習得や対応力の向上を図っています。また、困難事例など虐待対応に関する助言が必要な市町村には、弁護士及び社会福祉士による高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整などを行い、適切な対応につなげています。

【課題】

- 虐待の防止のためには地域住民に対して通報の義務や相談窓口の周知、障害者虐待防止法に関する啓発などをさらに進めることにより、虐待を早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- 市町村担当者及び障害者福祉施設等職員の、虐待防止や適切な対応を行うための資質向上が必要です。



県の具体的施策

- ・ 障害者虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じ、地域住民などに通報や相談窓口の周知とともに、障害者虐待防止法について啓発を図ります。
- ・ 市町村及び障害者福祉施設等の職員等を対象とした研修を実施します。
- ・ 困難事例に対し専門的な助言を行う高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

<児童虐待に関すること>

【取り組みの主なポイント】

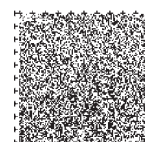
- 市町村職員の専門性の向上と機能強化を図るための研修の実施や市町村管理ケースへの助言等による積極的な支援
- 要保護児童対策地域協議会の活動を強化
- 市町村子ども家庭総合支援拠点を設置し、機能を強化

【現状】

- 本県の児童相談所が受け付けた虐待の通告・相談件数のうち児童虐待と認定し対応した件数は、統計を取り始めて以来、平成30年度に最多となり、依然として深刻な状況にあります。
- 県内全市町村に要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が設置されており、母子保健担当部署や保育園、学校等の庁内外の関係機関と情報共有・連携する体制が整ってきています。
- 市町村の児童虐待防止対策コーディネーターの配置を支援することにより、児童福祉と母子保健における取り組みの連携強化を図るとともに、行政と民生委員・児童委員(主任児童委員)等が一体となった地域の見守り体制の構築を強力に支援しています。
 - 児童虐待防止対策コーディネーター配置市町村
 - ・平成28年度：3市町 ・平成29年度：7市町 ・平成30年度：8市町
 - ・令和元年度：11市町
- 地域における児童家庭相談支援体制を強化するため、市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進しています。

【課題】

- 市町村の担当職員の人事異動等により、専門性の確保・継続が困難なことから、適宜・適切なアセスメントの実施や援助方針の決定・見直しへの支援が必要です。



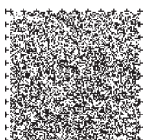
- 市町村の相談等の対応スキルを向上するため、経験年数や職階別に応じた研修を継続することが必要です。
- すべての子どもやその家族及び妊産婦等が身近な市町村において相談支援が受けられるよう、子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置が必要です。

県の具体的施策

- ・市町村における要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、児童相談所が中心となり積極的に支援を行います。
- ・すべての子どもや家庭を対象に、より適切な情報提供、相談援助等が行える体制を強化するため、専門人材によるソーシャルワーク機能を持つ子ども家庭総合支援拠点が各市町村に設置されるよう支援を行います。
- ・行政と民生委員・児童委員（主任児童委員）等が一体となった地域の見守り体制の構築への支援を行います。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|--|----------------|----------------|-------|
| 要保護児童対策地域協議会の実務者会議への主任児童委員等の参加（参加率） ＜再掲＞ | 実務者会議 91.1% | 実務者会議 100% | 児童家庭課 |
| 子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数 （国基準に準ずるものも含む） ＜再掲＞ | 2市町 | 全市町村 （R4年度） | 児童家庭課 |



③自殺予防対策の推進

【取り組みの主なポイント】

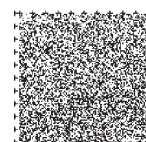
- 地域における自殺予防のための包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化
- 自殺未遂者を支援者に確実につなぐ仕組みの構築を推進
- 自殺のリスクが高い妊産婦、若年層、高齢者等への支援の充実

【現状】

- 高知県自殺対策行動計画に基づく様々な施策の実施により、本県の自殺者数は減少傾向にあります。平成28年：132人→平成30年：126人(人口動態調査結果)
- 警察庁統計の平成29年と平成30年の高知県の自殺者数を年代別で比較すると、30歳代、50歳代、60歳代の増が大きくなっています。この年代の状況を詳細に見てみると、自殺の原因・動機として、健康問題では「うつ病」を中心とする精神疾患が、経済・生活問題では「多重債務」が多くなっています。また、自殺の原因が不詳の人が31.9%となっており、自殺者の4人に1人は未遂歴があるといった傾向がみられます。
- 県民のこころの悩みについて電話相談を受け付けている高知いのちの電話は、相談員の不在時間が増加していることから相談件数は減少しています。(相談件数平成27年度：12,328件→平成30年度：8,003件、相談員の不在時間平成27年度：492時間→平成30年度：1,092時間)
- 自殺を示すサインに気付き適切な対応をとることができる人材として、高齢者こころのケアサポーター及び大学生ゲートキーパーを、平成27年度から平成30年度までに累計905名養成しました。
- うつ病患者を最初に診察することの多い内科医等を対象にした、かかりつけ医うつ病対応力向上研修(思春期精神疾患除く。)の受講者は、平成27年度から平成30年度までの累計では188名(うち医師137名)となっています。
- 産後うつ対策として妊産婦を支援する産婦人科、小児科等の一般科医と精神科医が、妊産婦支援の連携体制を構築することを目的とした医師相互交流会を開催し、平成30年度は36名(うち医師23名)が受講しました。

【課題】

- 自殺に至る原因動機には、様々な要因が複合的に関連していることから、それぞれの相談窓口の充実が必要です。
- 自殺者の3割の人の原因動機が不詳となっていることから、どこにも相談できていない人が多くいると推測できるため、相談支援のネットワークの強化が必要です。
- 自殺未遂者の再企図の防止のため、支援者に確実につなぐ仕組みが必要です。



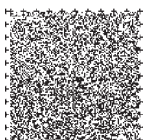
- 最終的にうつ状態となる人が多いことを踏まえた、うつ病への対策が引き続き必要です。
- あわせて、高齢者や妊産婦等への支援、精神疾患の早期発見・早期治療の促進、市町村など地域の取り組みへの支援も引き続き必要です。

県の具体的施策

- ・精神保健福祉センターにおける、市町村等の支援力向上に向けた取り組みを強化し、センターと市町村等が連携した相談支援ネットワークを構築します。
- ・多重債務など、経済生活問題を持つ人に対する相談支援体制を充実します。
- ・いのちの電話相談員の確保を支援し、相談員の不在時間を短縮します。
- ・民生委員・児童委員を対象にこころのケアサポーターを養成し、地域における相談支援体制を充実します。
- ・インターネット等を活用し、県民が気軽にストレスチェックができるようにします。
- ・県内の医療機関と連携し、自殺未遂者を支援機関につなぐ仕組みを構築します。
- ・うつ病対応力向上研修を受講したかかりつけ医師と連携し、早期の受診を呼びかけます。
- ・産後うつを抱える妊産婦を多職種が連携して支援するため、妊産婦支援に関する先進的な取り組み等を学ぶ研修会を開催し、支援体制を充実します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|-------------------------------|-----------------|------------------|---------|
| 自殺対策計画策定市町村数 ＜再掲＞ | 27市町村 | 全市町村 | 障害保健支援課 |
| こころのケアサポーターの養成人数 ＜再掲＞ | 775人 | 2,500人以上 | 障害保健支援課 |
| かかりつけ医等うつ病対応力向上研修受講者数 ＜再掲＞ | 554人 (H30年度) | 90人/年以上 | 障害保健支援課 |
| 県全体における自殺者数 ＜再掲＞ | 126人 | 100人未満 (R4年度) | 障害保健支援課 |



④ひきこもりの人への支援の充実

【取り組みの主なポイント】

- 「高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」における総合的な支援対策のとりまとめ及び対策の抜本強化
- 的確な個別ケースの把握
- 的確なアセスメントによる相談支援の強化(身近な相談窓口の検討など)
- 居場所確保への支援(既存の仕組みを活用したひきこもりの人の居場所づくり)
- 社会参加の促進(中間的就労を受け入れる事業者の拡充)

【現状】

ア ひきこもりの人の実態把握

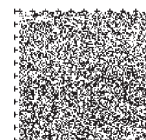
- 内閣府が平成27年10月と平成30年9月に実施したひきこもり者等の調査の結果を高知県の人口に単純にあてはめて推計すると、県内のひきこもり者は約6,000人です。
- 県内市町村において、令和元年12月現在、ひきこもりについて「把握」及び「ある程度実態を把握」しているのは26市町村です。※把握している人数は435人

イ 相談支援

- 県では、精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある人やその家族からの相談に対応しています。
 - ・センターへの相談：1,073件（平成30年度）
- ひきこもり地域支援センターでは、市町村等の職員を対象に、ケース会議等でのスーパーバイズの実施や研修会等により人材育成等の支援を行っており、須崎市やいの町では、市町村単位でのひきこもり支援に関する取り組みが始まっています。
 - ・ケース会議、勉強会、業務検討会等 平成30年度 10市町村ほかで21回
 - ・ひきこもり支援者人材養成研修 平成21年度～累計970名参加
 - ・ひきこもり支援者連絡会議 平成21年度～年2～3回 34機関

ウ 居場所確保への支援

- 県では、ひきこもりの人の居場所確保のため民間団体への支援を行っているほか、ひきこもり地域支援センターでは当事者の居場所づくりへの支援を行っています。
 - ・県が支援している当事者の居場所：4箇所（平成30年度）
 - ・ひきこもり地域支援センターでの当事者の居場所づくりへの支援（平成30年度）
「青年期の集い」52回 「家族サロン」への支援9回



エ 就労支援及び社会参加

- 県内の生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業所では、ひきこもりの人への中間的就労を受け入れているほか、企業の受入による就労体験を実施していますが、受入事業所が少ない状況にあります。
 - ・ 中間的就労の受入支援の状況：認定就労訓練事業所10箇所(平成30年度受入実績0件)
 - ・ 仕事体験拠点を通じた就労体験：16箇所、延べ33人(平成30年度)
- 8050問題や7040問題、就職氷河期世代への対応が求められる中、ひきこもりの人の自立や家族を支援する体制は脆弱な状況です。

【課題】

- 県内のひきこもり状態にある人の実態の把握が必要です。
- 市町村等における相談支援体制の充実が必要です。
- 身近な地域で安心して過ごすことのできる居場所の確保が必要です。
- 中間的就労を受け入れる事業所が少なく、業種にも偏りが見られることから、受入事業所の掘り起こしが必要です。

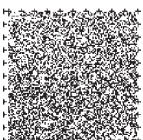
県の具体的施策

ア ひきこもりの人の実態把握

- ・ ひきこもり状態にある人の実数等を把握する実態調査を実施します。
- ・ 「高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」での議論を踏まえ、支援策の抜本的な強化を行います。

イ 相談支援

- ・ ひきこもり地域支援センターの体制の拡充による地域支援のさらなる強化を図ります。
 - ▶ 市町村等におけるケース会議等でスーパーバイズの展開
 - ▶ ひきこもり支援者連絡会議による関係機関の連携体制の充実
 - ▶ 市町村等の支援者を対象とした支援の技法等の研修（スーパーバイズ含む）の充実
- ・ アウトリーチ支援員の配置による生活困窮者自立相談支援機関の機能強化を図ります。
- ・ ニートやひきこもり傾向にある方々に対して、若者サポートステーション⁴⁹において修学や就労に向けた支援を実施します。
- ・ ひきこもりピアサポートセンターによるピア相談を実施します。



⁴⁹ 若者サポートステーション：就職や修学に不安を抱えた方に寄り添いながら、就労・修学支援を行う場所。

ウ 居場所支援

- ・ 青年期の集いの実施と家族サロンを支援します。※ひきこもり地域支援センター
- ・ 民間団体（家族会等）が設置する居場所に支援します。
- ・ 居場所として活用が可能な地域の資源の情報を支援者等に提供します。
（高知くらしつなごるネット（高知市運営）への掲載支援など）

エ 社会参加に向けた支援

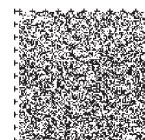
- ・ 就労体験・就労訓練（中間的就労含む）の受入事業主への助成制度を創設します。
- ・ ニートやひきこもり傾向にある方々に対して、若者サポートステーションにおいて修学や就労に向けた支援を実施します。（再掲）
- ・ ジョブカフェこうち⁵⁰におけるオンライン相談、家族等を対象とする出張相談会を実施します。
- ・ ひきこもり者等就労支援コーディネーターの体制を強化します。
- ・ ICTを活用したテレワーク⁵¹による一般就労を促進します。
- ・ 農福連携の推進による障害者等の就労拡大と農業分野の担い手を確保します。
- ・ 社会参加に至らないひきこもりの人等への継続的な支援の仕組みをつくりまします。
- ・ ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会を開催します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|-----------------------|----------|------------|---------|
| 市町村におけるひきこもりのケース会議の実施 | 10市町村 | 全市町村 | 地域福祉政策課 |
| 中間的就労を経て就労した人数 | — | 100人/年 | 地域福祉政策課 |

⁵⁰ ジョブカフェこうち：若年者 概ね 40 代までのための就職支援相談センターで、高知市帯屋町に開設。併設のハローワークと連携することにより、就職相談から職業紹介まで、ワンストップでサービスを提供している。

⁵¹ テレワーク：情報通信技術（ICT Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。※「Tele = 離れた所」と「Work = 働く」を合わせた造語



⑤発達障害のある人への支援

【取り組みの主なポイント】

- 支援を必要とする全ての子どもが、医師の診断がなくても、適切な支援が受けられる体制づくりを推進します。
- 身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、児童発達支援事業所等の拡充のため、専門性の高い人材の育成や支援の質の向上に取り組みます。
- 高知ギルバーク発達神経精神医学センター⁵²と高知大学医学部の寄附講座「児童青年期精神医学講座」⁵³が連携して、医師や専門職の養成・育成を促進し、県内の診療体制を拡充強化します。

【現状】

- 乳幼児健診従事者を対象とした発達障害の早期発見のための研修や、県内共通の健康診査手引き書により、乳幼児健診で発達障害を含めた何らかの支援が必要な子どもの早期発見の体制は一定進んできました。
- 児童発達支援事業所など専門的な療育機関数は増えてきていますが、県中央部に集中するなど地域に偏りがあります。
- 発達障害に関する専門的な診断ができる医療機関への受診を希望する人が増加しており、専門医師が不足している状況です。

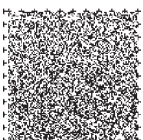
【課題】

- 発達障害のフォローが必要な子どもを適切な支援につなぐためのアセスメント力の向上や体制整備が必要です。
- 早期に子どもの支援を行うためには、子どもの障害や発達に関する保護者の理解の促進、不安な気持ちに寄り添った支援が必要です。
- 特別な支援を必要とする子どもの多くが通う保育所等で、日常的に適切な支援をする体制が必要です。
- 身近な地域で専門的な療育支援を受けられるよう、児童発達支援事業所や地域支援機能を有する児童発達支援センター⁵⁴の量的拡大とともに、支援の質の向上が必要です。
- 専門的な診断ができる専門医師等のさらなる養成が必要です。

⁵² 高知ギルバーク発達神経精神医学センター：発達障害の診断ができる医師の養成等を目的に、2012年4月に県立療育福祉センター内に設置した機関。

⁵³ 高知大学医学部の寄附講座「児童青年期精神医学講座」：発達障害の診断に関わる医師や専門職の養成や研究、地域の支援体制整備を目的に、2019年4月に高知大学医学部に設置された機関。

⁵⁴ 児童発達支援事業所や地域支援機能を有する児童発達支援センター：どちらも障害児が通所して、日常生活の基本的な動作や集団生活への適応訓練を行う施設。センターはそれ以外にも、地域の障害児や家族への相談支援や障害児を預かる施設への助言や支援を行う、より専門性の高い施設。

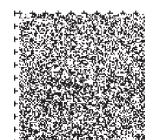


県の具体的施策

- ・健診後のアセスメントの場に心理職・言語聴覚士などの専門職が関与し、早期に適切な支援につなげる体制を整備します。
- ・心理職・言語聴覚士等への専門研修を実施し、アセスメントに関与できる人材を育成します。
- ・乳幼児の支援に関わる保健師や保育士等を対象とした、乳幼児の発達の見方や親支援を学ぶ研修会を実施します。
- ・県内全ての保育者が特別な支援を要する子どもの理解のための研修受講（悉皆研修）や、専門職チーム（心理職・言語聴覚士など）による保育所等での療育・助言等の実施により日常的な保育の場での支援力の強化を図ります。
- ・障害児通所支援事業所や相談支援事業所等の職員を対象とした支援力向上のための体系的・専門的な研修を実施します。
- ・事業所の開設・機能強化や児童発達支援センター化に向けた整備費用を助成します。
- ・高知ギルバーク発達神経精神医学センターと高知大学医学部寄附講座「児童青年期精神医学講座」との連携により専門医師及び心理職等を養成します。
- ・発達障害児者支援地域協議会ワーキンググループにおいて発達障害の診療や支援等のあり方を検討します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|--|----------|------------|-------|
| 健診後のアセスメントの場への専門職（心理職・言語聴覚士等）の関与 ＜再掲＞ | 18市町村 | 全市町村 | 障害福祉課 |
| 児童発達支援センターの設置数 ＜再掲＞ | 6箇所 | 12箇所 | 障害福祉課 |
| 発達障害の診療を行う医師数 ＜再掲＞ | 25名程度 | 35名程度 | 障害福祉課 |



⑥医療的ケア児等への支援

【取り組みの主なポイント】

- 医療的ケア児等が適切な支援につながるよう、退院前から卒業後まで切れ目のない支援を推進
- 障害児通所支援事業所等の充実や、保護者の負担軽減のため、ニーズに応じたサービスの拡充

【現状】

- 医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもが増加しています。
- 加配看護師の配置や保育所での訪問看護師による医療的ケアの実施への助成など、個々のニーズに対応した助成等により保育所等への受け入れ体制は一定進みました。

【課題】

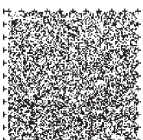
- 医療的ケア児の在宅生活や子どもの成長発達を支援するためには、医療、保健、福祉、教育などの地域の関係者が連携し、個々の状況やニーズに応じたきめ細かな支援策が必要です。
- 医療、福祉それぞれのコーディネーターが相互に連携して個々の状態に応じたオーダーメイドのコーディネートが必要です。
- 在宅の医療的ケア児の支援は保護者が中心となっているため、重症度の高い子どもの家族の負担軽減が必要です。

県の具体的施策

- ・医療的ケア児等コーディネーターの養成とともに、NICU等から退院後、すべての医療的ケア児について、トータルコーディネートを行う仕組みを構築します。
- ・保護者のレスパイト⁵⁵のための訪問看護師派遣等、家族のレスパイト環境を整備します。
- ・「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」において、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、地域の課題や対応策について具体的な検討を行い、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|-------------------|----------|------------|-------|
| 医療的ケア児等コーディネーター人数 | 30名 | 120名 | 障害福祉課 |



⁵⁵ レスパイト:在宅で介護をしている家族に代わって支援者が一時的に介護を行い、休息してもらうこと。

3) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援

【取り組みの主なポイント】

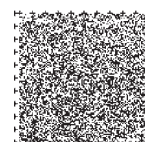
- 「高知県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした人たちの社会復帰を支援

【現状】

- 犯罪を犯した人の中には、高齢や障害により福祉的な支援が必要でありながら適切なサービスにつながらない、あるいは、住居や就労先を確保しないまま矯正施設を出所したことにより、社会から受け入れられにくく、再び犯罪に手を染めるケースがあります。
- そのため、高知県地域生活定着支援センターでは、高齢や障害があることにより矯正施設等から退所後、地域で自立した生活を営むことが難しい人に対して、居住先の調整や必要な福祉サービス等を利用できるよう支援しています。
- 児童生徒の非行や犯罪の未然防止のため、警察関係者や少年サポートセンターの協力を得て「非行防止教室」の実施や生徒指導上の諸課題に対する「チーム学校」による支援を実施しています。
 - ・平成29年に高知刑務所に再び入所した人のうち無職の人の割合：7割
 - ・平成29年度の高知刑務所出所者207人のうち帰住先がない人の数：20人（9.7%）
 - ・平成29年度の高知刑務所出所者207人のうち、社会福祉施設や更生保護施設等へ入所した人の数：48人（23.2%）
 - ・平成29年度末の高知刑務所における受刑者328人のうち高等学校未卒業者数：262人（79.9%）

【課題】

- 再犯防止のためには、出所者等を受け入れる協力雇用主の確保などの就労に向けた支援や居住先の確保への支援が必要です。
- 福祉的支援を望まない人や高齢や障害等の公的サービスの対象とはならないが支援が必要と思われる人たちへの対応が必要です。
- 刑法犯少年の非行率は改善されているが、再非行率はまだ全国平均より高い水準となっており、教育機関や警察等と連携した取り組みが必要です。



県の具体的施策

- ・高知県地域生活定着支援センターにおいて、支援が必要な人に対して居住先の確保や福祉サービス等を利用できるよう特別調整や相談支援等を行います。
- ・建設工事競争入札参加資格審査において、協力雇用主として登録があり、犯罪をした人等の雇用実績がある事業者に対して優遇措置を適用することで就労先の確保につなげます。
- ・保健医療・福祉等のサービスが必要な人に対して、制度の谷間に取り残されることなく適切な支援が行われるよう、市町村や関係機関等との連携や課題の共有等を図ります。
- ・少年非行防止対策をさらに推進するため、教育、警察、福祉が連携しながら再非行の防止に向けた見守り支援の取り組みを実施します。
- ・就労や修学に向けてより多くの若者を「若者サポートステーション」につなげるとともに、通所が困難な若者に対してアウトリーチ型の支援を実施します。

4) 居住に課題を抱える人への横断的な支援

【取り組みの主なポイント】

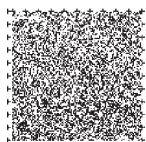
- 住宅セーフティネット制度⁵⁶の普及・啓発と住宅及び福祉分野が連携した居住支援の推進
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅⁵⁷(以下「セーフティネット住宅」という)の登録の促進

【現状】

- 平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律」が施行され、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、DV被害者その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という)に対する賃貸住宅の供給を促進しています。
- 県、市町村、不動産関係団体(宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者等)及び居住支援団体等で構成する高知県居住支援協議会では、セーフティネット住宅登録制度等に関する情報提供や課題を共有するなど必要となる支援策を検討しています。
- 県が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人では、家賃の債務保証や民間賃貸住宅への入居に関する情報提供及び支援を実施しています。
- 住宅確保要配慮者には、県営住宅への優先入居(入居抽選倍率の優遇)や空き部屋の紹介を行う等により居住の確保に努めています。また、県営住宅への入居に当たって連帯保証人を不要にすることとしました。

⁵⁶ 住宅セーフティネット制度:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき実施される、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録や住宅確保要配慮者居住支援法人の指定などの制度。

⁵⁷ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅:住宅確保要配慮者の入居を拒まないとしている、規模や構造など一定の基準を満たす賃貸住宅として、都道府県知事の登録を受けた住宅。



<参考：住宅の登録状況など>

- ・ 県内のセーフティネット住宅登録数（令和2年2月現在）：8戸（全て高知市内）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅⁵⁸登録数（令和2年2月現在）：1,082戸
- ・ 県内の住宅確保要配慮者居住支援法人（令和2年2月現在）：3法人
- ・ 高知市生活支援相談センターの相談件数（平成30年度）：
住まいに関する初期相談件数：119件（うち3分の1が高齢者）うち住宅の確保：63件

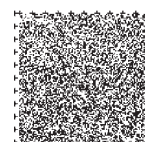
【課題】

- 住宅確保要配慮者は、緊急時の対応、近隣とのトラブル及び孤独死等が懸念され、民間賃貸住宅への入居の制限を受ける傾向が見られます。
- 不動産関係事業者への「住宅セーフティネット制度」の周知が不十分です。
- 県営住宅の住宅確保要配慮者の入居にあたっては、希望する地域に空き部屋がない等により、入居に至らないケースがあります。
- 住宅確保策と見守り支援等の福祉サービスとが連携した支援の仕組みが不十分です。

県の具体的施策

- ・ 市町村及び不動産関係団体等との連携によるセーフティネット住宅の登録及び普及・促進
- ・ 住宅確保要配慮者居住支援法人の活動への支援
- ・ 高知県居住支援協議会の専門部会における、住宅確保要配慮者の住宅事情の実態や問題点を把握するための調査及び都市部の民間賃貸住宅の活用策の検討
- ・ 住宅確保要配慮者に対する県営住宅への優先入居及びマッチングによる支援
- ・ 地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等について、市町村及び市町村社会福祉協議会等と連携した福祉サービスの提供への支援

⁵⁸ サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービス（安否確認や生活相談サービスなど）を提供する賃貸等住宅として、都道府県知事の登録を受けた住宅。



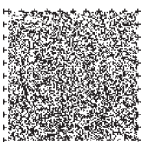
5) 社会福祉法人等における社会貢献活動の推進

【取り組みの主なポイント】

- 高知県社会福祉協議会との連携のもと、市町村単位等の身近な圏域における社会福祉法人連絡会の取り組みへの支援
- 高知県介護事業所認証評価の取得による社会貢献活動の後押し
 - ・社会貢献活動を評価項目に設定
- 県による災害福祉支援ネットワークの構築
 - ・避難所運営をサポートする専門職（災害派遣福祉チーム(DWA T⁵⁹))の派遣体制構築
 - ・社会福祉施設間の相互応援体制の強化
 - ・災害時要配慮者に対する緊急的な対応や生活支援のための災害派遣福祉チームの受け入れ
 - ・県内の社会福祉施設間の相互応援及び介護・福祉の専門職の確保による体制の強化
- 認定就労訓練事業の周知を図るとともに、新たな認定就労訓練事業所の開拓を促進

【現状】

- 平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人⁶⁰の「地域における公益的な取組」を実施する責務が位置付けられました。
- 社会福祉法人には、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応し、各種研修会の開催や住民等の交流会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通じた福祉サービスの拠点として、積極的な貢献が期待されています。
- 厚生労働省が示す実践例としては、地域の福祉ニーズに対応しつつ、①地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的としたイベント実施などの地域福祉の向上を目的とした活動、②子育て交流広場やふれあい食堂の開設などの地域交流や孤立感の解消につながる活動、③高齢者の住まい探しの支援、④障害のある人などの継続的な就労の場の創出、⑤複数法人の連携による生活困窮者の自立支援があります。
- 市町村における地域の多様な主体による支援体制の構築にあたっては、社会福祉法人との連携・協調により、各団体や地域とのつながりを持ち、それぞれの役割を果たしながら地域づくりに参画していくことが大切です。



⁵⁹ DWA T:災害派遣福祉チーム(Disaster Welfare Assistance Team) 一般避難所で災害時に要配慮者に対する福祉支援を行うチームであり、専門職から成る。

⁶⁰ 社会福祉法人:社会福祉事業を行うことを目的として設立される、社会福祉法第22条で定義された法人。

<参考：県内の社会福祉法人数（平成31年4月1日現在）198法人>

- ・社会福祉協議会：35法人・共同募金会：1法人・社会福祉事業団：1法人
- ・施設経営法人：161法人（高齢52、障害48、児童7、保育75 ※重複有り）

<社会福祉法人による地域における公益的な取り組み促進への支援>

高知県社会福祉協議会では、住民の身近な圏域において、住民主体の地域生活課題の解決につながる仕組みづくりが促進されるよう、市町村社会福祉協議会と社会福祉法人が連携した公益的な取り組みの推進に向け、社会福祉法人連絡会の開催を支援し、地域に必要な社会資源や仕組みづくりに協働で取り組んでいます。

<参考：県内における活動例>

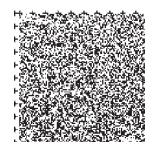
- ・高知市社会福祉法人連絡協議会
「公益的取り組み」や「災害対策」に関する研修会の実施や住民の身近な圏域での相談窓口として「ほおっちょけん相談窓口」を開設した
- ・南国市社会福祉法人による公益的な取り組み連絡会（南国市しゃこう連）
住民同士の交流の場として地域食堂「きぼうのれん」の開催や災害対策等に取り組む

<高知県介護事業所認証評価（地域や学校との交流に対する評価項目）>

県では、社会福祉法人の認証項目に、地域との交流や実習、インターンシップ及びボランティアの受け入れ等の体制を位置づけ、認証取得による法人の社会貢献活動を促進しています。

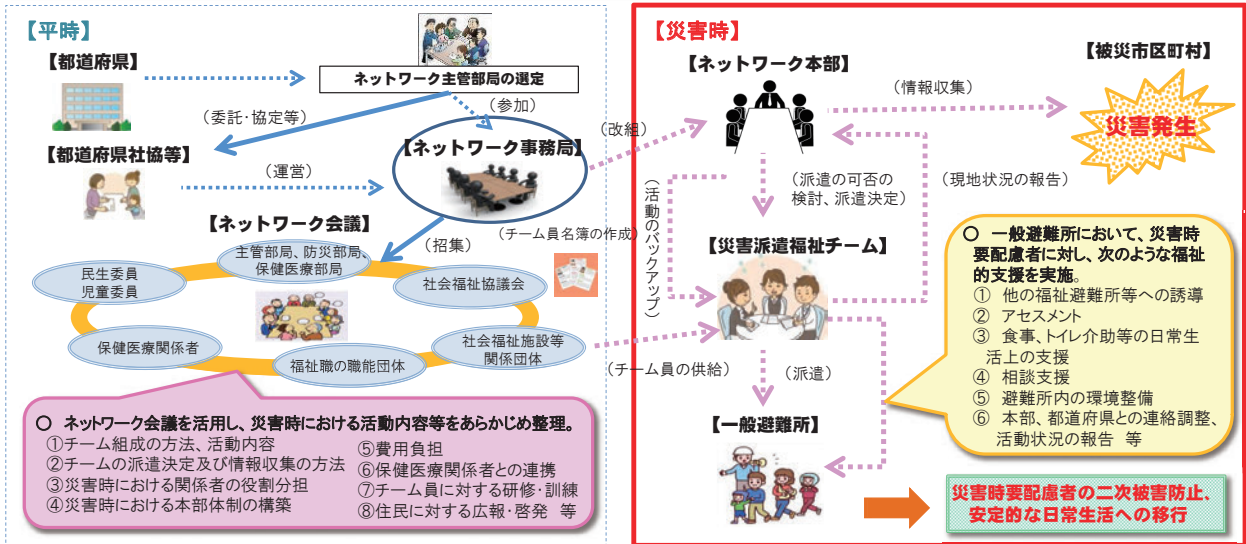
<災害福祉支援ネットワークの構築>

県では、第4期南海トラフ地震対策行動計画に、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク（災害福祉支援ネットワーク）構築の推進を位置付け、介護・福祉の関係施設団体や専門職団体等との連携のもと、被災時における相互応援や県外からの受援体制の整備等の取り組みを進めています。



「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。



※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

【出典：厚生労働省H30.5.31「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン参考資料」】

<生活困窮者自立支援制度に基づく認定就労訓練事業による中間的就労の場づくり>

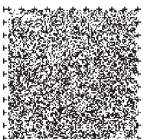
・ 県内の認定状況（令和元年）：10箇所（うち県認定：6箇所、高知市認定：4箇所）

<認定就労訓練事業とは>

社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO法人、株式会社等が自主事業として実施する事業で、一般就労に就くうえで、まずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮のもと、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものです。

就労形態は、非雇用型（雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験）と、雇用型（雇用契約を締結したうえで支援付きの就労を行う）があります。

都道府県（指定都市及び中核市は各市）は事業者からの申請に基づき事業所ごとに認定を行います。



【課題】

- 社会福祉法人が福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるよう環境整備が必要です。
- 災害時において、要配慮者に対する緊急的な対応や生活支援が行えるよう、体制の実効性の確保や、多様化する福祉ニーズに対応できる人材育成、関係者への普及・啓発が必要です。
- 事業者にとっては自主事業のため、人的、経済的負担があり、特に小規模な事業所では負担が大きくなるなど、訓練受け入れ時の負担を軽減することが必要です。

県の具体的施策

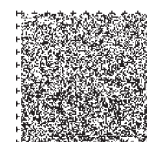
- ・市町村の社会福祉法人とも連携した住民同士がつながる「場づくり」や「仕組みづくり」を支援します。
- ・高知県福祉・介護事業所認証評価制度のセミナーの実施等による参加法人の掘り起こしを行います。
- ・関係団体と連携し、災害福祉支援ネットワークの構築に向けた検討を行い社会福祉施設間の受援・応援体制の具体化や、災害派遣福祉チーム（DWA T）の組織化を推進します。
- ・事業者の負担軽減のための助成制度を創設するとともに、事業の周知及び積極的な事業実施の要請並びに認定就労訓練事業所へのきめ細かな指導・助言を行う等、運営を支援します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|------------------------------------|----------------|-----------------|---------|
| 高知県福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得率（※） ＜再掲＞ | 11.6% | 37%以上 | 地域福祉政策課 |
| 認定就労訓練事業所数 | 10事業所 （6市町） | 34事業所 （全市町村） | 地域福祉政策課 |

（※）取得率：認証を取得している事業所数／全事業所数

（R2年度以降は、高齢者施設の他に障害施設及び児童養護施設を認証の対象に追加）



6) 民生委員・児童委員活動の充実

【取り組みの主なポイント】

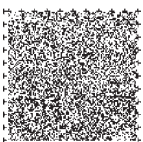
- 各市町村における民生委員活動の負担感の軽減につながる取り組みの横展開
- 地域見守り協定等を活用した見守りネットワークの重層化

【現状】

- 高齢者や児童の課題にとどまらず、生活困窮者自立支援、自殺予防、子育て家庭への支援など地域の課題は複雑、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっています。
- 令和元年12月時点の高知県内の委員定数は、民生委員・児童委員が2,299人、主任児童委員が187人となっています。民生委員・児童委員の再任割合は79.1%、充足率(定数に対して委嘱した者の割合)は93.3%です。
- 地区民児協及び市町村では、委員活動の情報発信や負担軽減に向けて、「子ども民生委員」、「小地域⁶¹ネットワーク会議」、「民生委員児童委員協力員制度」などの活動を行っています。また、委員活動についての周知を図るため、市町村広報などを通じて情報発信などに取り組んでいます。
- 全国民生委員児童委員連合会が示した「100周年活動強化方策」では、今後の活動の重点として、1)地域のつながり、地域力を高める、2)さまざまな課題を抱えた人びとを支える、3)民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくこととし、各民生委員児童委員協議会は、地域の実情を踏まえ、具体的な取り組みや実現目標を盛り込んだ「地域版活動強化方策」を策定することとしています。
- 県は、子どもの貧困や虐待などにおいて背景に様々な要因が絡むなど問題が複雑・多岐にわたってきていることから、相談事例の共有や、社会的な課題に対する知識の習得など、スキルアップ研修を実施しています。

【課題】

- 地域によっては、なり手不足や1期(3年)以内での退任が課題となっています。
- 単独世帯の高齢者の増加や地域課題の複雑化に伴い、活動の負担感が高まっています。
- 委員活動をわかりやすく伝えるための情報発信が不足しています。
- 民生委員児童委員協議会会長に実施したヒアリング結果では、「行政等につないだ後の結果を報告してほしい」、「つなぎ先の機関がしっかり対応してくれれば困らない」などの意見があります。



⁶¹ 小地域：“住民の顔が見える”日常生活圏(小学校区や中学校区、町内会単位など)。

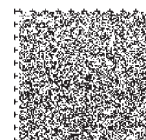
- 地域の課題は複雑、多岐にわたっていることから、相談を包括的に受け止め、関係機関につながる仕組みを市町村と連携して構築する必要があります。
- 地域版活動強化方策を踏まえた人材育成などの支援の充実(委員活動の具体的な事例紹介など)を図る必要があります。

県の具体的施策

- ・ 1期以内で退任された方の実態把握を行い、なり手対策などの方策を検討する場を設けます。
- ・ 委員活動の負担感の軽減につながる取り組みの情報収集と市町村に対する支援を行います。(協力員による委員活動の補完、市町村の包括的な支援体制の構築促進、民生委員児童委員協議会が取り組む優良事例の情報発信、地域見守り協定の締結、定例会など地域課題が話し合える場の設置など)
- ・ 新任研修、中堅研修等を充実します。(傾聴やつなぎの技法、社会的課題に対する学習支援など)
- ・ 市町村と連携した委員活動の情報を発信します。
- ・ 子ども民生委員制度の普及など、次世代を担う子どもたちの福祉への関心を高める機会づくりを支援します。
- ・ 市町村における包括的な相談支援体制の構築への支援により、民生委員の活動を支援します。
- ・ 地域版活動強化方策に基づく取り組みとの連携・協調を図ります。(地域力の強化など)

<参考：官民協働による見守り活動の推進（地域見守り協定の締結）>

- ・ 地域での見守り協定とは、民間事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会、県との3者で協定を締結し、地域の中で支援が必要と思われる世帯や子ども、高齢者などの見守り活動を行っています。<これまでに17事業者（下記参照）と締結>
- ・ 事業者は、日常の業務の範囲の中で、地域住民の異変に気づいた場合、その地域を管轄する民生委員児童委員協議会に連絡するなどの対応をしています。
- ・ 実際に、新聞配達員が高齢者宅のポストに配達物がたまっていることに気づき、民生委員に情報提供をしたことにより、一命を取り留めたなど支援につながった事例もあります。
- ・ また、市町村の民生委員児童委員協議会と地元の商店などが地域見守り協定を結び見守り活動を行っている事例もあります。



<協定締結済み企業一覧>

- 高知新聞販売所 高新会・株式会社高知新聞社
 - 株式会社サンプラザ
 - こうち生活協同組合
 - 高知ヤクルト販売株式会社
 - 四国電力株式会社（高知支店・中村支店）
 - J Aグループ高知（県下の全農業協同組合・高知県農業協同組合中央会）
 - 高知医療生活協同組合
 - 株式会社サニーマート
 - 株式会社セブン - イレブン・ジャパン
 - 第一生命保険株式会社高知支社
 - 株式会社デミック四国
 - 東京海上日動火災保険株式会社高知支店
 - 一般社団法人高知県損害保険代理業協会
 - 明治安田生命保険相互会社高知支社
 - 日本生命保険相互会社高知支社
 - 三井住友海上あいおい生命保険株式会社高知生保支社
 - 高知県医薬品配置協議会
- ※この他、高知県民生委員児童委員協議会連合会と高知県警察との協定済

7) 地域の福祉活動への住民参加の促進

【取り組みの主なポイント】

- ボランティアやNPO、民間企業などが、地域福祉の担い手となるよう、人材育成や仕組みづくりを推進

【現状】

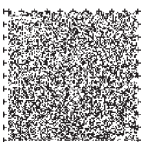
<福祉教育⁶²の推進・ボランティア活動への支援>

- 県内のいくつかの市町村では、民生委員・児童委員の活動を支援する福祉委員等の設置や、地域福祉アクションプランの実践等を通じた住民活動の担い手づくりなど、市町村社会福祉協議会が中心となった地域福祉の担い手の育成が行われています。
- 他方、高知県社会福祉協議会が設置している高知県ボランティア・NPOセンターでは、ボランティアやNPOに関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育・ボランティア学習の推進、災害ボランティアセンター⁶³の体制づくり支援を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動やNPO活動の普及に取り組んでいます。
- ボランティア・NPOの情報発信や情報提供の取り組みとしては、活動をしたい人と参加してほしい団体などのマッチングや活動支援情報の提供を行うインターネットサイト「ピッピネット」の運用を行っています。

⁶² 福祉教育：身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のための行動する力を養うことを目的としている。

福祉教育は、子どもたちの福祉の学びを支援する取り組みと住民主体の「地域福祉」を推進する取り組みからなる。

⁶³ 災害ボランティアセンター：被災者のニーズ収集やボランティアの受け入れ、派遣調整など、災害による被害からの復旧と生活を支援するボランティア活動を円滑に行うための拠点。



- 市町村社会福祉協議会などには、南海トラフ地震等に備え、全市町村で災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げることができるよう、高知県ボランティア・NPOセンターが中心となり支援を行っています。
- 福祉への関心を高め、地域における福祉・介護人材の確保につなげるため、小・中学生や高校生を対象としたキャリア教育を推進しています。

ピッピネットとは

高知県ボランティア・NPOセンターが運営しているボランティアやNPO活動およびNPO法人の運営に関する総合情報サイトです。

掲載情報例：

- ▶ ボランティアをはじめたい方へ
イベントなど単発のものから、随時募集のものまで様々な募集情報を掲載
- ▶ ボランティアを募集したい方（NPOや施設など）へ
募集情報の掲載に加え、ピッピネット以外の募集方法や保険制度などを紹介

【URL：<http://www.pippikochi.or.jp/>】



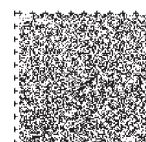
<生活支援体制整備を通じた住民の社会参加の推進>

- 住民が担い手として参加する住民主体の活動に加え、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、シルバー人材センター、婦人会、老人クラブ、青年団など多様な事業主体と連携しながら、高齢者の日常生活を支える支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことができるよう、平成30年度に全市町村で生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が配置され、「協議体」が設置されています。

【課題】

<福祉教育の推進・ボランティア活動への支援>

- 地域活動や福祉サービスの担い手が不足し地域の支え合いの力が弱まってくるなか、あらゆる機会を活用した福祉教育の推進やボランティア体験を通じた次世代の担い手づくり、住民参加の機運づくりが重要です。
(児童・生徒等のボランティア参加、住民が相互に学び合う場づくりと機会の創出)
- ボランティア活動へのきっかけづくりや地域ニーズとボランティアのマッチングを行う人材の育成、地域で福祉教育に関わる人材の育成が必要です。
- ピッピネットには、500団体以上が登録され、随時、団体の追加や情報更新を行っていますが、ピッピネットの認知度を高めることやボランティアのマッチング状況の把握が課題です。



<生活支援体制整備を通じた住民の社会参加の推進>

- 市町村における生活支援体制の充実・強化に向けては、生活支援コーディネーターのスキルアップや先進的な取り組みの横展開に向けた支援が必要です。

県の具体的施策

<福祉教育の推進・ボランティア活動への支援>

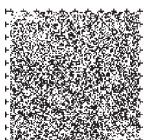
- ・ボランティア活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置、運営する高知県ボランティア・NPOセンターが実施する以下の取り組みへの支援を行います。
 - ▶福祉教育やボランティア学習を推進する事業の実施
 - ▶ピッピネット事業の実施、マッチング状況の把握・検証
 - ▶ボランティア活動へのきっかけづくりや地域ニーズとボランティアのマッチングを行うことができるボランティアコーディネーターの育成支援
- ・県内の関係機関と連携し、小・中学生や高校生を対象としたキャリア教育を実施します。

<生活支援体制整備を通じた住民の社会参加の推進>

- ・介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、市町村と生活支援コーディネーター間の情報共有及びスキルアップのための研修を実施します。
- ・県内の先進的な取り組み事例を紹介し、市町村の生活支援体制の整備を進めます。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|---------------------|----------|------------|---------|
| ボランティアコーディネーター研修の開催 | 2回 | 2回以上 | 地域福祉政策課 |



(6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

- 防災・減災対策である自主防災の組織づくりと活動を通じて、地域の連携力を高めることで、地域の福祉活動の活性化を図ります。

1) 自主防災の組織づくりと活動の促進

【取り組みの主なポイント】

- 自主防災組織の組織率100%を達成するとともに、各市町村ごとに自主防災組織連絡協議会の設立を促進
- 地域における防災活動を担う人材確保
- 自主防災活動の活性化による地域防災力の向上

【現状】

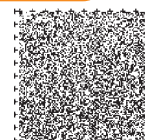
- 人口減少と少子・高齢化が進む中で、地域での助け合いなど、相互扶助の力が弱まっています。平成30年度の県民世論調査でも、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が55.4%となっています。
- 県内の自主防災組織数は、平成31年4月1日現在2,898組織で、県全体の組織率は96.5%となっています。また、市町村別にみると、19市町村が組織率100%を達成しています。

【課題】

- 南海トラフ地震への備えや局地的な自然災害などに対応していくためには、各地域の自治組織を基盤とした自主防災組織や学校区単位で結成した自主防災組織による要配慮者の避難行動の支援や、障害者や介護が必要な人に配慮した避難所運営などの共助の活動を推進していく必要があります。
- 自主防災組織率100%を達成していない市町村では、組織を引っ張っていく住民のリーダーがいないなど、地域特有の事情により組織率が伸び悩んでいる市町村が多く、こういった地域での組織率向上が課題となっています。
- 既に設立されている自主防災組織では、参加するメンバーの高齢化や固定化により、訓練の企画のマンネリ化や組織運営の停滞などが課題となっているところもあります。

県の具体的施策

- ・南海トラフ地震対策推進地域本部を通じて、市町村と連携し、組織化が遅れている地域内の町内会やPTA等への自主防災組織の結成の呼び掛けや、市町村連絡協議会が設立されていない市町村への設立支援の取り組みを推進します。
- ・防災士養成講座を実施し、地域の防災活動を担うリーダーを育成します。
- ・自主防災組織人材育成研修の開催や、こうち防災備えちよき隊の派遣により、災害時の要配慮者への支援を含む自主防災活動を行うために必要な知識や技能の習得を支援します。



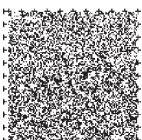
- ・避難行動要支援者の個別計画の作成や訓練の実施による実効性の確保を図るため、地域の支え合いの仕組みづくりの必要性を啓発するとともに、各地域での取り組みを支援します。
- ・南海トラフ地震対策推進地域本部が市町村主催及び学校や集会所等で開催される地域の研修や訓練の補助を行い、地域の防災力の向上を図ります。
- ・要配慮者の方々にも「高知県南海トラフ地震対策推進週間（毎年8月30日から9月5日）」に開催している「シェイクアウト訓練⁶⁴」や「津波防災の日（11月5日）」にあわせて行っている「県内一斉避難訓練」及び「地域のみんなで自主防災訓練」などへの参加を呼びかけ、より多くの県民の防災訓練への参加を促します。
- ・県内の特徴的で優れた自主防災活動を紹介した「自主防災活動事例集」を改訂し、地域の防災活動の参考となるような優良な事例の周知を行います。
- ・自主防災組織が行う研修や資機材購入の経費に対して財政的支援を行います。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|---------------|----------|------------|------------|
| 自主防災組織率（※）の向上 | 96.5% | 100% | 南海トラフ地震対策課 |
| 防災士の養成 | 1,531名 | 2,931名 | 南海トラフ地震対策課 |

※自主防災組織率：組織されている地域の世帯数／全世帯数
 (R元年度の自主防災組織率＝338,245世帯／350,673世帯(平成31年4月1日現在))

<参考>シェイクアウト訓練チラシ



⁶⁴ シェイクアウト訓練：指定された日時にその場で ① 姿勢を低く ② 頭を守り ③ 動かないという安全を確保する行動を取るという訓練。

2) 災害時要配慮者支援対策の加速化

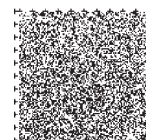
【取り組みの主なポイント】

- 災害発生時における「命を守る」、「命をつなぐ」、「生活を立ち上げる」の3つのステージで要配慮者対策を加速化
- 「命を守る」ステージでは、津波や豪雨災害等から安全、迅速に避難するため、避難行動要支援者の状況に応じた個別計画作成が地域地域で進むよう防災と福祉が連携した支援の際、地域の避難支援関係者と避難行動要支援者がつながり、日ごろから顔の見える関係づくりにつながるよう留意
- 「命をつなぐ」ステージでは、要配慮者が避難する福祉避難所の指定促進及び一般避難所での受け入れ体制構築を推進
- 避難所運営をサポートする専門職確保のため、災害派遣福祉チーム(DWA T)の受け入れ体制構築など、災害福祉支援ネットワークを構築
- 「生活を立ち上げる」ステージでは、社会福祉施設の機能維持、早期再開のためのBCPの策定支援(特に津波浸水区域内の施設を優先的に取り組む)

【現状】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災者全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼりました。また、消防職員、消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。この教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成26年4月1日に改正災害対策基本法が施行されました。
- 改正災害対策基本法では、高齢者や障害のある人など配慮が必要な人(要配慮者)のうち、災害時に一人では避難することが困難な人(避難行動要支援者)の名簿の作成が市町村に義務付けられ、避難行動要支援者本人から同意を得られた名簿情報は、平常時から災害に備えて地域の避難支援等関係者⁶⁵に提供することとなっています。
- 提供された名簿情報は、地域住民が中心となった個別の避難計画(個別計画)の作成や、個別計画に基づいた訓練など、日ごろからの避難支援対策や見守り活動に活用されることとなります。
- こうした制度の改正を踏まえ、内閣府において、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が作成されました。
- 県においても、平成25年度に、市町村向けの取組指針「災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」を作成するとともに、避難支援者向けに「避難支援の手引き」、県民向けに「概要版リーフレット」を作成し、取り組みの周知等を図るとともに、平成27年度からは、名簿情報に基づく個別計画の作成及び避難訓練の実施に必要な経費を市町村に対し補助するなどにより、地域での取り組みを支援しています。

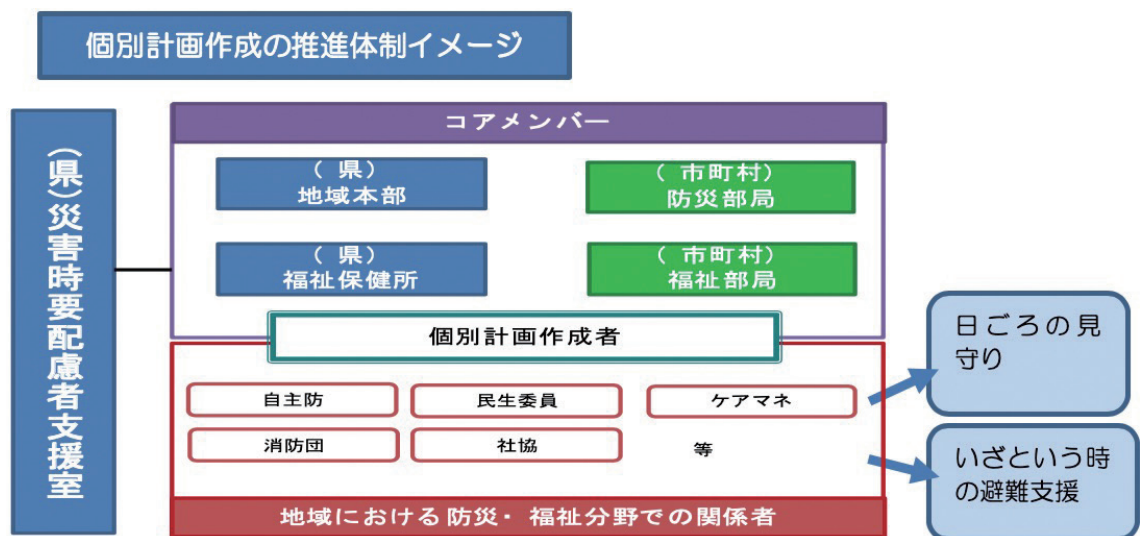
⁶⁵ 避難支援等関係者：「消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」とされている。(災害対策基本法第49条の11第2項の規定による)



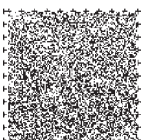
- また、第4期南海トラフ地震対策行動計画に、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク(災害福祉支援ネットワーク)構築の推進を位置づけ、介護・福祉の関係施設団体や専門職団体等との連携のもと、被災時における避難所運営支援や県外からの受援体制の整備等の取り組みを進めています。

【課題】

- こうした取り組みにより、平成26年度末までに全市町村で避難行動要支援者名簿が整備され、令和元年9月末時点で、34市町村で個別計画の作成に着手していますが、市町村職員のマンパワー不足等により、個別計画の作成率が12%程度にとどまっています。
- また、福祉避難所の指定について、県では、福祉避難所の指定促進及び機能強化のため、福祉避難所の備蓄物資や機材、備蓄倉庫等に対する助成や、地域住民との連携により運営することができる体制づくりのための「福祉避難所運営訓練マニュアル」の作成等の取り組みを行ってきたことにより、令和元年9月末までに34市町村220施設が指定されていますが、必要とする要配慮者に対して収容能力はまだまだ不足しています。
- 災害時において、要配慮者に対する緊急的な対応や生活支援が行えるよう、福祉の専門職の確保など県内の災害福祉支援体制の構築に向け、既に締結している県内の社会福祉施設間の相互応援協定の実効性の確保や、多様化する福祉ニーズに対応できる人材育成、関係者への普及・啓発が必要となっています。
- さらに社会福祉施設の防災マニュアルは、全ての施設で作成されている一方で、社会福祉施設のBCPは、従業員50名以上の施設は9割を超える策定率ですが、50名未満の施設では、5割程度となっています。
- 今後も、南海トラフ地震等における要配慮者のための備えの整備に向け、引き続き指定を促進するとともに、避難者が安心して生活することができるよう、福祉避難所の運営体制づくりを進めることが求められます。



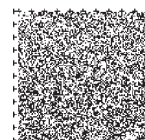
※災害時は、自分自身と家族の安全確保が最優先です





県の具体的施策

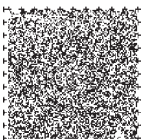
- ・避難行動要支援者の個別計画の早期作成に向けて、補助制度により、市町村の取り組みを支援します。
- ・令和元年度に沿岸5地区をモデル地区に選定し、防災部署と福祉部署が連携して実施した個別計画作成の取り組みから得られたノウハウを他の地域へ横展開していきます。
- ・ケアマネジャーや相談支援専門員など、日ごろから要配慮者との関係を築けている専門家との連携を強化し、同意取得の促進や状態に応じた個別計画の作成を支援します。
- ・福祉避難所として指定可能な施設の掘り起こしや、補助制度の活用により市町村の福祉避難所指定及び物資・器材等の整備を支援します。
- ・地域住民や要配慮者も参加した福祉避難所の運営訓練を通じた運営体制の充実に向け、市町村の取り組みを支援します。
- ・一般の避難所で要配慮者を適切に受け入れるため、要配慮者スペース整備や対応方法について避難所運営マニュアルに追記、要配慮者の視点を加えた訓練の実施を支援します。
- ・関係団体と連携し、社会福祉施設間の受援・応援体制の具体化や、災害福祉支援ネットワークを構築して、災害派遣福祉チーム（DWA T）の組織化を進めます。
- ・災害福祉支援ネットワーク事務局と県災害対策本部との連携や調整方法を整理するとともに、「災害派遣福祉チーム受援計画（仮）」を作成します。
- ・社会福祉施設のBCP策定に向け、施設への細やかな働きかけを行うとともに、BCP策定のノウハウを持った民間事業者との連携による支援を実施します。



数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R 3年度(※) | 担当課 |
|--|----------------------|----------------|---------|
| 避難行動要支援者名簿の避難支援関係者への提供 (全地区の自主防災組織又は民生委員等に同意者全員の名簿提供) | 20市町村 (R 1.9月末) | 全市町村 | 地域福祉政策課 |
| 福祉避難所の指定(受け入れ人数の確保) | 9,445人 (R 1.9月末) | 15,000人 | 地域福祉政策課 |
| 社会福祉施設のBCP策定 (従業員50名未満の高齢者施設) | 36/62施設 | 50/62施設 | 高齢者福祉課 |
| 社会福祉施設のBCP策定 (従業員50名未満の児童施設) | 1/11施設 (R 1.12月末) | 全施設 | 児童家庭課 |

(※) R 3年度:「第4期南海トラフ地震対策行動計画」の目標設定年度



3) 災害ボランティアセンターの活動支援

【取り組みの主なポイント】

- 災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営が円滑に行われる体制づくりへの支援

【現状】

- 地震や風水害などで地域が大きく被災した場合、外部からの支援が必要な状況となることが予想されます。
- このため、各市町村で発災後速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げることができるよう、高知県ボランティア・NPOセンターが中心となり、市町村社会福祉協議会などに対し、支援を行っています。

【課題】

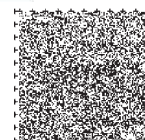
- 発災後、迅速に被災者の支援を行うためには、災害ボランティアセンター運営を担う人材の育成や社会福祉協議会と市町村、関係団体、地域との連携体制を構築しておくことが必要です。

県の具体的施策

- ・高知県社会福祉協議会や市町村等と連携し、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を担う人材の育成や、県域での支援体制の構築を推進します。
 - ▶災害ボランティアセンター運営のための模擬訓練などの実施を支援
 - ▶災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を担う人材育成のための研修の開催を支援
 - ▶災害ボランティア活動支援に関わる団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議の開催を支援

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|-------------------------|--------------|---------------|---------|
| 災害ボランティア運営模擬訓練の実施 | 5回実施 | 毎年開催 (年8回) | 地域福祉政策課 |
| 災害ボランティア運営基礎研修の開催 | 1回開催 | 毎年開催 (年1回) | 地域福祉政策課 |
| 災害ボランティアセンター中核スタッフ研修の開催 | 1回開催 | 毎年開催 (年1回) | 地域福祉政策課 |
| 災害ボランティアセンター所長等研修の開催 | R2年度から 開催 | 全市町村社協が 受講 | 地域福祉政策課 |
| 災害ボランティアネットワーク会議の開催 | 1回開催 | 毎年開催 (年1回) | 地域福祉政策課 |



2. 地域福祉を推進する基盤の確保

(7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

- 集落活動センターを中心とした集落の維持・再生の拠点と仕組みづくり、生活支援、地域の産業おこしを進めます。

【取り組みの主なポイント】

- 中山間地域の住民が安心して暮らし続けることができるよう、地域の課題やニーズに即した仕組みづくりを推進するため、市町村と連携しながら、地域の方々とともに、「集落活動センター」などの集落の維持・再生に向けた拠点づくり・仕組みづくりを進めるとともに、生活用水や移動手段の確保等、生活支援の取り組みを推進
- 「あったかふれあいセンター」と「集落活動センター」や高齢者の住まいの整備などとの連携を進め、介護予防・生活支援の基盤整備に向けた取り組み、その他生活、福祉、産業、防災等それぞれの分野とが連携した総合的な取り組みとなるよう、市町村を支援

【現状】

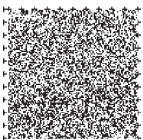
- 地域では住民同士の支え合いの力が弱まってきており、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが引き続き大きな課題となっています。
- 本県は人口減少と少子高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでおり、例えば昭和35年と平成27年の人口を比較すると、県全体の減少率が約15%に対し、中山間地域では約47%と大きく減少しています。
- また、集落数は平成22年が2,366集落であったのに対し、平成27年には2,360集落と、ほぼ横ばいである一方で、9世帯以下の集落数は、平成27年には288集落と、平成22年調査時より42集落増加しています。(旧高知市を除く。)
- こうした中、県では、集落の維持・再生に向けた仕組みづくりの推進、将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりの推進を柱に、中山間対策に取り組んでいます。

<集落活動>

- 地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、集落連携、地域外の人材活用により、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災などの活動を、総合的に地域ぐるみで取り組む、集落活動センターを核とした仕組みづくりを推進しています。
- ・集落活動センター開設状況（R2年3月末現在）32市町村 59箇所

<生活環境>

- 中山間地域で生活する人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を整備するため、生活用水や生活用品、移動手段の確保等に向けた取り組みを推進しています。



【課題】

<集落活動>

- 集落活動センターのネットワークの拡大に向けて、新たな候補地区の芽は育ちつつありますが、地域の総意、具体的な活動内容の話し合いなど、立ち上げには一定の時間が必要です。また、それぞれの地域の課題解決に取り組む住民やその取り組みを支援する市町村などの幅広い層に対して、集落活動センターの機能や効果のさらなる発信が必要です。
- 集落活動センターの活動の継続・拡充に向けて、経済活動に取り組む場合には、経営に関する知識の習得が必要です。また、活動の継続に向けたモチベーションの維持や次世代リーダーへの引継ぎも必要となってきました。一方で、人口の減少や高齢化に伴い、専任者(地域おこし協力隊⁶⁶など)の確保が困難となっています。

<生活環境>

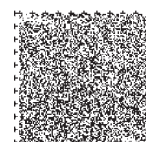
- 生活用水の確保では、令和元年度に5か年(平成29～令和3年度)の整備計画について、地域における状況の変化などに伴う見直しを行いました。今後も老朽化による更新や濁水の発生等による新たな整備要望への対応が必要です。
- 生活用品の確保では、複数市町村にまたがる移動販売を支援するための広域連携体制の構築や民間事業者に対する行政支援の必要性についての理解促進が必要です。
- 移動手段の確保では、移動手段が十分に確保されておらず、新たな仕組みづくりや再編を必要とする地域があり、地域公共交通会議等における最適な移動手段の確保に向けた地域の関係者間による議論が必要です。

県の具体的施策

<集落活動>

- ・集落活動センターのネットワークのさらなる拡大に向けて、地域ごとの進度に応じたきめ細かな支援の徹底を図ります。また、発信する情報内容の充実を図るとともに、新たな情報発信ツールを活用し、地域の取り組みのPRを強化します。
- ・集落活動センターの活動の継続・拡充に向けて、専門家によるオーダーメイド型の伴走支援など、センターの経済活動の強化へのきめ細かな支援を実施します。また、集落活動センター連絡協議会の活動支援の充実につなげていきます。
加えて、地域おこし協力隊の募集の強化と起業支援の充実など地域活動の担い手の確保・育成を図ります。
- ・あったかふれあいセンターとの連携による配食サービスなど、集落活動センターにおける生活を守る取り組みを支援します。

⁶⁶ 地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組み。



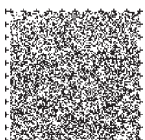
<生活環境>

- ・生活水の確保では、5か年の整備計画を着実に推進するとともに、状況変化への対応と新たな整備計画の策定を行います。
 - ・生活用品の確保では、市町村の広域連携体制の構築に向けた検討を実施するとともに、行政支援の必要性にかかる意識の醸成に取り組みます。
 - ・移動手段の確保では、市町村とともに地域公共交通会議等において地域住民や関係者間で議論を重ね、地域に最適な移動手段の確保に取り組みます。
- あわせて、引き続き研修会を開催し、市町村の人材育成を支援するとともに、中山間地域生活支援アドバイザー⁶⁷（移動手段）の更なる活用を促進します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R6年度(※) | 担当課 |
|----------------------------------|----------|---------------|--------------|
| 集落活動センターの取り組みの推進(開設数) | 59箇所 | 80箇所 | 中山間地域 対策課 |
| 移動手段の確保のための取り組みの推進 (取り組み市町村数) | 32市町村 | 全市町村 | 交通運輸政策課 |

(※)R6年度:「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標設定年度



⁶⁷ 中山間地域生活支援アドバイザー:高知県中山間地域生活支援アドバイザー設置要綱により県が委嘱するアドバイザーで、過疎・高齢化が進む中山間地域において、安心して暮らし続けていくための生活環境への助言や指導等を行う。

(8) 福祉を支える担い手の確保・育成

○専門職の確保と育成に取り組むとともに、福祉・介護職場の働き方改革を支援します。

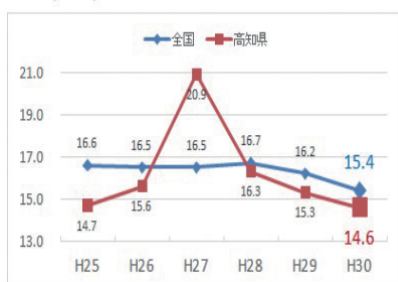
【取り組みの主なポイント】

- 職員の定着促進・離職防止
 - ・ノーリフティングケアの普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度による、働きやすい職場環境づくりの推進
 - ・より多くの施設・事業所の職員が研修に参加できるよう、県において研修参加に係る代替職員の派遣を推進
- 新たな人材の参入促進
 - ・福祉人材センターのマッチング機能強化を図り、ハローワーク等の関係機関との連携を推進
 - ・介護助手の導入や資格取得支援（中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施等）、外国人介護人材への支援など多様な人材の参入促進（外国人介護人材への日本語学習や奨学金の支援等）
 - ・将来を担う子どもたちを対象とした福祉教育の推進

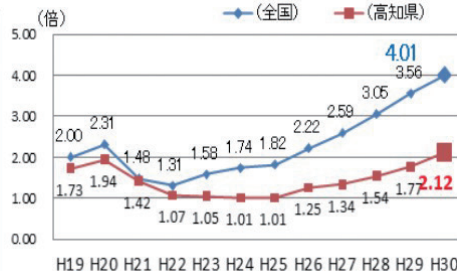
【現状】

- 高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大によって、令和7年には1,064人の介護人材が不足すると推計されています。
- 介護現場における離職率は低下傾向にはあるものの、県内の介護分野の有効求人倍率が2倍を超え、地域偏在も生じており、人材確保の環境が一段と厳しくなっています。(図参照)
- 福祉分野は今後も介護のニーズの高まり等から人材確保が必要ですが、採用者の9割以上が一般で学生の採用は1割以下となっています。※引用：令和元年介護事業所実態調査
- 賃金・労働時間等の労働条件の改善、職場内のコミュニケーションの円滑化といった、従事者が定着する職場の環境づくりに取り組む事業所が増えていきます。
- 土佐清水市では運動機能が低下した高齢者の掃除、洗濯などの日常生活の困りごとや見守り等を住民(生活支援サポーター)が支援する、住民同士の支え合いの仕組み(高齢者生活支援サポート事業)があります。
- 福祉への関心を高め、地域における福祉・介護人材の確保につなげるため、小・中学生や高校生を対象にしたキャリア教育を推進しています。(再掲)

(図1)介護現場における離職率推移



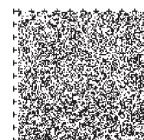
(図2)介護分野の有効求人倍率推移



(図3)介護分野の有効求人倍率地域偏在

| 管内 | H29 | H30 | H31.3 |
|---------|------|------|-------------|
| 高-ワ-高知 | 1.56 | 1.91 | 1.68 |
| 高-ワ-須崎 | 3.49 | 3.88 | 4.00 |
| 高-ワ-四万十 | 1.78 | 1.90 | 1.76 |
| 高-ワ-安芸 | 2.02 | 2.22 | 3.33 |
| 高-ワ-伊予 | 1.63 | 2.13 | 2.28 |

出典：(公財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」 出典：厚生労働省「職業安定業務統計」、高知労働局



【課題】

- 令和7年の介護人材の需給ギャップの解消に向けたさらなる人材の参入促進と定着促進・離職防止の取り組みが重要です。
- 令和元年度に実施した人材確保に係る「介護事業所実態調査」によると、介護事業所の63%が従業員が不足していると回答しています。(平成28年:58%、平成25年:49%)
職種別では、訪問介護員の不足が70%と他の職種に比べて割合が高くなっています。
- 介護サービス利用者や介護従事者の双方の負担軽減、介護職場における給与や人材の育成体系、職員の働きやすさにつながる取組の充実が必要です。
- 福祉人材センターのマッチング機能強化や、ハローワーク等との連携強化が重要です。
- 福祉分野の仕事のイメージアップの取り組みや、福祉の仕事の広報啓発が必要です。
- 生活支援などの支え手となる地域の多様な就業機会の確保や体制づくりが必要です。

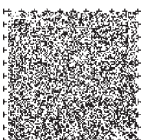
県の具体的施策

<定着促進・離職防止>

- ・福祉・介護事業所認証評価制度を通じて、高齢者・障害・児童施設の良好な職場づくりを推進します。
- ・職場環境改善のための福祉機器・用具、介護ロボットやICTの導入支援や、ノーリフティングケア推進のための研修実施に取り組みます。
- ・介護事業者や市町村等が地域で連携して行う人材不足の解消への取り組みを支援します。
- ・福祉研修センターで体系的・計画的研修を行うとともに、研修参加の代替職員派遣を推進します。

<参入促進>

- ・福祉人材センターと福祉研修センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室などとの連携により、マッチング機能の強化を図ります。また、ふくし就職フェアの開催、ハローワークでのセミナーの実施など、新規参入者や潜在有資格者に対する就労促進策を強化します。
- ・介護現場の補助的業務を担う「介護助手」の導入を支援します。
- ・介護未経験者に向けた入門的研修や、中山間地域等で訪問介護の資格が取得できる研修を推進し、人材の参入を促進します。
- ・高校生を対象に訪問介護の資格が取得できる介護職員初任者研修を推進します。
- ・外国人介護人材への学習支援などに取り組みます。
- ・福祉、介護の仕事の魅力を広くPRする「ふくし総合フェア」の開催を通じて、関係機関との連携を一層強化します。
- ・地域が主体となった生活支援サービスの構築を支援します。
- ・県内の関係機関と連携し、小・中学生や高校生を対象としたキャリア教育を推進します。
(再掲)

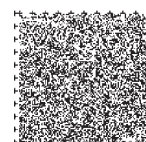


数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|-------------------------------------|------------------|------------|---------|
| 介護現場における離職率（※1） | 14.6% (H30年度) | 11.3%以下 | 地域福祉政策課 |
| 高知県福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得率（※2） ＜再掲＞ | 11.6% | 37%以上 | 地域福祉政策課 |
| 介護事業所のノーリフティングケアの実践率（※3） | 31.5% (7月1日) | 44%以上 | 地域福祉政策課 |
| 介護事業所のICT導入率（※4） | 22.5% (7月1日) | 41%以上 | 地域福祉政策課 |
| 多様な働き方による新たな人材の参入 | 10人 (H30年度末) | 120人以上 | 地域福祉政策課 |
| 新たな外国人材の参入 | 39人 (2月末) | 180人以上 | 地域福祉政策課 |

- （※1）離職率：1年間の離職者数／9月30日現在の在籍者数
（H30年度は、「介護労働実態調査：（（公財）介護労働安定センター）」で回答のあった事業所に在籍する訪問介護員及び介護職員の離職率）
- （※2）取得率：認証を取得している事業所数／全事業所数
（R2年度以降は、高齢者施設の他に障害施設及び児童養護施設を認証の対象に追加）
- （※3）実践率：ノーリフティングケアに取り組んでいる介護事業所数／介護事業所数
（R元の介護事業所数は「令和元年人材確保に係る介護事業所実態調査（高知県）」で回答のあった834事業所）
- （※4）導入率：ICTの活用に取り組んでいる介護事業所数／介護事業所数
（R元の介護事業所数は「令和元年人材確保に係る介護事業所実態調査（高知県）」で回答のあった834事業所）

＜参考＞ノーリフティングケアPRチラシ



(9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

- 福祉サービスを利用する人が、利用しやすく分かりやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者・障害のある人などの尊厳確保のため、権利擁護に取り組みます。

1) 適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり

【取り組みの主なポイント】

- 利用者の適切なサービスにつなげる、福祉サービスの提供の確保

【現状】

- 社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うことやそのほかの措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。
- そのため、受審義務のある社会的養護施設以外の社会福祉施設等による積極的な受審が求められています。
- 福祉サービス第三者評価事業の受審を促進し、評価結果を広く県民に公表することで、福祉サービスの利用を希望される人や家族が福祉サービスを選択するための情報源の一つとなります。

福祉サービス第三者評価事業とは

- 社会福祉法人などが提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の県が認証した公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行うことによりサービスの質の向上を目指すものです。

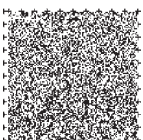
【課題】

- 社会的養護施設以外の社会福祉施設等の受審が少ない。

<高知県運営適正化委員会>

【現状】

- 平成30年度の福祉サービス利用者からの苦情受付件数は8件で、その内訳は、「職員の接遇等に関すること」が5件、「権利侵害に関すること」が1件、「意見・要望」が1件、「その他」が1件となっています。
- 社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決を図る「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けられており、活動の理解や資質向上への取り組みを推進していく必要があります。



運営適正化委員会とは

- 利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるとともに、当事者間で解決が困難な福祉サービスに関する苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関（高知県社会福祉協議会に設置）です。

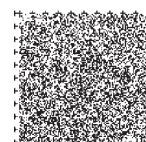
県の具体的施策

<福祉サービス第三者評価事業>

- ・福祉サービス第三者評価事業の社会福祉施設等への制度周知と受審促進を行います。
- ・社会福祉施設等への指導監査時等の機会をとらえ、引き続き事業を周知します。

<高知県運営適正化委員会>

- ・福祉サービス利用者から寄せられる苦情情報を関係機関等と共有するとともに、県が行う社会福祉施設等への指導監査に活かし、福祉サービスの適切な利用や提供を確保します。
- ・運営適正化委員会が実施する社会福祉施設等の第三者委員の資質向上、苦情解決技術を向上するための研修などについて、財政的支援を行います。



2) 権利擁護の取り組みの推進

<日常生活自立支援事業>

【取り組みの主なポイント】

- 支援が必要な人に対して適正で効果的な事業が実施されるよう支援体制を確保

【現状】

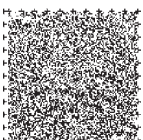
- 高知県社会福祉協議会では、自分一人でサービスの選択や契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人などに対して、利用契約に基づき福祉サービスの利用申込みや契約代行、福祉サービスの利用料金の支払代行などを行う日常生活自立支援事業を実施しています。
- 高齢者が増加する中、相談件数及び実利用者数は増加しており、今後、本事業の需要はさらに増大することが見込まれます。
 - ・相談件数：平成28年度 22,892件 → 平成30年度 29,351件
 - ・実利用者数：平成28年度 611人 → 平成30年度 665人
- 日常生活自立支援事業を利用する人の中には、契約時に判断能力があっても、その後の判断能力の低下により、生活に支障が出たり、親族等による経済的虐待や悪徳商法等の被害に遭う恐れがある場合は、本事業での支援は困難となり、成年後見制度への移行が必要となります。
しかしながら、利用者の中には後見人の申立てをする人がいない人や、費用がないため成年後見制度を利用できない人がいます。
- こうした場合には、市町村長による後見開始申立てや市町村社会福祉協議会などによる法人後見支援事業により対応する必要があり、地域の関係機関との連携が重要となっています。

日常生活自立支援とは

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用に関する援助などを行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。

【課題】

- 今後も認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、市町村社会福祉協議会（高知県社会福祉協議会から委託）の支援体制の確保が必要です。
- 事業内容が単なる「金銭管理を行うサービス」との関係機関の認識から、支援開始後に十分連携がとれないケースがあります。
- 利用者の状態の変化等に応じて、成年後見制度などへの適切な移行が必要です。



<成年後見制度>

【取り組みの主なポイント】

- 市町村と関係機関との連携強化を図り、地域の実情に応じたしくみづくりを支援
- 成年後見制度の後見人の担い手の確保

【現状】

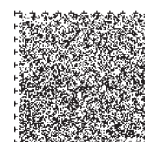
- 高齢者や障害者に対する消費者被害や経済的虐待など、権利侵害が関係する事例が発生している中、成年後見制度の利用促進などにより高齢者や障害者の権利を擁護する必要があります。
- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する中、介護保険サービスの利用など各種契約や財産管理などを行うにあたって、成年後見制度の活用が一つの手段となり、今後、成年後見制度の需要はさらに増大することが見込まれます。
- こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する総合的・計画的な促進を図るため、成年後見利用促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月に策定されました。これにより、地域連携ネットワークづくりや成年後見人の確保など、利用促進に向けた取り組みのさらなる推進が求められています。
 - ・ 県内の首長申立ての件数：61件（平成30年度）
 - ・ 法人後見の受任体制を整備している市町村社会福祉協議会：14団体

成年後見制度とは

■認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など、意思能力がない又は判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等、又は契約によりあらかじめ本人が選んだ任意後見人が、財産管理及び居住や施設入所に関する契約等の法律行為を行い、本人の保護と支援を行う制度で、平成12年から実施されています

【課題】

- 必要な人が制度を利用できるよう、地域住民や社会福祉協議会等、関係機関が連携した地域の実情に応じた相談支援体制の整備が必要です。
- 成年後見制度の今後の需要の増大に備えた成年後見人の担い手確保が必要です。

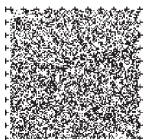


県の具体的施策

- ・高知県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業について、財政的支援を行うとともに、適切な利用に向け、市町村その他関係機関等に対して、事業の周知を行います。
- ・成年後見セミナーや圏域別の意見交換会の開催等により市町村と関係機関・関係団体の課題や情報の共有と連携強化を図り、成年後見制度利用促進計画の策定や地域の実情に応じた仕組み（地域連携ネットワーク）づくりを支援します。
- ・成年後見制度の後見人確保のため、市町村が実施する市民後見人の養成や高知県社会福祉協議会が実施する市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制整備を支援します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|---------------------------|-------------|-------------|---------------------------------------|
| 市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制の整備 | 14市町村 社協 | 20市町村 社協 | 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害福祉課 障害保健支援課 |
| 市町村成年後見制度利用促進計画の策定 | 3市町 | 全市町村 | 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害福祉課 障害保健支援課 |



3) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

【取り組みの主なポイント】

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスの促進
- 小規模で地域の多様なニーズに対応可能な複合的な福祉サービスの促進

【現状】

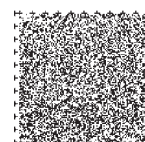
- 人口減少や過疎化が進む中、既存の縦割りの制度では効果的で適切な解決策を講じることが難しい課題があるため、公的な支援体制が様々な分野で縦割りに対応するのではなく、連携・協働しながら包括的に支援することが必要となっています。
- こうした中、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられ、平成30年4月からサービスが開始されています。
- これにより、障害者が介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を引き続き利用しやすくなり、また、福祉人材に限りがある中で地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うことが可能となるため、県では、サービス提供を行う施設整備への支援を行うとともに、共生型サービスに関する普及啓発や職員のスキルアップ研修を行い、共生型サービスの普及を行っています。
- また、市町村が福祉サービスの確保のため、高齢・障害・児童の福祉制度サービスを複合的に提供する施設を整備する市町村を支援（多機能型福祉サービスモデル事業）し、専門的で多機能な福祉サービスが提供される仕組みづくりに取り組んでいます。

<県内のサービス提供の状況> 令和2年2月1日現在

- ・介護保険サービス（通所介護・小規模多機能居宅介護）と障害福祉サービスを一体的に実施している事業所 63事業所
- うち共生型サービス事業所 11事業所

<多機能型福祉サービスモデル事業による施設整備への支援状況>

- ・平成28年度 四万十町：1施設
- ・平成30年度 土佐清水市：1施設、大月町：1施設
- ・令和元年度 いの町：1施設

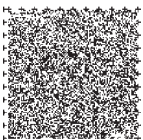


【課題】

- 共生型サービスを実施する介護事業所及び障害福祉サービス事業所が少なく、障害者がサービスを受けられやすい環境整備に至っていない。
- 障害福祉サービス事業所が少ない中山間地域などに住んでいる障害者は、身近な地域の介護事業所が利用できず、遠方のサービス事業所を利用せざるを得ない。

県の具体的施策

- ・介護保険のケアマネジャーが障害の特性に応じたケアプランの作成ができるよう研修等を実施します。
- ・地域の実情を考慮し、福祉サービス確保のために必要と認める複合的福祉サービスを提供する施設整備を支援する市町村への財政的支援を行います。
- ・市町村及び事業所職員に対して共生型サービスや小規模複合型サービスの提供に関する研修を実施します。



4) 障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備

【取り組みの主なポイント】

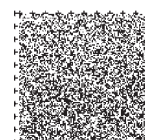
- 法定雇用率未達成企業を中心とした、障害者雇用の拡大
- 障害特性等を伝えるツールの活用や働きやすい職場づくりの場における検討による、職場定着支援の推進
- 企業や障害者支援機関、労働関係機関など多機関の連携による、障害者の希望や特性等に応じた多様な働き方の推進

【現状】

- 本県の法定雇用率達成企業の割合は61.5%で全国6位と高い状況にあります。
- 障害者の新規求職における就職者数は598人(H30年度)と年々増加傾向にあり7年連続で過去最高を更新しています。
- 県内の法定雇用率未達成企業(204社)のうち、障害者雇用が0人の企業の割合は62.7%(128社)となっています。
- 平均勤続年数は、一般労働者12.4年、精神障害者3.2年、知的障害者7.5年、身体障害者10.2年と、障害者の方が短くなっています。
- 新規求職申込件数は、精神障害者527人(3.7%増)知的障害者190人(±0%)身体障害者359人(5.0%減)と、精神障害者は増えています。
- 障害者雇用者全体(1,845人)に占める精神障害者の割合は13%(244人)となっています。
- 法定雇用率の算定対象とならない、週20時間未満の短時間勤務はまだ進んでいません。

【課題】

- 法定雇用率未達成企業を中心に障害者雇用への理解を促進することが必要です。
- 障害のある労働者の職場定着への支援の強化が必要です。
- 障害者の就労機会のさらなる拡大を図るためには、それぞれの特性に応じた多様な働き方を可能にする必要があります。



県の具体的施策

- ・法定雇用率未達成企業を中心に障害者の実践能力習得訓練などを通じた雇用を要請するとともに、企業等を対象とした障害者雇用促進セミナーの開催により、障害者雇用に対する理解を促進します。
- ・企業や就労支援機関等に対する就労パスポートの周知や労働局・ハローワークとの連携による企業に配置された障害者雇用推進員の機能の充実に向けた支援などにより、企業における障害者の定着を支援します。
- ・障害者などを対象としたパソコン初心者向けのテレワーク研修や求人企業に対する合同説明会の開催などによりテレワークを推進するとともに、農福連携の推進や短時間労働者を雇用した企業に対する特例給付金の普及啓発などにより、短時間勤務雇用の促進を支援することで、特性に応じた多様な働き方を支援します。

<農福連携の推進>

【取り組みの主なポイント】

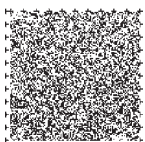
- 農業分野と福祉分野の相互理解を促進
- 安芸市の取り組みのノウハウを標準化→各市町村における農福連携推進会議の設置促進
- 農福連携促進コーディネーターによる施設外就労のマッチングを強化
- 就労後の定着支援を強化

【現状】

- 農業と福祉の相互理解のため、R元年度は農福連携セミナーを3回、農作業体験会を10市町において実施しています。
- 安芸福祉保健所管内では、農福連携の取り組みにより、23件の農家で延べ44名が就労しています。
- 個別の就農をマッチングする農福連携支援会議の設置は、安芸市ほか3市町となっています。
- 障害者の就労訓練を行っている就労継続支援B型事業所99箇所のうち、15箇所が施設外就労を実施しています。
- B型事業所と農家等をマッチングする農福連携促進コーディネーターを1名配置しています。
- 安芸市では、就農後の定着支援を行うため、JA高知県安芸地区が農業就労サポーターを配置しています。

【課題】

- 農業と福祉の関係機関双方の一層の理解促進が必要です。
- 安芸市の取り組みの県域への拡大が必要です。
- 就労継続支援B型事業所による施設外就労のさらなる活用が必要です。
- 就農後の定着を支援する福祉的サポートが必要です。



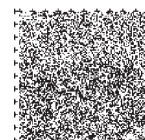
県の具体的施策

- ・各地域における農福連携促進セミナーや農作業体験会などの開催や障害特性等を踏まえた農作業生産工程の見直しなどを通じて、福祉分野と農業分野の相互理解を促進します。
- ・マッチングを担う組織の立ち上げやアセスメントの方法、障害特性に応じた作業内容など安芸市での取り組みのノウハウを標準化するとともにマニュアルを活用した各市町村における農福連携支援会議の設置を促進し、安芸市における農福連携の取り組みの横展開を図ります。
- ・農福連携促進コーディネーターによるB型事業所とJA無料職業紹介所とが連携したマッチング機能の強化により、B型事業所における施設外就労を推進します。
- ・障害特性等を踏まえた就農後の職場定着を支援できる人材の確保・育成を支援します。

数値目標

| 具体的項目 | 現状 R元 | 目標 R5年度 | 担当課 |
|------------------|-----------------|------------|---------|
| 法定雇用率未達成企業の割合（※） | 38.5% | 30%未満 | 障害保健支援課 |
| テレワークによる新規就職者数 | 4人 (H30年度) | 20人/年以上 | 障害保健支援課 |
| 農福連携の新規従事者数 | 25人 | 75人/年以上 | 障害保健支援課 |
| 短時間勤務雇用による新規就職者数 | — | 50人/年以上 | 障害保健支援課 |
| 福祉施設から一般就労した人 | 87人 (H30年度) | 400人以上 | 障害保健支援課 |
| ハローワークを通じた就職者数 | 598人 (H30年度) | 800人以上/年 | 障害保健支援課 |

(※)法定雇用率未達成企業の割合：法定雇用率達成企業数／法定雇用率報告対象企業数



(10) 地域福祉アクションプランの推進

- 高知県地域福祉活動支援計画とともに、市町村の推進体制の整備・充実、P D C Aサイクルによる見直しを通じた地域福祉アクションプランの推進を支援します。

ここでは、市町村が策定する地域福祉計画と、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の推進の経過や基本事項、大切な視点について示します。

1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進

- 本県では、第1期計画に基づき、地域福祉を推進する基盤整備のため、市町村の地域福祉計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とが一体化した「地域福祉アクションプラン」の策定を推進してきました。その結果、第1期計画期間中に全ての市町村が策定しています。
- 各市町村では、推進協議会等において、地域福祉アクションプランの進捗管理や見直しを行っています。

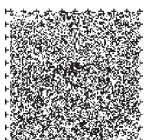
<地域福祉アクションプランとは>

- 市町村が社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」とを一体的に策定したものを言います。

- 地域福祉アクションプランの推進においては、市町村や市町村社会福祉協議会、民間団体等、官民一体となり、住民が地域の情報を共有し活動しやすい範囲(小地域ごと)で地域福祉の取り組みが着実に実施されるよう、推進体制を明確にすることが重要です。
- 県は、高知県社会福祉協議会と連携し、各市町村での地域福祉アクションプランの実践に向け、情報提供や助言、研修会等の支援を継続していきます。

<計画改定予定(令和2年度～令和7年度)>

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------------------------|-----------------------|----|---|---|--|-------------|
| 地域福祉計画 (市町村) | 四万十市、 土佐町 <2市町> | | 室戸市、安芸市、 南国市、宿毛市、 土佐清水市、安田町、 馬路村、芸西村、 大豊町、いの町、 中土佐町、日高村、 津野町、大月町、 三原村 <15市町村> | 土佐市、香南市、 香美市、東洋町、 奈半利町、北川村、 越知町、梶原町、 四万十町、黒潮町 <10市町村> | 須崎市、田野町、 本山町、大川村、 仁淀川町、佐川町 <6市町村> | 高知市 <1市> |
| 地域福祉活動計画※ (市町村社会福祉協議会) | 四万十市、 土佐町 <2市町> | | 室戸市、安芸市、 南国市、宿毛市、 土佐清水市、安田町、 馬路村、芸西村、 大豊町、いの町、 中土佐町、日高村、 津野町、大月町、 三原村 <15市町村> | 土佐市、香南市、 香美市、東洋町、 奈半利町、北川村、 越知町、梶原町、 しまんと町、黒潮町 <10市町村> | 須崎市、田野町、 本山町、大川村、 仁淀川町、佐川町 <6市町村> | 高知市 <1市> |



2) 地域福祉アクションプランの基本事項

①市町村地域福祉計画の基本事項

平成29年12月12日付け厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」により、以下のとおり市町村地域福祉計画に盛り込むべき内容が示されています。

<計画に盛り込むべき内容>

(ア) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

・ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項、制度の狭間の課題への対応の在り方など

(イ) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

・ 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備など

(ウ) 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

・ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現など

(エ) 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

・ 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援など

(オ) 包括的な支援体制の整備に関する事項

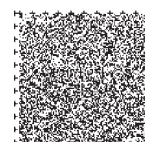
・ 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備など

<参考：平成30年4月1日付け社会福祉法の一部改正>

計画に記載すべき事項として「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加され、福祉分野における「上位計画」として位置づけられました。また、市町村は策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めることとされました。

<参考：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（仮称）>

計画に記載すべき事項として、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が追加され、重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることとされました。



②地域福祉活動計画の基本事項（市町村社会福祉協議会）

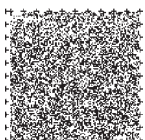
地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して策定する福祉課題の解決に取り組むための民間の活動・行動計画です。

地域福祉の推進を目的として組織された市町村社会福祉協議会にとって、地域福祉を推進するための活動方針や活動の役割を示した大変重要な計画になります。

<参考：地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて(全社協通知) H29.12>

社福法の改正及び指針等を踏まえ、強化方針をもとに社協が検討・展開すべき主な事業・活動

| 社福法の改正及び指針に掲げられた主な事項 | 社協が検討・展開すべき主な事業・活動 |
|---|--|
| ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念 | 「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」 |
| ②包括的な支援体制の整備 | 上記を実現するために強化すべき行動 ○アウトリーチの徹底 ●相談・支援体制の強化及び活動基盤整備 ・行政とのパートナーシップ |
| ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 | ・地域づくりのための活動基盤整備 |
| ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制 | ○小地域を単位にしたネットワークの構築 ○コミュニティソーシャルワーカー ⁶⁸ の確保・育成 ●相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上 ●部所間横断の相談支援体制づくり ●既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応 |
| ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 | ○新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開 ●多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 ●在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 ●住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とのハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施 |
| ・市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援 | 県社協における市町村社協が強化方針を具体化するための支援 ・市町村版アクションプラン見直し・策定の支援等 |



⁶⁸ コミュニティソーシャルワーカー：制度の谷間で困窮する人など地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う。

③県計画との調和

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の実現を目指し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に次の内容を盛り込んでいただき、計画に基づく実践活動を推進していくことが重要です。

<計画に盛り込んでいただきたい事項>

ア あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備

住民に身近な地域におけるインフォーマルサービスの拠点の充実による地域力の強化

イ あったかふれあいセンターの機能拡充

- ・介護予防の取り組みの強化及び参加者の増加
- ・フレイル予防など住民主体の取り組みの推進

ウ 災害時要配慮者支援対策の加速化

津波や豪雨災害等に対する防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な取り組みにより、災害に強い地域づくりを推進

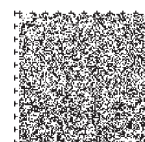
エ 市町村における包括的な支援体制の構築

地域住民の相談を包括的に受け止め、解決につなげるよう本人や地域住民、行政、関係機関に働きかけるコミュニティソーシャルワーカーの機能を有する人材の確保及び育成を推進など

オ 高知県地域福祉活動支援計画との調和（高知県社会福祉協議会）

令和2年度を始期とする高知県地域福祉活動支援計画が策定されました。同計画では、高知県の現状に鑑み、解決に取り組むべき7つの課題を掲げ、総合的に取り組みを推進することとしています。

- 1) 多様な福祉教育を通じて、地域の課題に気づき、我が事として捉える人づくり
- 2) 小地域単位で地域の資源を活かし、誰もが役割を持ちながら課題解決を進める地域づくり
- 3) あらゆる地域課題や生活課題を地域で丸ごと受け止め対応するための行政・関係機関との連携強化
- 4) 行政や専門職、地域住民が連携して進める権利擁護の体制づくり
- 5) 福祉職場で活躍する人材の確保と質の向上
- 6) 南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・復旧・復興支援の体制づくり
- 7) 高知県社協の組織力・専門力の強化を通じた地域福祉活動の支援力強化

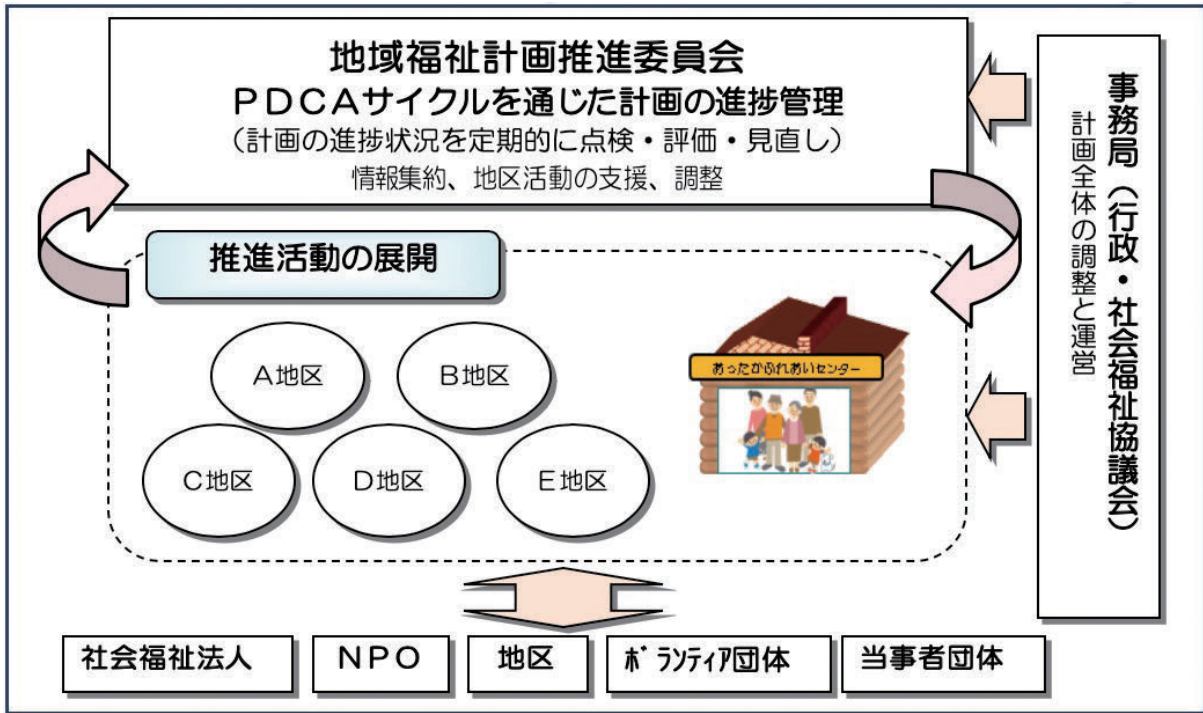


3) 地域福祉アクションプランの推進に当たっての大切な視点

①市町村の推進体制の充実

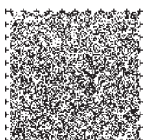
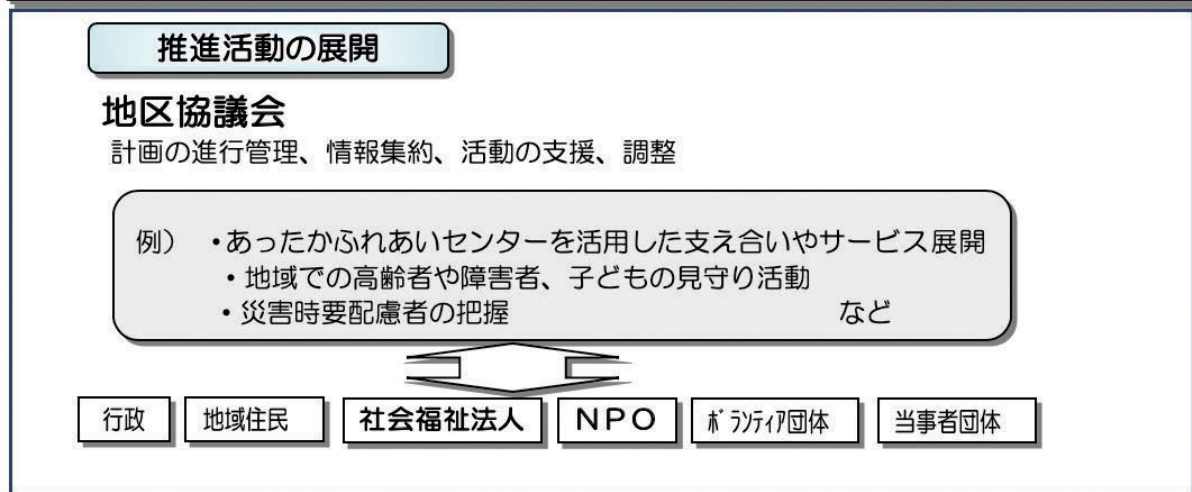
小地域ごとの実践が着実に行われるよう、市町村や社会福祉協議会、地域住民、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体などがそれぞれの役割を明確にし、推進体制の整備・充実を図ることが大切です。

【市町村推進体制（イメージ）】PDCAサイクルで、着実な地域福祉の推進



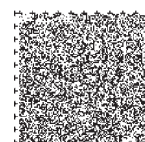
【地域での実践活動（イメージ）】

それぞれの地区（小地域）で課題解決のための実行計画を作り、実行しましょう。



② P D C Aサイクルによる見直し・改定

- 時間の経過とともに状況の変わる地域特有の課題や、地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、地域福祉アクションプランを実効性のある計画にするためには、進行管理等を含む評価体制を明確にしたうえで、計画の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて見直しをするなど、P D C Aサイクルの体制づくりが必要です。
- 県では、各市町村の地域福祉アクションプランがP D C Aサイクルを通じた進捗管理により着実に見直しが行われ、地域の実情に応じた計画へと改定されるよう、高知県社会福祉協議会と連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会とともに取り組みを進めていきます。

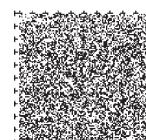


(参考) 第2期高知県地域福祉支援計画(平成28~令和元年度)の数値目標の達成状況

| 項目 | 策定時 | 目標 | 目標の達成状況 | 達成率 | 担当課 | |
|--|---|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------|----------------------------|
| | 平成27年度 | 令和元年度末(A) | (B) | (B/A) | | |
| (一) 地域の実情に応じた地域福祉の推進 | あったかられあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備(設置箇所数) | 29市町村(42箇所) | 旧市町村(平成の合併前)単位に1箇所以上 | 41/53旧市町村(50箇所) | 77.4% | 地域福祉政策課 |
| | あったかられあいセンターでのリハビリ専門職等と連携した介護予防の取組の実施箇所数 | 5箇所 | 全ての拠点においてリハビリ専門職等と連携した介護予防の取組の実施 | 50箇所 | 100.0% | 地域福祉政策課(高齢者福祉課) |
| | あったかられあいセンター等への認知症カフェの設置箇所数 | あったか5箇所 その他10箇所 | 全ての拠点及びサテライトを対象とした認知症カフェの設置 | 34箇所 | 68.0% | |
| | あったかられあいセンターコーディネーター研修の受講率(受講済者数/コーディネーター数) | 70.0% | 100% | 83.6% | 83.6% | |
| | あったかられあいセンタースタッフ研修の新任職員の受講率(受講済者数/スタッフ数) | 59.2% | 100% | 66.3% | 66.3% | 地域福祉政策課 |
| | あったかられあいセンターの運営協議会の設置 | 42箇所 | 全ての拠点の運営協議会に住民が参画 | 50箇所 | 100.0% | |
| | 介護予防に関する地域リーダーの育成(育成保険者数) | 27保険者 | 30保険者 | 28保険者 | 93.3% | |
| | 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の設置 | 11保険者(12月末暫定値) | 30保険者 | 30保険者 | 100.0% | |
| | 認知症サポーター養成数 | 40,072人(12月末暫定値) | 60,000人 | 61,980人 | 101.2% | 高齢者福祉課 |
| | 介護予防手帳の活用(活用保険者数) | 27保険者 | 30保険者 | 29保険者 | 96.7% | |
| | 地域包括支援センター職員研修(参加保険者数) | 12保険者(12月末暫定値) | 30保険者 | 30保険者 | 100.0% | |
| | 地域ケア会議の開催(開催保険者数) | 29保険者(12月末暫定値) | 30保険者 | 30保険者 | 100.0% | |
| | 傾聴ボランティアの養成(養成ボランティア数) | 357人 | 477人 | 526人(H29年度末) | 110.3% | 障害保健支援課 |
| | 高齢者こころのケアサポーターの養成(養成サポーター数) | 367人(H26) | 300人 | 474人 | 158.0% | |
| | 児童家庭相談担当市町村職員研修(参加市町村数) | 21市町村 | 30市町村 | 34市町村 | 113.3% | 児童家庭課 |
| 要保護児童対策地域協議会の会議への主任児童委員等の参加(参加率) | — | ケース検討会議:100% 実務者会議:100% | ケース検討会議:11.3% 実務者会議:91.1% | ケース検討会議:11.3% 実務者会議:91.1% | | |
| 生活困窮者などに対する官民協働による相談数(町村分) | 1,224件(H27未見込) | 1,840件 | 734件 | 39.9% | 地域福祉政策課 | |
| 自立支援計画(プラン)の策定数(町村分) | 46件(H27未見込) | 70件 | 87件 | 124.3% | 地域福祉政策課 | |
| 任意事業の実施(実施主体自治体数) | 6/12(県、5市) | 12/12(県、11市) | 11/12(県、10市) | 91.7% | | |
| 認定就労訓練事業所数 | 1事業所 | 34事業所 | 10事業所 | 29.4% | 地域福祉政策課 | |
| 自主防災組織率の向上 | 92.7% | 100% | 96.5% | 96.5% | 南海トラフ地震対策課 | |
| 名簿情報に基づく個別計画を地域主体で策定し、更新していく市町村の体制づくり(各市町村のニーズに合わせた個別計画の策定・訓練・見直しへの支援) | 0市町村 | 34市町村 | 32市町村 | 94.1% | 地域福祉政策課 | |
| 福祉避難所を運営するための市町村の体制づくり(ブロック別運営研修の実施) | — | 5ブロックで研修実施 | 5ブロックで研修実施 | 100.0% | | |
| (二) 地域福祉を推進する基盤の確保 | 集落活動センターの取組の推進(開設数) | 26箇所 | 80箇所 | 59箇所 | 73.8% | 中山間地域対策課 |
| | 移手段の確保のための取組の推進(取組市町村数) | 30市町村 | 34市町村 | 32市町村 | 94.1% | |
| | 福祉人材センターにおける就職者数 | 176人(H26) | 200人(70人) | 361人 | 180.5% | |
| | 介護福祉士養成校の入学者数 | 介護福祉士養成校の入学者数79人(H27) | 73人(70人) | 82人 | 112.3% | |
| | 県が支援する介護職員初任者研修の修了者 | ・中山間41人(H27) ・高校生47人(H26) | 242人(125人) | 84人 | 34.7% | 地域福祉政策課 |
| | 潜在介護福祉士等の就業者数 | — | 10人(40人) | 31人 | 310.0% | |
| | 介護職場の離職率の低下による離職者の減 | 15.6%(H26) | 60人(離職率14.6%) | 137人(離職率14.6%) | 100.0% | |
| | 「民生委員・児童委員の日」などにおける民生委員の活動に関する広報の実施 | — | 年1回以上 | 1回 | 100.0% | 地域福祉政策課 |
| | 民生委員・児童委員への研修の充実(段階に応じた研修の実施) | 各対象者別研修(会長、中堅、新任)1回以上/年 | 各対象者別研修(会長、中堅、新任)1回以上/年 | 各対象者別研修(会長、中堅、新任)1回以上/年 | 100.0% | |
| | 【再掲】生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の設置 | 11保険者(12月末暫定値) | 30保険者 | 30保険者 | 100.0% | 高齢者福祉課 |
| | 各市町村社協での大規模災害時における「初期行動計画」の策定 | 10市町村 | 34市町村 | 34市町村 | 100.0% | 地域福祉政策課 |
| | 市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制の整備 | 8市町村社協 | 15市町村社協 | 14市町村社協 | 93.3% | 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害福祉課 |
| | 地域福祉計画の進行管理のための会の開催状況 | 16市町村 | 34市町村 | 26市町村 | 73.5% | |
| | 地域福祉活動計画の進行管理のための会の開催状況 | 16市町村社協 | 34市町村社協 | 26市町村社協(H30.3) | 76.5% | |
| | 【再掲】あったかられあいセンターの運営協議会の設置 | 42箇所 | 全ての拠点の運営協議会に住民が参画 | 50箇所 | 100.0% | 地域福祉政策課 |
| 地域福祉計画の見直し(市町村数) | — | 34市町村 | 34市町村 | 100.0% | | |
| 地域福祉活動計画の見直し(市町村社協数) | — | 34市町村社協 | 29市町村社協(H30.3) | 85.3% | | |

第3期高知県地域福祉支援計画 策定経過

- 平成31年1月30日 平成30年度第1回社会福祉審議会
・第3期高知県地域福祉支援計画策定の進め方等の確認
- 令和元年7月16日 第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会
・高知県地域福祉支援計画の基本事項及び第3期計画骨子（案）の確認
- 令和元年9月10日 第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会
・第3期高知県地域福祉支援計画（素案）の検討
- 令和2年2月19日 第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会
・第3期高知県地域福祉支援計画（原案）の検討
- パブリックコメント
3月9日から3月29日まで
- 令和2年3月23日 令和元年度社会福祉審議会（書面開催）
・第3期高知県地域福祉支援計画（原案）の検討、承認
- 令和2年4月 第3期高知県地域福祉支援計画策定



高知県社会福祉審議会 委員

令和2年4月現在

(※各区分ごと五十音順)

| 区分 | 氏名 | 所属・役職等 |
|-----------|---------------|-------------------------------------|
| 県議会議員 | 浜田 豪太 | 県議会議員(危機管理文化厚生委員長) |
| | 明神 健夫 | 県議会議員 |
| 社会福祉事業関係者 | 荒川 泰士 | 高知県ホームヘルパー連絡協議会会長 |
| | 植野 弘子 | 高知県保育士会副会長(うららか保育園園長) |
| | 岡本 圭美 | 高知県知的障害者育成会理事・支援部長 |
| | 門田 純一 | 日本赤十字社高知県支部事務局長 |
| | 楠目 隆 | 高知県社会福祉法人経営者協議会会長 |
| | 徳弘 朋子 | 高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長 |
| | 中岡 恒子 | 高知県老人クラブ連合会理事 |
| | 福島 寛隆 | 高知県社会福祉協議会常務理事 |
| | 松尾 美絵 | 高知県精神障害者家族会連合会副会長 |
| | 宮崎 俊雄 | 高知県身体障害者連合会会長 |
| 学識経験者 | 池田 洋光 | 高知県町村会会長(中土佐町長) |
| | 泉谷 智彦 | 高知県医師会 (高知赤十字病院・脳神経外科 第一脳神経外科部長) |
| | 大崎 博士 | 高知県青年団協議会事務局長 |
| | 大崎 章代 | 高知県連合婦人会会長 |
| | 岡崎 誠也 | 高知県市長会会長(高知市長) |
| | 岡谷 英明 | 高知県人権尊重の社会づくり協議会委員 (高知大学教育学部教授) |
| | 岡林 恵子 | 高知県医師会(高知西病院・医師) |
| | 計田 香子 | 高知県医師会常任理事(高知厚生病院・副院長) |
| | 田内 芳仁 | 高知県医師会(田内眼科院長) |
| | 西森 康夫 | 高知県薬剤師会会長 |
| | 野並 誠二 | 高知県医師会副会長(高知病院院長) |
| | 野村 和男 | 高知県歯科医師会会長 |
| | 浜田 栄幹 | 高知県医師会(はまだ耳鼻咽喉科院長) |
| | 藤原 房子 | 高知県看護協会会長 |
| | 山岡 正史 | 高知新聞社編集局長 |
| 宮上 多加子 | 高知県立大学社会福祉学部長 | |

(任期: 令和4年1月11日まで)

第3期高知県地域福祉支援計画

～「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して
暮らし続けることのできる高知県」を目指して～

発行・編集：高知県地域福祉部地域福祉政策課

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9090

FAX：088-823-9207

URL：<http://www.pref.kochi.lg.jp>